

令和7年12月4日（木曜日）第1号

○議事日程	1頁
○本日の会議に付した事件	2頁
○出席議員	2頁
○欠席議員	2頁
○説明のため出席した者	2頁
○職務のため出席した事務局職員	3頁
○開会宣告	4頁
○黙  禱	4頁
○開議宣告	4頁
○日程第  1  会議録署名議員の指名	4頁
○日程第  2  会期の決定	4頁
○諸般の報告	5頁
○日程第  3  議案第126号から 日程第23  議案第146号まで	5頁
○議会改革特別委員会の委員の選任	7頁
○五所川原地区消防事務組合議会の議員の選挙	8頁
○休会の件	8頁
○散会宣告	8頁

令和7年12月8日（月曜日）第2号

○議事日程	9頁
○本日の会議に付した事件	9頁
○出席議員	9頁
○欠席議員	9頁
○説明のため出席した者	9頁
○職務のため出席した事務局職員	10頁
○開議宣告	12頁
○日程第  1  一般質問	12頁
13番  高橋美奈議員	12頁
1番  花田勝暁議員	26頁
16番  平山秀直議員	43頁

3番 和田 祐 治 議員	54頁
○散会宣告	70頁

令和7年12月9日（火曜日）第3号

○議事日程	71頁
○本日の会議に付した事件	71頁
○出席議員	71頁
○欠席議員	71頁
○説明のため出席した者	71頁
○職務のため出席した事務局職員	72頁
○開議宣告	74頁
○日程第 1 一般質問	75頁
9番 藤 森 真 悦 議員	75頁
8番 秋 田 幸 保 議員	93頁
17番 桑 田 哲 明 議員	98頁
5番 伊 藤 雅 輝 議員	114頁
○散会宣告	127頁

令和7年12月10日（水曜日）第4号

○議事日程	129頁
○本日の会議に付した事件	129頁
○出席議員	129頁
○欠席議員	130頁
○説明のため出席した者	130頁
○職務のため出席した事務局職員	131頁
○開議宣告	132頁
○日程第 1 議案第147号から	
日程第 4 議案第150号まで並びに	
日程第 5 議案第126号から議案第146号まで	132頁
○日程第 6 請願第 3号	134頁
○休会の件	134頁
○散会宣告	134頁

令和7年12月18日（木曜日）第5号

○議事日程	135頁
○本日の会議に付した事件	136頁
○出席議員	136頁
○欠席議員	137頁
○説明のため出席した者	137頁
○職務のため出席した事務局職員	138頁
○開議宣告	139頁
○日程第1 議案第136号から	
日程第11 請願第3号まで	139頁
○日程第12 議案第140号から	
日程第14 議案第146号まで	143頁
○日程第15 議案第143号	145頁
○日程第16 議案第126号から	
日程第26 議案第147号まで	146頁
○市長挨拶	148頁
○閉会宣告	149頁
署名	151頁

参考資料

○議決結果表	153頁
○会期及び日程	155頁
○一般質問通告表	157頁
○議案付託区分表	163頁
○請願文書表	165頁

令和 7 年五所川原市議会第 6 回定例会会議録（第 1 号）

---

◎議事日程

令和 7 年 1 2 月 4 日（木）午前 1 0 時開会

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 議案第126号 令和 7 年度五所川原市一般会計補正予算（第 4 号）
- 第 4 議案第127号 令和 7 年度五所川原市国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第 2 号）
- 第 5 議案第128号 令和 7 年度五所川原市国民健康保険医科診療施設勘定特別会計補正予算（第 1 号）
- 第 6 議案第129号 令和 7 年度五所川原市国民健康保険歯科診療施設勘定特別会計補正予算（第 1 号）
- 第 7 議案第130号 令和 7 年度五所川原市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）
- 第 8 議案第131号 令和 7 年度五所川原市介護保険特別会計補正予算（第 1 号）
- 第 9 議案第132号 令和 7 年度五所川原市高等看護学院特別会計補正予算（第 1 号）
- 第 1 0 議案第133号 令和 7 年度五所川原市水道事業会計補正予算（第 1 号）
- 第 1 1 議案第134号 令和 7 年度五所川原市工業用水道事業会計補正予算（第 2 号）
- 第 1 2 議案第135号 令和 7 年度五所川原市下水道事業会計補正予算（第 3 号）
- 第 1 3 議案第136号 五所川原市津軽鉄道株式会社に対する固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 1 4 議案第137号 五所川原市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動用自動車の使用の公営に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 1 5 議案第138号 五所川原市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動用ポスターの作成の公営に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 1 6 議案第139号 五所川原市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動用ビラの作成の公営に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 1 7 議案第140号 児童福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整

備に関する条例の制定について

- 第18 議案第141号 財産の処分について  
第19 議案第142号 訴えの提起について  
第20 議案第143号 訴えの提起について  
第21 議案第144号 青森県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び青森県市町村総合事務組合同約の変更について  
第22 議案第145号 青森県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び青森県市町村職員退職手当組合同約の変更について  
第23 議案第146号 つがる西北五広域連合の処理する事務の変更及びつがる西北五広域連合同約の変更について  
第24 議会改革特別委員会の委員の選任  
第25 五所川原地区消防事務組合議会の議員の選挙
- 

◎本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

---

◎出席議員（20名）

1番	花田勝暁	議員	2番	金谷勝	議員
3番	和田祐治	議員	4番	木村清一	議員
5番	伊藤雅輝	議員	6番	藤田成保	議員
8番	秋田幸保	議員	9番	藤森真悦	議員
10番	黒沼剛	議員	11番	松本和春	議員
12番	成田和美	議員	13番	高橋美奈	議員
14番	外崎英継	議員	15番	木村慶憲	議員
16番	平山秀直	議員	17番	桑田哲明	議員
19番	山田善治	議員	20番	木村博	議員
21番	伊藤永慈	議員	22番	山口孝夫	議員

---

◎欠席議員（なし）

---

◎説明のため出席した者（26名）

市長 佐々木 孝 昌

副市長	鎌田 寿
総務部長	川浪 生郎
財政部長	佐々木 崇人
民生部長	三橋 大輔
福祉部長	片山 善一朗
経済部長	川浪 治
建設部長	古川 清彦
上下水道部長	平野 聡史
会計管理者	小林 益代
教育長	原 真紀
教育部長	藤原 弘明
選挙管理委員会 委員長	中谷 昌志
選挙管理委員会 事務局長	鳴海 新一
監査委員	小田桐 宏之
監査委員 事務局長	岡田 正人
農業委員会 会長	森 義博
農業委員会 事務局長	一戸 武二
総務課長	荒谷 智子
財政課長	永山 大介
市民課長	外崎 経明
福祉政策課長	鎌田 郁
農林政策課長	西村 長幸
土木課長	工藤 陵
経営管理課長	飛鳥 順一
教育総務課長	須藤 淳也

---

◎職務のため出席した事務局職員

事務局長	工藤 義人
次長	毛内 貴郎

◎開会宣告

○木村清一議長 皆さん、おはようございます。ただいまの出席議員20名、定足数に達しております。

これより令和7年五所川原市議会第6回定例会を開会いたします。

---

◎黙 禱

○木村清一議長 議事に入る前に、去る11月4日に御逝去されました鳴海初男議員の御冥福を祈り、謹んで黙禱をささげたいと思います。

全員御起立願います。

黙禱。

(黙 禱)

○木村清一議長 お直りください。黙禱を終わります。

御着席願います。

---

◎開議宣告

○木村清一議長 これより本日の会議を開きます。

本日の会議は、議事日程第1号により進めます。

---

◎日程第1 会議録署名議員の指名

○木村清一議長 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、21番、伊藤永慈議員、22番、山口孝夫議員、1番、花田勝暁議員を指名いたします。

---

◎日程第2 会期の決定

○木村清一議長 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。今定例会の会期は、本日から18日までの15日間といたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○木村清一議長 異議なしと認めます。

よって、会期は本日から15日間と決定いたしました。

---

◎諸般の報告

○木村清一議長 次に、諸般の報告をいたします。

監査委員より、地方自治法の規定に基づく例月現金出納検査の結果報告がありました。報告書は、お手元のタブレット端末に配信しておりますので、御了承願います。

---

◎日程第 3 議案第126号から

日程第23 議案第146号まで

○木村清一議長 次に、日程第3、議案第126号 令和7年度五所川原市一般会計補正予算(第4号)から日程第23、議案第146号 つがる西北五広域連合の処理する事務の変更及びつがる西北五広域連合規約の変更についてまでの21件を一括議題といたします。

市長より提案理由の説明を求めます。

市長。

○佐々木孝昌市長 一登壇一

令和7年五所川原市議会第6回定例会の開会に当たり、提案いたしました議案の提案理由を御説明申し上げる前に、一言申し述べさせていただきます。

去る11月4日に御逝去されました鳴海初男議員におかれましては、平成19年の当選以来、これまで市勢発展のため大変御尽力をいただきました。深く敬意を表するとともに、謹んで哀悼の意を表するものでございます。故人の御冥福を心よりお祈りを申し上げます。

それでは、本定例会に提案いたしました議案の概要について御説明申し上げます。議案第126号は、令和7年度五所川原市一般会計補正予算(第4号)であります。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3億9,720万4,000円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ342億6,140万5,000円とするものであります。障害福祉サービス費等支給事業及び農業用施設災害復旧事業の増額に伴う経費等を計上するものであります。

議案第127号は、令和7年度五所川原市国民健康保険事業勘定特別会計補正予算(第2号)であります。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億5,827万5,000円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ61億576万7,000円とするものであります。

議案第128号は、令和7年度五所川原市国民健康保険医科診療施設勘定特別会計補正予算(第1号)であります。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ193万8,000円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ1億2,889万8,000円とするものであります。

議案第129号は、令和7年度五所川原市国民健康保険歯科診療施設勘定特別会計補正予

算(第1号)であります。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ53万2,000円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ3,618万6,000円とするものであります。

議案第130号は、令和7年度五所川原市後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)であります。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ8,323万9,000円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ8億6,219万6,000円とするものであります。

議案第131号は、令和7年度五所川原市介護保険特別会計補正予算(第1号)であります。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3億9,837万3,000円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ75億1,833万5,000円とするものであります。

議案第132号は、令和7年度五所川原市高等看護学院特別会計補正予算(第1号)であります。歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ549万5,000円を減額し、予算の総額を歳入歳出それぞれ9,957万8,000円とするものであります。

議案第133号は、令和7年度五所川原市水道事業会計補正予算(第1号)であります。収益的支出の既決予定額に1,235万1,000円を追加するものであります。

議案第134号は、令和7年度五所川原市工業用水道事業会計補正予算(第2号)であります。収益的支出の既決予定額に63万7,000円を追加するものであります。

議案第135号は、令和7年度五所川原市下水道事業会計補正予算(第3号)であります。収益的収入の既決予定額に2,000万円を追加し、収益的支出の既決予定額に2,342万8,000円を追加し、資本的支出の既決予定額に99万3,000円を追加するものであります。

議案第136号は、五所川原市津軽鉄道株式会社に対する固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。津軽鉄道株式会社の経営を支援するため、鉄道の用に供する固定資産に係る固定資産税の課税免除の適用期間を1年間延長するため提案するものであります。

議案第137号は、五所川原市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動用自動車の使用の公営に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。市議会議員及び市長の選挙における選挙運動用自動車の公営に要する経費に係る限度額について、見直しを行うため提案するものであります。

議案第138号は、五所川原市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動用ポスターの作成の公営に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。市議会議員及び市長の選挙における選挙運動用ポスターの作成の公営に要する経費に係る限度額について、見直しを行うため提案するものであります。

議案第139号は、五所川原市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動用ビラの作成の公営に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。市議会議員及び

市長の選挙における選挙運動用ビラの作成の公営に要する経費に係る限度額について、見直しを行うため提案するものであります。

議案第140号は、児童福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてであります。保育所等における虐待等の不適切事案を踏まえ児童福祉法が一部改正され、虐待等の発見時の通報義務等の仕組みが設けられたことに伴い市の基準の改正を行うとともに、家庭的保育事業等における利用乳幼児の健康診断等に関する規定について改正を行うため提案するものであります。

議案第141号は、財産の処分についてであります。地方自治法第96条第1項第8号及び五所川原市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により議会の議決を求めるものであります。

議案第142号及び議案第143号は、いずれも訴えの提起についてであります。地方自治法第96条第1項第12号の規定により議会の議決を求めるものであります。

議案第144号は、青森県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び青森県市町村総合事務組合同約の変更についてであります。地方自治法第286条第1項及び第290条の規定により議会の議決を求めるものであります。

議案第145号は、青森県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び青森県市町村職員退職手当組合同約の変更についてであります。地方自治法第286条第1項及び第290条の規定により議会の議決を求めるものであります。

議案第146号は、つがる西北五広域連合の処理する事務の変更及びつがる西北五広域連合規約の変更についてであります。地方自治法第291条の3第1項及び第291条の11の規定により議会の議決を求めるものであります。

以上が本定例会に提案いたしました議案の概要であります。詳細につきましては、議事の過程で本職並びに関係職員が説明いたしますので、全議案とも御賛同を賜りますようお願いを申し上げます。

---

#### ◎議会改革特別委員会の委員の選任

○木村清一議長 次に、日程第24、議会改革特別委員会の委員の選任を議題といたします。

本件は、鳴海初男議員の御逝去に伴い議会改革特別委員会の委員に欠員が生じたので、後任の委員の選任について、委員会条例第8条第1項の規定により議長において指名いたしたいと思っております。

議会改革特別委員会の委員に、6番、藤田成保議員を指名いたします。

---

◎五所川原地区消防事務組合議会の議員の選挙

○木村清一議長 次に、日程第25、五所川原地区消防事務組合議会の議員の選挙を行います。

本件は、鳴海初男議員の御逝去に伴い欠員となりました後任の議員の選挙をするものであります。

お諮りいたします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選により議長において指名したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○木村清一議長 異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推選の方法により議長において指名することに決しました。五所川原地区消防事務組合議会の議員に10番、黒沼剛議員を指名いたします。

ただいまの指名に御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○木村清一議長 異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました黒沼剛議員が五所川原地区消防事務組合議会の議員に当選されました。

ただいま当選されました黒沼剛議員が議場におられますので、本席から会議規則第32条第2項の規定により告知いたします。

---

◎休会の件

○木村清一議長 以上で本日の日程は終了いたしました。

お諮りいたします。明5日は、議案熟考のため休会いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○木村清一議長 異議なしと認めます。

よって、明5日は休会することに決しました。

なお、6日及び7日の両日は、会議規則第10条第1項の規定により休会とし、次回は8日定刻より会議を開きます。

---

◎散会宣告

○木村清一議長 本日はこれにて散会いたします。

午前10時18分 散会

令和7年五所川原市議会第6回定例会会議録（第2号）

---

◎議事日程

令和7年12月8日（月）午前10時開議

第1 一般質問（4人）

- 13番 高橋 美奈 議員
  - 1番 花田 勝暁 議員
  - 16番 平山 秀直 議員
  - 3番 和田 祐治 議員
- 

◎本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

---

◎出席議員（20名）

- |              |              |
|--------------|--------------|
| 1番 花田 勝暁 議員  | 2番 金谷 勝 議員   |
| 3番 和田 祐治 議員  | 4番 木村 清一 議員  |
| 5番 伊藤 雅輝 議員  | 6番 藤田 成保 議員  |
| 8番 秋田 幸保 議員  | 9番 藤森 真悦 議員  |
| 10番 黒沼 剛 議員  | 11番 松本 和春 議員 |
| 12番 成田 和美 議員 | 13番 高橋 美奈 議員 |
| 14番 外崎 英継 議員 | 15番 木村 慶憲 議員 |
| 16番 平山 秀直 議員 | 17番 桑田 哲明 議員 |
| 19番 山田 善治 議員 | 20番 木村 博 議員  |
| 21番 伊藤 永慈 議員 | 22番 山口 孝夫 議員 |
- 

◎欠席議員（なし）

---

◎説明のため出席した者（30名）

市 長	佐々木 孝 昌
副 市 長	鎌 田 寿
総 務 部 長	川 浪 生 郎
財 政 部 長	佐々木 崇 人

民 生 部 長	三 橋 大 輔
福 祉 部 長	片 山 善一朗
経 済 部 長	川 浪 治
建 設 部 長	古 川 清 彦
上 下 水 道 部 長	平 野 聡 史
会 計 管 理 者	小 林 益 代
教 育 部 長	原 真 紀
教 育 部 長	藤 原 弘 明
選 挙 管 理 委 員 会 長	中 谷 昌 志
選 挙 管 理 委 員 会 長	鳴 海 新 一
事 務 局 長	小 田 桐 宏 之
監 査 委 員	岡 田 正 人
監 査 委 員	森 義 博
事 務 局 長	一 戸 武 二
管 財 課 長	蛸 島 秀 樹
財 政 課 長	永 山 大 介
健 康 推 進 課 長	古 川 竜 大
市 民 課 長	外 崎 経 明
地 域 包 括	今 智 司
支 援 課 長	山 内 かおり
子 育 て 支 援 課 長	吉 田 純 也
商 工 観 光 課 長	西 村 長 幸
農 林 政 策 課 長	工 藤 陵
土 木 課 長	飛 鳥 順 一
経 営 管 理 課 長	蒔 苗 勝 久
学 校 教 育 課 長	須 藤 淳 也
教 育 総 務 課 長	

---

◎職務のため出席した事務局職員

事務局 長  
次 長

工藤 義人  
毛内 貴郎

---

◎開議宣告

○木村清一議長 皆さん、おはようございます。

議事に入る前に、傍聴者の皆様に申し上げます。傍聴席では、会議の妨げにならないように御静粛をお願いいたします。

ただいまの出席議員20名、定足数に達しております。

これより本日の会議を開きます。

本日の会議は、議事日程第2号により進めます。

---

◎日程第1 一般質問

○木村清一議長 日程第1、一般質問を行います。

質問の回数は、会議規則第64条に規定されておりますが、質問、答弁とも簡潔明瞭に願います。また、一問一答方式の場合、1回目の質問は一括で質問、答弁を行い、再質問以降については一般質問通告表の質問要旨ごとに順次質問、答弁を行いますので、御協力のほどよろしく願います。

それでは、13番、高橋美奈議員の質問を許可いたします。13番、高橋美奈議員。

○13番 高橋美奈議員 おはようございます。自民公明クラブの高橋美奈です。令和7年第6回定例会に当たり、通告に従い一般質問を始めさせていただきます。

通告の1点目は、五所川原市の公共施設について質問させていただきます。まず、質問要旨の(1)、公共施設等総合管理計画と個別施設計画の整合性と運用プロセスについてです。私は、人口減少社会における公共施設の個別計画と市全体の持続可能な施設マネジメントについて質問させていただきます。

市内の公共施設は、地域のコミュニティの核であり、住民の皆さんが集い、学び、支え合いを育む大切な場所であると考えています。どの地域にとっても必要な存在であり、その価値は数字だけでははかり切れません。しかし一方で、老朽化が進む施設が増え、維持、更新費の確保が難しくなる中、どうすれば次世代に公共施設を未来に引き継いでいけるのかという視点から、市全体で見直していく時期に来ていることも事実です。

その中で、金木地区の公民館の整備方針が当初計画から変更されたことは、特定地域の問題というより、市全体の施設マネジメントに共通する重要な示唆を含んでいると考えています。金木を批判するのではなく、むしろどの地域でも起こり得る課題として、本日は例として取り上げ、市全体の計画の在り方について議論したいと思っています。

市では、公共施設等総合管理計画と個別施設計画を作成しています。公共施設等総合管理計画は、計画の目的として、公共施設の老朽化が進む中で、倒壊等のリスクを回避し、市民に安全、安心な施設サービスを提供する、適切なタイミングで更新、改修を行うための長期的な方針を示すとされています。加えて、計画全体では、財政負担の軽減、平準化、公共施設の最適配置、過剰な施設総量の見直しを目的として作成され、2024年3月に改定されています。

また、個別施設計画では、総合計画を実行に移すための施設ごとに詳細を示す計画として作成され、2025年3月に改定されていますが、この整合性はどのように確保されているのかお伺いします。

(2)です。人口減少と利用実態に基づく公共施設配置・規模について。個別施設計画では、人口減少、利用実態をどのように反映して作成したのかお伺いいたします。

続いて、(3)、公共施設整備における公平性・優先順位・財政責任についてお伺いします。私は、まず五所川原市がこれから直面する公共施設の維持費という重い現実を数字をもって共有したいと思います。市が公表している公共施設等総合管理計画では、現在保有している公共施設を今のまま全て維持し続けた場合、今後30年間の更新、大規模改修に必要な費用は数百億円規模に上ると明記されています。

さらに、個別施設計画の中でも様々な整備計画に分かれています。その中の集会施設整備計画では、91施設のうち58施設が老朽化率100%超とされ、これを全て更新するのは現実的ではないと明確に書かれています。本市の人口は、平成の初めには約6万人いましたが、令和に入り、ついに5万人を割り込みました。今のペースで減少すると20年後には4万人台前半、さらに少子高齢化は確実に進み、税収は減り、社会保障費が増え、公共施設に回せるお金は今より確実に減ります。この数字の現実を踏まえると、私たちは今どの施設をどの規模でどう維持するのかを、建設費だけでなく将来の維持費総額で判断する時代に入ったと考えています。

そこで、(3)の質問に入ります。公共施設整備における優先順位は、どの指標を基準としているのかお伺いいたします。

次に、通告の2点目、防災・減災対策の強化について。市民の命と暮らしを守るための基盤である防災・減災対策について質問させていただきます。五所川原市は、岩木川流域の洪水リスク、線状降水帯による大雨、冬季の豪雪等、多岐にわたる災害リスクを抱えています。また、高齢化率が約40%に達する中、災害時の逃げ遅れゼロを実現するためには、自助、共助、公助の3本柱が欠かせません。まず、市民一人一人が備える自助、次に地域で支え合う共助、そして最後に行政が責任を果たす公助、この3つがしっ

かり機能して初めて市民の命と尊厳を守れる防災体制になると考えます。

その観点から、今日は備蓄品の整備状況と管理体制について、避難所運営におけるトイレ問題について、自主防災組織の現状と機能強化についての3つの柱で質問させていただきます。

先日、先月から行われた青森県女性防災リーダー育成プログラムというものに私も参加させていただいております。その初回の公開講座に、川浪総務部長と中川防災管理課長も冒頭だけの参加かと思ったんですけども、最後まで御出席いただいています、五所川原市の防災に対する意識が高いというふうに周りの方も驚かされていました。

まず(1)、備蓄品の整備状況と管理体制についてです。当市の備蓄品の整備状況をまずお伺いいたします。

次に、避難所におけるトイレ問題についてです。全国的に自然災害が激甚化する中、避難所におけるトイレ環境の確保は、被災者の健康と尊厳を守る上で極めて重要な課題とされています。特に昨年発生した能登半島地震では、断水が長期化し、多くの避難所で水洗トイレが使えなくなったことにより、簡易トイレの不足や衛生環境の悪化など深刻な問題となりました。トイレが使えない、汚れていて使いづらいという状況から、水分補給を控えてしまう例や、感染症の拡大につながったケースも報告されています。避難所運営の現場では、物資よりもまずトイレが必要だったという声も多く、改めて災害時のトイレ対策の重要性が浮き彫りになりました。

また、能登の事例では、行政だけではすぐ対応し切れず、地域の自主防災組織や住民同士の支え合いが避難所運営を支える大きな力となったことも明らかになっています。地域ごとのネットワークが日頃から機能している自治体ほど、トイレの設置、管理や物資の配布がスムーズに行われたという報告もあります。

国のガイドラインでも、災害時のトイレ確保は最優先事項とされ、簡易トイレや携帯トイレ、凝固剤などの備蓄はもちろん、平時から自主防災組織と行政の連携体制を整えることが重要とされています。

こうした教訓を踏まえ、本市でも備蓄体制や避難所運営の在り方、そして自主防災組織との連携強化が大きな鍵になると考えます。

以上の点から、本市の現状と今後の取組についてお伺いいたします。

まず、市としては、避難所運営におけるトイレ問題をどのように認識しているのか、お伺いいたします。

次に、自主防災組織の現状と機能強化についてです。まず、自主防災組織数とカバー率について、当市の状況をお伺いします。

以上、1回目の質問とさせていただきます。理事者側の誠意ある答弁をお願いいたします。

○木村清一議長 ただいまの質問に対する答弁を求めます。

総務部長。

○川浪生郎総務部長 それでは、公共施設等総合管理計画と個別施設計画の整合性の確保についてお答えします。

公共施設等総合管理計画は、人口減少などにより、公共施設等の利用需要が変化していく中で、中長期的な視点で効率的、効果的に整備、管理運営を行うことで、市民が安全、安心で持続的に公共施設を利用できるよう、公共施設等の最適な量と質、配置を実現するための基本的な方針を示しております。

この基本方針を具現化するためのスケジュール、事業費などを施設類型ごとに取りまとめたものが各個別施設計画であることから、整合性が図られていると認識しております。

続きまして、人口減少と利用実態を個別施設計画にどのように反映しているのかについてお答えいたします。当市では、類似団体等と比較して、非常に多くの公共施設を保有しており、老朽化も進む中、今後の人口減少も考慮した上で、中長期的な視点により、施設保有量の適正化や計画的な保全による施設の長寿命化を具現化することを目的とした計画が各個別施設計画となります。

施設類型ごとの用途に応じて、利用実態や維持管理費用などを総合的に判断して、各個別施設計画を策定しており、老朽化が著しい施設や使用頻度の少ない施設の在り方や代替施設の状況などを考慮して総量を縮減していくものとしております。

次に、公共施設整備における優先順位の考え方についてお答えいたします。それぞれの施設により、用途や利用者層などに違いがあることから、一概にお答えすることは難しいものの、主に施設の老朽化や施設の利用率により判断しております。

それでは、当市の備蓄品の整備状況についてお答えいたします。まず、備蓄については、県が策定した青森県災害備蓄指針が示す備蓄量の目安に基づいて整備しており、食料、飲料水、段ボールベッド、ワンタッチテント、毛布、簡易トイレ、トイレ袋、トイレトーパーなどを備蓄しております。

保管場所につきましては、防災倉庫をはじめ、市内10か所に保管しております。

続きまして、避難所運営におけるトイレ問題の市の認識についてお答えいたします。先ほども御指摘ありましたが、これまで大規模災害で、不衛生なトイレを利用したくないために、水分や食事を控えた結果、栄養状態の悪化や脱水症状など健康を害する事例

が報告されております。避難者の健康や避難所環境を確保する上で、避難所運営におけるトイレの問題は重要であると認識しております。

続きまして、本市における自主防災組織とカバー率について、令和3年度から令和7年度までの5年間の推移でお答えいたします。まず、自主防災組織数ですが、令和3年度44団体、令和4年度46団体、令和5年度53団体、令和6年度65団体、令和7年度は11月末時点で67団体となっており、令和3年度から23団体増加しております。

次に、市内全世帯数のうち、各自主防災組織がどのくらいの世帯数を活動範囲としているかを示したカバー率ですが、令和3年度35.6%、令和4年度36.7%、令和5年度41.6%、令和6年度46.9%、令和7年度は11月末時点で47.9%となっており、令和3年度から12.3%増加しております。

○木村清一議長 13番、高橋美奈議員。

○13番 高橋美奈議員 それでは、再質問に入らせていただきます。

再質問の1点目ですが、先ほど整合性が図られていると認識しているという答弁でございました。個別施設計画の進捗管理やチェック体制は、市の中でどのように機能しているのかという点をお伺いいたします。

○木村清一議長 総務部長。

○川浪生郎総務部長 お待たせしまして、すみません。個別施設計画の進捗管理やチェック体制についてお答えいたします。

市では、副市長を会長として、各部長、財政課長、建築住宅課長を構成員とする五所川原市公共施設等ファシリティマネジメント会議を設置しております。この会議体において、各個別施設計画に掲げる施設の新築、除去、改修及び民間移譲についての進捗管理を行っており、令和7年度においては、現在まで2回開催しております。

○木村清一議長 13番、高橋美奈議員。

○13番 高橋美奈議員 新築、除却の順序について、計画と異なる進み方になっている場合もあると思うんですけども、計画どおり進まない原因の分析だったり、是正だったり、そのプロセス等の計画全体の見直しをどの会議体でどのように行っているのか、お伺いいたします。

○木村清一議長 総務部長。

○川浪生郎総務部長 個別施設計画では、各施設の方針や、それを実現するためのスケジュールを示しております。施設の新設、除却等に関しては、財政状況を勘案しながら実施することから、計画がずれ込むことはあると思いますが、方針は基本的に変更することはないものと考えております。

○木村清一議長 13番、高橋美奈議員。

○13番 高橋美奈議員 どの会議体においてという質問もさせていただいているんですけども、ファシリティマネジメント会議と先ほど答弁いただきましたが、この会議では計画と実際の乖離をどのような指標で評価しているのか。また、評価結果を市民に説明可能な形で整理して公表しているのかお伺いします。

○木村清一議長 総務部長。

○川浪生郎総務部長 まず、公共施設等総合管理計画及び個別施設計画は、計画期間が令和26年度までの長期計画となっております。それぞれの計画において、計画期間までに施設の削減する目標面積を掲げていることから、新築、除却などを合算した実績面積と進捗率により管理し、これらをもって評価しております。

市民への進捗などの公表につきましては、おおむね5年に1度の各計画の改定のタイミングで実施したいと考えております。

○木村清一議長 13番、高橋美奈議員。

○13番 高橋美奈議員 整備判断の際に、建設費だけではなくて、維持管理費、更新費用を合算したライフサイクルコストと言われるものですが、その建設費だけではない維持管理費、今後にかかる経費だったり更新費を合算したライフサイクルコストで比較して意思決定しているのかお伺いいたします。

○木村清一議長 総務部長。

○川浪生郎総務部長 整備判断に当たりましては、施設により異なることもありますが、基本的にはライフサイクルコストのほか、代替施設までの距離及び利用率などを総合的に判断して決定しております。

○木村清一議長 13番、高橋美奈議員。

○13番 高橋美奈議員 ここからは、(2)の再質問のほうに入らせていただきます。

先ほどの答弁いただきました総量縮減を図るとの説明だったと思うんですけども、どの施設を、いつまでに、どの程度縮減するという具体的な目標や工程表などはあるのかお伺いいたします。

○木村清一議長 総務部長。

○川浪生郎総務部長 施設縮減に関する目標や工程表はあるのかということでお答えいたします。

個別施設計画では、令和2年度から令和26年度までの25年間で5期に区分し、各施設ごとに除却、改修、民間移譲といった方向性をどの周期までに行うという工程を示しております。

また、公共施設等総合管理計画において、公共施設の延べ床面積については、令和4年度時点で38万4,310.37平米であるものを、中間目標となる令和16年度までに25万4,777.11平米に、長期目標となる令和26年度までに15万7,747.8平米に縮減することを目標に掲げております。

○木村清一議長 13番、高橋美奈議員。

○13番 高橋美奈議員 最終的に令和26年までには現在ある令和4年時点のものから38万平米ぐらいのものを15万平米ぐらいまでに縮減することを目標に掲げているという御答弁でした。

人口や利用実態から地域ニーズが異なると思うんですけれども、施設再配置の優先度のルールなどありましたら示していただきたいと思います。

○木村清一議長 総務部長。

○川浪生郎総務部長 施設再配置の優先度のルールについてお答えいたします。

先ほどの答弁と重複いたしますが、施設類型ごとの用途に応じて、老朽化率や利用実態、維持管理費用などを総合的に判断して、施設の最適化を図る目的で各個別施設計画を策定しております。

○木村清一議長 13番、高橋美奈議員。

○13番 高橋美奈議員 先ほどライフサイクルコストを導入しているという答弁だったと思うんですけれども、答弁重なったら申し訳ございません。新築や改修を行う際、建設費、維持費、大規模改修費を合算したライフサイクルコストの比較を行うルール化を導入すべきと考えていますが、市ではもう導入しているということによろしいのでしょうか。

○木村清一議長 総務部長。

○川浪生郎総務部長 お答えいたします。

新築や改修を行う際のライフサイクルコストの比較を行うルール化の導入につきましては、既に導入しておりまして、新築や改修を行う際はライフサイクルコストを判断材料の一つとしております。個別施設計画におきましても、ライフサイクルコストを含めて総合的に判断して、存続や改修などの方向性を定めております。

○木村清一議長 13番、高橋美奈議員。

○13番 高橋美奈議員 それでは、(3)の再質問に入らせていただきます。

金木の公民館を最初に例に挙げさせていただきましたが、例外的判断はどの会議体で、どの基準によって決められているのか、もう一度お伺いいたします。

○木村清一議長 総務部長。

○川浪生郎総務部長 例外的判断はどの会議体で、どの基準によって決められているのかについてお答えいたします。

各施設につきましては、計画的に管理しているところですが、老朽化が進んでいることもあり、突発的に不具合が生じる場合もございます。例外的判断を要する場合は、規模や重要性を加味して、施設所管課と財政部門、また建築部門において協議しながら決定する、もしくはその施設課題に特化した会議体を構成するなど、状況に応じて柔軟に対応しております。

○木村清一議長 13番、高橋美奈議員。

○13番 高橋美奈議員 ここで、もう一度例を挙げたいと思います。

金木地区の公民館整備は、住民のニーズ、老朽化の状況、地域コミュニティの維持などを踏まえて、当初の計画から変更されたものと承知しております。しかし、私は金木地区を責めたいわけではございません。むしろどの地域でも起こり得る計画と実際がずれたとき、どうやって全市的に整合性を保つのかという普遍的な重要なテーマだと考えています。

なお、去年の3月に改定しております市が策定した集会施設整備計画では、各施設ごとに今後の方向性が明確に示されています。その中で、金木公民館の個別施設計画では、2029年度をめどに除却し、除却というのはなくするということですよ。除却し、新たな施設として建て替えを検討すると正式に除却の方向性が設定されています。解体費についても約1.3億円と具体的に示されていて、老朽化、大ホールの利用停止、浸水想定区域にあるといった課題が整理されていきました。私は、この内容自体を問題にしたいのではございません。むしろこうした個別計画で示された方向性と実際の行政判断との整合性を市全体で公共施設のマネジメントとしてどのように確保していくのか、ここが極めて重要な論点であると考えています。

今後、他地域でも同様に計画と異なる判断が必要になるケースが出る可能性があります。その際、計画をどのような手順で見直して、財政負担の公平性や持続可能性をどのように説明していくのか、明確なルールが必要ではないかと考えます。今後、市内の各地域で同様の事例が出た場合、財政負担の公平性や市全体としての整備水準のバランスをどう保つのか。地域の声によって計画の進行が変わるようにも見えるんですが、声が大きいイコール優先順位や計画の変更ではなく、市全体の公平性、財政負担の均衡をどのように担保しているのか、お伺いいたします。

○木村清一議長 総務部長。

○川浪生郎総務部長 市全体の公平性、財政負担の均衡をどのように担保しているかにつ

いてお答えいたします。

当市では、五所川原、金木、市浦を一体とした市全体の公共施設の配置適正化を推進するため、公共施設等総合管理計画に基づき取組を進めているところでございます。しかし、社会構造や生活環境の変化などによる住民ニーズの変化や、自然災害その他様々な要因により、必ずしも計画どおりに進まないことも想定されます。

新たな公共施設整備の需要が生じた際には、既存施設の利用実態、代替施設の有無、緊急性など様々な状況を考慮した上で総合的な判断を要することになりますが、市全体の公共施設の適正配置につながるよう、公共施設のマネジメントに取り組んでまいりたいと考えております。

○木村清一議長 13番、高橋美奈議員。

○13番 高橋美奈議員 集会施設91施設のうち、58施設が老朽化率100%を超えているというふうに示されています。そのほかにも、集会施設のほかにも、図書館だったりスポーツ施設だったり、老朽化と建て替え期が重なる状況です。これを全て今のまま維持するという事は、まず不可能だと考えています。市が公表している全体計画の前提を基に試算すると、公共施設の更新費と維持費は、今後30年間で確実に数百億円規模になることは明らかです。

では、伺います。市全体で公共施設の維持費、更新費の総額をどの程度と見込み、最適化によってどこまで圧縮する目標を持っているのかお伺いします。

○木村清一議長 総務部長。

○川浪生郎総務部長 公共施設の維持費、更新費の総額の見込みと、最適化によってどこまで圧縮する目標を持っているかお答えいたします。

令和6年度時点での維持費が年間約15億4,000万円、更新費用が年間約35億9,000万円と試算しております。

これを各個別施設計画に掲げる施設の圧縮により、令和26年度には維持費が年間約12億6,000万円、更新費用が年間約26億3,000万円となるものと試算しており、施設の維持費、更新費について年間約12億4,000万円の削減を目指しております。

○木村清一議長 13番、高橋美奈議員。

○13番 高橋美奈議員 先月会派で、自民公明クラブで、大阪府のとある市に行政視察に伺いました。その際、その市は人口22万人の市でした。行政視察に伺ったときに、首長さんが自ら、自分の市の伺った内容について説明してくださいました。そのときに、22万人もいる市でも、その首長の話でも、新しい建物を建てることはもう考えられないと。なので、今あるものをどう維持していくのか、長期的に保有していくのかということ

とがもう喫緊の課題であるというふうにおっしゃっておりました。ただ、戦略的に若い世代がここに集まってほしいという投資の意味での建物の新築は考えている。でも、それ以外はもう考えられないというふうにおっしゃっておりました。これは、あくまでも参考例ですが、本当にそのとおりだなというふうに思いました。

市内には、個別施設計画で除却と明記された施設がほかにも多数存在します。確認すると、ほとんどが除却だったり民間移譲だったりという、存続という建物はほとんどないぐらいの割合だったと思います。それらは老朽化が著しくて、早急な対応が必要とされています。こうした状況の下、計画で除却と位置づけられた施設を新たに大規模整備すると判断が先行することは、市全体の最適化の流れと逆行する可能性があります。もちろん地域の声は大切であり、私は決して反対しているのではございません。しかし、他地域でも同様の要望が出た場合、整備の公平性と優先順位をどのように保つのが問われます。このことを金木地区だけではない市民全体に丁寧に説明し、市全体の理解を得る仕組みが必要ではないでしょうか。

今後、各地域で整備要望が出た場合の財政公平性、将来負担の均衡を確保する判断基準を文書として整備する考えはないのか、お伺いいたします。

○木村清一議長 総務部長。

○川浪生郎総務部長 今後、各地域で整備要望が出た場合の財政公平性、将来負担の均衡を確保する判断基準を文書として整備する考えについてお答えいたします。

先ほども申し上げましたが、新たな公共施設整備においては様々な状況を考慮した上で総合的な判断に基づいて実施するものですので、一定の基準を設けることは考えておりませんが、市全体の公共施設の適正配置につながるよう、公共施設マネジメントに取り組んでまいります。

○木村清一議長 13番、高橋美奈議員。

○13番 高橋美奈議員 私は、公共施設は市民の財産であり、市民の暮らしを支える基盤であると考えています。しかし、今ある建物をこのまま維持し続ければ、20年、30年後の五所川原市は、人が減っても建物の維持費だけが増えていくという財政構造に陥りかねません。だからこそ、建設費ではなく、30年、40年の維持費総額を基準にした意思決定へと市全体で転換する必要があると思います。

また、複数の整備案を比較し、ライフサイクルコスト、将来の人口推計、利用見込みを公開して、市民と共有しながら判断する仕組みが不可欠でございます。建物は減ってもサービスは守る、小さくても質の高い拠点をつくる、こうした発想への転換を強く求めて、公共施設についての質問を終わらせていただきます。

次に、防災についてです。(1)の再質問をさせていただきます。備蓄品の整備状況をお伺いしました。市内10か所に保管してあると答弁をいただきました。

市として使用期限の近い備蓄品の対応として、備蓄品のローリングストック化、要は循環備蓄を導入しているのか、もしくは導入する考えはあるのかお伺いいたします。

○木村清一議長 総務部長。

○川浪生郎総務部長 使用期限の近い備蓄品の対応ということでお答えいたします。

当市では、使用期限の近い備蓄品につきましては、備蓄品の理解促進や防災意識の向上を目的に、自主防災組織や町内会などの防災訓練や研修会などで活用しております。

また、防災教育を図る目的で、学校への配布や社会福祉協議会などの福祉関係団体への提供も現在検討しているところでございます。

○木村清一議長 13番、高橋美奈議員。

○13番 高橋美奈議員 備蓄品に関してはアレルギーの対応食だったり、乳児用ミルク、生理用品、紙おむつなど多様な市民のニーズに応じた備蓄が必要だと考えていますので、検討をしっかりとお願いいたします。

(2)の再質問に入らせていただきます。先週ですか、新聞に掲載されていましたが、三沢市では災害時に民間企業からのトイレカーのリースを受ける計画があると発表されていきました。県内では青森県、八戸市、むつ市などでトイレカーを導入しているなど、災害時の断水などのトイレ問題について対策を進めています。ただ、トイレカーの導入には平常時の管理など、問題なども考えていかなければいけない点も多くあると認識しております。

そこで、市としてはトイレ問題についてどのように対応していくのかお伺いいたします。

○木村清一議長 総務部長。

○川浪生郎総務部長 断水などにより避難所のトイレが使用できなくなった場合は、市で保有する備蓄品の簡易トイレに加えて、民間事業者などから災害時に必要な物資を調達する流通備蓄で対応するほか、国、県のプッシュ型の支援を受けて避難所の簡易トイレの確保に努めてまいります。

また、五所川原圏域定住自立圏の構成市町である五所川原市、つがる市、鱒ヶ沢町、深浦町、鶴田町、中泊町の2市4町で簡易トイレを含む備蓄品などのシェアリング体制の構築を検討しております。

○木村清一議長 13番、高橋美奈議員。

○13番 高橋美奈議員 ただいまの答弁では、断水時には市の備蓄品に加えて民間事業者

からの流通備蓄や国、県のプッシュ型支援により対応するとの説明でありました。

しかし、プッシュ型の支援が到着するまでには時間差があり、最初の数時間から1日をどう乗り切るのが極めて重要です。また、避難所トイレが不衛生だと、先ほども言いましたが、水分を控えることで健康を害する事例も報告されています。

加えて、避難所で最も深刻な課題となるのが非常用トイレの不足です。特に断水発生時の初動段階では、非常用トイレ袋、凝固剤、防臭袋などが避難所にないため、混乱が発生するケースが全国で報告されています。

五所川原市では、市が一括備蓄し、必要時に配布する方式を採用していますが、災害は夜間、休日ともに発生し、市職員の到着に時間がかかる可能性があります。そこで、避難所ごとに非常用トイレ袋、凝固剤、簡易トイレを常備蓄することを提案させていただきます。地域住民や自主防災組織が先に避難所を開設した場合でも、即座に運用できる体制が必要です。

そこで、避難所における分散備蓄について、実施する考えはないのかお伺いいたします。

○木村清一議長 総務部長。

○川浪生郎総務部長 避難所におけるトイレ袋や凝固剤などの分散備蓄につきましては、自主防災組織が自ら率先して避難所を開設し運営する場合に、速やかにトイレを確保することが可能となるため、避難所付近の自主防災組織と管理運用について話合いの場を持つことで、検討してまいりたいと考えております。

○木村清一議長 13番、高橋美奈議員。

○13番 高橋美奈議員 続いて、最後の(3)の再質問に移らせていただきます。

先ほど自主防災組織数とカバー率の質問したときに、カバー率は大分増えてきているという答弁でございました。増えてきているのは非常にいいんですけども、まだ半分もカバーされていないというのも現状ではあります。

自主防災組織が増えている中で、その組織自体の活動状況というのは市で把握されているんでしょうか、お伺いします。

○木村清一議長 総務部長。

○川浪生郎総務部長 自主防災組織の活動の状況についてお答えいたします。

自主防災組織などにおける訓練、研修会は、令和4年度9回、令和5年度21回、令和6年度34回、令和7年度は11月末時点で27回となっており、令和4年度からは増加傾向にあります。

また、令和7年6月に青森県と共同で実施した自主防災組織の活動状況調査によりま

すと、訓練、研修、連絡網の作成などの何らかの防災活動をしている団体が、回答した56団体中36団体となっております。

○木村清一議長 13番、高橋美奈議員。

○13番 高橋美奈議員 36団体の活動状況が報告されているということでしたが、全体では67団体あるという答弁でした。その差がかなりあると思うんですけども、活動されていない団体がその残りだと思うんですが、その団体は何をしていいかわからないだったり、担い手不足などが多分課題になっているのではないかと考えております。

しかし、防災の本質は、地域で助け合える状態をつくることにあると考えています。自主防災組織だけではなくて、町内会、民生委員、地域包括支援センター、学校、PTA、子供会、企業など、地域の多様な主体がつながるネットワークこそが防災力の核になると考えています。

自主防災組織は増加している一方で、活動していない団体もあるとの答弁がありました。これは、五所川原市の地域コミュニティが弱体化している現れであるとも思います。そのためこそ、自助、共助、公助の三位一体が強く求められます。市として町内会、民生委員、包括支援センターや学校、企業などを結ぶ横断的な地域防災ネットワークを構築するお考えはあるのかお伺いします。

○木村清一議長 総務部長。

○川浪生郎総務部長 先ほどの自主防災組織の活動状況調査の答弁したんですけども、回答した56団体のうち20団体は活動が行われていないと回答しています。御指摘あったとおり、どのような活動すればよいか分からない、また人が集まらない、担い手が不足しているなどといった回答が挙げられております。活動が活発な団体とそうでない、できていない団体があると認識しております。そのため、自主防災組織の機能強化ということも重要になってまいります。

市では、これまで主に自主防災組織の結成促進、活性化を目的とした自主防災組織育成助成事業、一般財団法人自治総合センターの助成金を活用した地域防災に必要な備品の整備を目的としたコミュニティ助成事業、青森県と共催して実施している地域防災のリーダー養成を目的とした地域防災リーダー養成研修会の3つを実施しております。

その結果、自主防災組織やカバー率につきましては増加傾向であり、一定の効果が出ておりますが、担い手や知識を有する人の不足により活動できていない自主防災組織が存在していることが課題だと認識しております。

先ほどの御質問で福祉団体ですとか、そういったネットワークのお尋ねがございました。福祉団体等との連携につきましては、高齢者、障がい者といった避難行動要支援者

の速やかな避難行動や避難支援を実施する上で重要であると認識しております。地域防災力の中核を担う自主防災組織の強化に加え、福祉団体などの様々な団体との連携は、地域の結びつきを強め、幅広い防災活動につながるものと考えておりますので、関係課、関係団体と協議してまいりたいと考えております。

○木村清一議長 13番、高橋美奈議員。

○13番 高橋美奈議員 ありがとうございます。

鶴田町では、中学校に備蓄品が備えられています。中学生が避難所運営などの防災知識を学んでいるために、中学生がどこに何が保管してあるかなど、避難所が実際開設された場合の初動を中学生が担えるという、教育委員会と連携して実施しています。把握しているみたいです。

このように若い世代の参画を促すために、学校やPTA、子育て団体との連携による防災力強化、要は自主防災組織の高齢化などを防ぐためにも、若い人たちの参画を促すために防災力強化に努めるべきと考えますが、市として若い世代の参画について取り組む予定はあるのかお伺いいたします。

○木村清一議長 総務部長。

○川浪生郎総務部長 若い方へのアプローチということで、特に若い世代ということではないんですけども、今検討しているものとしては、自主防災組織で活動するための防災士資格を取得する人に対する助成事業など、担い手を育成する事業のほうを検討しております。

また、活動方法や訓練方法などが分からないといった団体もございますので、そういった団体に対しまして活動しやすい環境づくりを進めていくため、積極的に当市で活動している自主防災組織や防災士会に登録している方々と、活動や訓練に関する情報交換をする場づくりを検討しているところでございます。

○木村清一議長 13番、高橋美奈議員。

○13番 高橋美奈議員 近隣の鶴田町も先ほど例に挙げましたが、鶴田町や多くの市町村では既に防災士の資格取得に対する、防災士を取るのに数万円かかるんですね、その資格取得のための費用助成制度が実施されています。

五所川原市は、防災士の資格取得に対する助成をする予定があるのかお伺いいたします。

○木村清一議長 総務部長。

○川浪生郎総務部長 そういった防災士資格を取得する方に対する助成について、今後事業のほうを検討してまいりたいと考えております。

○木村清一議長 13番、高橋美奈議員。

○13番 高橋美奈議員 検討ではなく、ぜひ実施していただきたく、強く要望させていただきます。

以上の質問から見えてくるように、今後の五所川原市の防災対策には、自助、共助、公助の三位一体で備えるという視点が不可欠です。自助、市民一人一人が備えを持つ。共助、地域コミュニティがつながり支え合う。公助、行政がその基盤を整備する。特に避難所運営や避難行動要支援者支援においては、市民、地域、行政が連携しなければ機能しません。そのためにも、非常用トイレの常備蓄、防災士の育成、地域防災ネットワークの構築といった取組を市として積極的に推進していただきたいと考えます。

災害は防ぐことはできませんが、被害を減らすことはできます。市民の命と暮らしを守るため、行政と市民が共に進める防災・減災対策の強化を強く求めて、私の一般質問を終わらせていただきます。

答弁ありがとうございました。

○木村清一議長 以上をもって高橋美奈議員の質問を終了いたします。

次に、1番、花田勝暁議員の質問を許可いたします。1番、花田勝暁議員。

○1番 花田勝暁議員 おはようございます。日本共産党の花田勝暁です。議会報告会などでいただいた声などを基に一般質問させていただきます。どうぞよろしくお願い致します。

まず、今冬も積雪する日が出始めましたが、当市の除排雪に関する取組について質問いたします。記録的な大雪で市民生活に大きな影響が出た昨冬を経て、今冬除排雪に関して新しい取組を行うかどうか伺います。

2つ目、前回の一般質問でも関連する質問をしましたが、現在の教育支援センターの施設の機能の小学生に対応する部分が立佞武多の館の4階に移動することが分かりました。五所川原市教育支援センターは、何らかの理由で登校できない小中学生に対して学習の機会を提供し、社会的自立を目指して必要な支援を行う施設で、現在中央公民館内に設置されています。教育支援センターの機能の一部、つまり小学生の部門が立佞武多の館の4階に移る計画が決まった経緯についてお伺いします。

3つ目、就学援助についてです。就学援助とは、経済的な理由で小中学校に通う子供の就学に必要な費用の支払いが難しい保護者に対し、市町村がその費用の一部を助成する制度です。一般的には学校給食、学用品費、新入学児童生徒学用品費、修学旅行費、校外活動費、医療費が対象となりますが、当市では学校給食費と子供の医療費が全ての18歳までに対して無料になっているので、学用品費、通学用品費、新入学児童生徒学用品

品費、修学旅行費、校外活動費が対象になります。当市の就学援助の状況、つまり該当基準や、それに幾らかかっているかについて伺います。

次、4つ目、市内の民間病院について質問させていただきます。まず、当市における病院数の推移と患者数の推移について伺います。10年前と直近の数字で分かる数字について教えてください。

続いて、5つ目ですが、当市の再生可能エネルギー政策についてお伺いします。国が掲げる2050年カーボンニュートラルの実現に向け、自治体にも具体的な削減目標や実行計画の策定が求められている中、当市のエネルギー政策の基本方針について伺います。

6つ目は、金木地域の施設建設や改修についてです。まず、金木公民館代替施設建設に関する住民説明会について実施状況や内容について伺います。

7つ目は、中小企業の賃上げサポートについてです。今年度の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金の交付予定について伺います。

以上が私の1回目の質問になります。理事者の皆さんの誠意ある回答をお願いいたします。

○木村清一議長 ただいまの質問に対する答弁を求めます。

建設部長。

○古川清彦建設部長 今年度、除排雪に関して、新しい取組を行うかについてお答えいたします。

昨年度の災害級の大雪による課題などを踏まえ、対策を検討しました。1つ目は、業者委託の工区の見直しと住宅地における雪寄せ場の確保に努めました。工区の再編により作業の効率化につながることを期待しております。また、住宅地の雪寄せ場については、住民の御理解と御協力を得て増えております。

2つ目は、近年オペレーターの高齢化により、若手の担い手不足やオペレーターの確保に苦慮してございます。直営の賃金を今年度は上げて募集を行い、若干ではございますが、担い手の確保ができております。

以上です。

○木村清一議長 教育部長。

○藤原弘明教育部長 立佞武多の館へ移設することになった経緯についてお答えいたします。

現在当市では、中央公民館に教育支援センターを開設し、小中学校の不登校児童生徒に学習の機会を確保するとともに、必要な支援を行っております。しかし、近年支援センターに通う児童生徒の増加に伴い、中央公民館の部屋数が不足していることが課題と

なっておりました。来年度立佞武多の館リニューアルに伴い、放課後に中高生が気軽に通える場として、館内4階に学びの広場を開設予定となっておりますので、中高生の利用の見込みのない日中に小学生を対象とした支援センターの開設を予定しております。

続きまして、当市の就学援助の現状についてお答えいたします。ここで1点、花田議員にちょっと訂正させていただきたいんですけれども、援助費目に関して、給食費はあくまで就学支援の援助の対象となっており、給食費の無償化のほうには含まれていないということを訂正させていただきます。

続いて、令和6年度の決算でお答えいたします。その対象者数は小学校で235名、中学校で133名であり、援助費は小学校で1,953万3,684円、中学校では1,755万9,690円であり、合計で368名、3,709万3,374円となっております。

○木村清一議長 民生部長。

○三橋大輔民生部長 当市の病院数、患者数の推移についてお答えをいたします。

まず、当市の病院数ですが、厚生労働省の医療施設調査によりますと、こちらは診療所を含み、歯科医院を除く数値になりますが、直近値であります令和5年で47施設となっております。平成25年の同調査では52施設でしたので、10年間で5医療機関が減少していることとなります。

また、患者数ですが、市町村別の患者数が公表されておりませんので、西北五医療圏の患者数を用いてお答え申し上げますが、厚生労働省の病院報告では、令和5年の1日平均の患者数は、在院患者が700人、外来患者が1,084人となっており、10年前の平成25年は在院患者が1,117人、外来患者が1,253人でしたので、10年間で在院患者が1日平均417人減少、外来患者が1日平均169人減少していることとなります。

○木村清一議長 財政部長。

○佐々木崇人財政部長 当市の再生可能エネルギーに対する考え方についてお答えいたします。

当市では、これまで地域新エネルギービジョンに基づき、市庁舎をはじめとする公共施設への太陽光発電設備などの導入のほか、一般家庭における設備導入を支援するなど、再生可能エネルギーの活用を進めてきたところであります。

本年2月に閣議決定されました国のエネルギー基本計画では、エネルギーの安定供給と脱炭素を両立する観点から、再生可能エネルギーを主力電源として最大限導入することが政策の方向性として掲げられております。

また、本年7月には新たな県の制度として、一定規模以上の太陽光、風力発電事業を対象とする青森県自然・地域と再生可能エネルギーとの共生に関する条例、こちらが施

行されまして、自然、地域と再生可能エネルギーとの持続可能な形での共生に向けた取組が進められているところであります。

地球温暖化への対策が喫緊の課題となる中で、再生可能エネルギーの活用は、本市が掲げる2050年温室効果ガス排出ゼロの目標実現に資するものでありまして、現在策定中の五所川原市地球温暖化対策実行計画区域施策編においても、再生可能エネルギーの活用を施策の柱の一つに位置づけまして、具体的な取組の検討を進めているところであります。

○木村清一議長 総務部長。

○川浪生郎総務部長 金木公民館代替施設建設に関する住民説明会の開催時期及び説明内容についてお答えいたします。

説明会は、今年度2回開催しております。1回目が令和7年8月18日から8月20日までの3日間、場所は喜良市コミュニティセンター、嘉瀬コミュニティセンター、川倉ふれあいセンター、蒔田コミュニティ消防センター、金木総合支所で開催しております。

内容は、コミュニティセンターとして建設する方針であること及びコミュニティセンターと公民館の違いについて説明し、代替施設の平面図案を基に御意見をいただいたところでございます。

2回目は、令和7年11月10日に金木総合支所で開催しております。内容は、1回目の説明会でいただいた御意見を基に新たな平面図案を提示し、名称は公民館にもコミュニティセンターにもしないことなどを説明しております。

○木村清一議長 財政部長。

○佐々木崇人財政部長 物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金の交付予定についてお答えいたします。

当該交付金であります。現在国会で審議中の令和7年度補正予算案に総額2兆円計上されております。自治体に対する具体的な交付限度額及び交付予定日については、まだ示されていないところであります。

○木村清一議長 1番、花田勝暁議員。

○1番 花田勝暁議員 御答弁ありがとうございます。それでは、これから一問一答で再質問に入らせていただきます。

まず、除排雪に関してです。私、2025年の今年の3月議会で、こんなことを言っていました。「市民一人一人が自宅の周りを除雪する自助や、市や県による除排雪の公助の2つばかり除排雪では目立って、地域で共に助け合う共助は、本市の場合、あまり見えてきていないと思います。除雪に関しても共助が生まれやすくなる仕組みづくりを市側に

お願いしたいところです」と言いましたが、除雪に関して、市がボランティアの窓口をつくることを検討されましたでしょうか。

○木村清一議長 福祉部長。

○片山善一朗福祉部長 雪の困り事や除雪のボランティアの受入れに関する相談窓口の設置をしているかという御質問にお答えをいたします。

除雪に関する総合相談窓口の設置及び市としての除雪ボランティア受入れ等に関しては、現時点では予定をしておりません。現在道路の除排雪や高齢者世帯の門口の除雪支援など、相談内容に応じて各担当窓口で対応しております。また、除雪ボランティア希望者の受入れや調整は、五所川原市社会福祉協議会が中心となって行っております。

○木村清一議長 1番、花田勝暁議員。

○1番 花田勝暁議員 今年の3月に社会福祉協議会のボランティアの機能は機能していないことを説明させていただきました。繰り返しますが、社会福祉協議会のボランティアの窓口は、今除雪に関しては機能していませんので、市側をお願いしたいとそのときも申し上げました。

次に、2023年の3月議会では、市民がスマホで手軽に雪に関するトラブルの情報を市と共有し、除排雪に関する見える化をしてはどうかという提案をさせていただきました。これに関して検討していただきましたでしょうか。

○木村清一議長 建設部長。

○古川清彦建設部長 今現在も、市ではメールによるお問合せ、電話等で、除雪関係には個別に対応しているところでございました。

○木村清一議長 1番、花田勝暁議員。

○1番 花田勝暁議員 私が提案したようなスマホを使った除排雪に関する見える化というのを取り組んだ場合に、国のデジタル田園都市国家構想交付金のデジタル実装タイプや国土交通省の豪雪地帯安全確保緊急対策交付金などが活用できるのではないかと思います。この認識についてお伺いします。

○木村清一議長 建設部長。

○古川清彦建設部長 DX関連の補助金を活用して、システムを構築したらどうかについてお答えいたします。

補助金の活用を含め、スマホアプリを利用したシステムの構築につきましては、デジタル行政推進課など、庁内部署と協議してまいりたいと思っております。

○木村清一議長 1番、花田勝暁議員。

○1番 花田勝暁議員 昨冬の災害級の豪雪を経て、弘前市や青森市では新たな除排雪に

関する取組をされるという報道が出ています。スマホで除雪の状況が分かったりだとか、共助の新しい形として小型の除雪機をシェアしたりだとか、高校生、大学生のボランティアを導入したりだとか、それからこれは県と弘前市と青森市のやっているやつですけども、AIを使って路面監視をして、職員が出てパトロールしなくても状況が分かるようになって、職員は別の事業に従事できるようになるといった施策も進んでいます。

こういう中で、五所川原市の今年の冬と今年の冬の対策の差というのは少ないんじゃないかなと思います、少し残念です。例えばお金かからないことだと、黒石ではたらい回しを防ぐために窓口の一本化をこの冬から進めるといことが分かっています。お金かかるようなことばかりではなく、新たにできること、全庁的に考えればあるんじゃないかなと思います。どこの担当、何部の担当とかということではなく、全庁的に除排雪の取組を考えてほしいなと思っています。

次に、教育支援センターについてです。今のお話だと、空いているから移すことにしたということで、あまり全体的にビジョンがあって移すということにはなっていないんじゃないかなと感じたんですけども、学校に登校できない小学生というのがたくさん人の目のある立佞武多の館に通えるのでしょうか。どのような対策を考えているのでしょうか。

○木村清一議長 教育部長。

○藤原弘明教育部長 お答えします。

議員御指摘のとおり、立佞武多の館は観光客などの出入りが大変多い場所になります。そのため、通所児童が周囲の目が気にならないよう、入出館時のスムーズな動線の確保や、学びの広場に目隠しやパーティション等を設置するなど、プライバシー保護対策を取ることで、通所児童の心理的な安全性を高め、安心して過ごせる環境を整えていきたいと考えております。

○木村清一議長 1番、花田勝暁議員。

○1番 花田勝暁議員 観光客からの目から逃れても、隣の部屋では小さいお子さんと、その保護者の方は常にいる状況ではないかなと思います。改めて、立佞武多の館ではなく、中央公民館の別の場所や中央公民館が近い場所への移設の可能性を検討することはできないでしょうか。

○木村清一議長 教育部長。

○藤原弘明教育部長 立佞武多の館以外の場所の検討についてお答えいたします。

現在中央公民館には、まず空き部屋もなく、近隣に利用可能な施設もございません。そのため、まずは利用可能な立佞武多の館において教育支援センターを開設し、議員か

らの御意見も参考に、通所児童の心理的な安全性を高めながら、安心して過ごせる環境を整え、運営してまいりたいと考えております。

○木村清一議長 1番、花田勝暁議員。

○1番 花田勝暁議員 続いて3つ目、就学支援の質問に入ります。

生活保護基準130%で実施した場合、一般的におよそ全体の25%の児童が対象になるようですが、130%で実施した場合、当市ではどの程度の予算の増加になるか伺いたいです。

○木村清一議長 教育部長。

○藤原弘明教育部長 お答えします。

新たに生活保護基準130%以下の世帯も対象とした場合、議員御指摘のとおり、全児童生徒数のおよそ25%が対象となる見込みであり、令和6年度決算ベースで試算いたしましたところ、援助費は小学校で4,070万円、中学校で3,205万円、合計で7,275万円ほどになる見込みとなっております。

○木村清一議長 1番、花田勝暁議員。

○1番 花田勝暁議員 合計でおよそ3,500万円ほど増加するということでしたけれども、県内でも生活保護基準130%の世帯に対して就学援助を適用するというのを三沢市や近隣のつがる市、鱒ヶ沢町、中泊町、板柳町、横浜町などでも実施しています。これは教育委員会の管轄にはなるかと思いますが、子育て支援策でもありますので、ぜひ検討していただきたいと思っています。

続いて、病院についての質問に入ります。当市の地域救急医療の患者数について伺います。つがる総合病院と在宅当番病院、かなぎ病院について、緊急で対応した件数について伺います。また、在宅当番を担当する病院数の推移についても伺います。

○木村清一議長 民生部長。

○三橋大輔民生部長 お答えをいたします。

当市の救急医療体制及び救急患者数等についてお答えをいたします。まず、当市の救急医療体制ですけれども、つがる総合病院及びかなぎ病院での救急患者の受入れのほか、西北五医師会の御協力を得て、日曜日、祝日、年末年始に市内の民間医療機関が開院し、診療または治療を行う在宅当番医制事業を実施しております。患者数、こちらは時間外患者数になりますが、令和6年度数値で、つがる総合病院が1万559人、かなぎ病院が1,159人となっており、特につがる総合病院は救急車受入れ件数が県内医療機関で5番目に多い状況となっております。また、在宅当番医制事業は、令和6年度は30日実施しており、患者数は161人、うち救急車受入れ件数は1件となっております。

それから、在宅当番医制事業の協力医療機関数の推移等についてお尋ねがありました。

在宅当番医制事業ですけれども、年々協力医療機関が減少しているというのが実情でございます。平成26年度では21医療機関の御協力で71日の実施でしたけれども、令和6年度には2医療機関で30日、令和7年度は1医療機関で12日の実施予定となっております。この間、引き続き協力を得られるよう開院時間の短縮や委託料の見直し等を行ってまいりましたが、休日に開院するためには医師のほか看護職、事務職、医療技師の配置や調剤薬局を開局するなどの負担が大きいことなど、協力医療機関の減少には様々な要因があるものと考えております。

なお、在宅当番医制事業の実施日減少によりますますつがる総合病院への影響でございますが、同院の日曜日、祝日、年末年始の患者数は、コロナ禍のさなかでありました令和2年度から令和5年度までは、在宅当番医制事業の患者数と同様、増加の傾向にございましたが、令和6年度には令和5年度と比較して421人減少しており、現時点では在宅当番医制事業の実施日減少により、つがる総合病院の救急患者受入れ態勢に大きな影響はないものと認識しておりますが、今後も引き続き患者数等を把握してまいりたいと考えております。

○木村清一議長 1番、花田勝暁議員。

○1番 花田勝暁議員 御回答ありがとうございます。

在宅当番医の減少に市内の病院の医師不足や経営の難しさが出ているかなと感じます。そこで、市内の民間の医療機関の経営状況について伺いたいです。市では、どの程度把握していますでしょうか。

○木村清一議長 民生部長。

○三橋大輔民生部長 お答えをいたします。

市内の医療機関の経営状況でございますが、個別の医療機関の経営状況は把握しておりませんが、厚生労働省の医療法人の経営状況調査によりますと、こちらは都道府県ごとに公表しているものでございますが、直近値の令和5年度では、青森県の医療法人のうち事業損益が赤字である医療法人が44.6%と、全国平均の37.3%と比較して多い結果となっております。また病院、診療所単位では、先般報道などもされた厚生労働省の第25回医療経済実態調査によりますと、国全体で令和6年度は67.2%の医療機関が医業利益が赤字で、さらに一般病院では72.7%が赤字であるとされております。

これらの調査から、市内の医療機関に限ったことではなく、全国的に経営が厳しい医療機関が多いものと認識をしております。

○木村清一議長 1番、花田勝暁議員。

○1番 花田勝暁議員 驚くほど病院、医療機関の経営が厳しい状況になっています。今

年の数字はまだですけれども、青森県内より、全国平均よりも悪くなっているんじゃないかなと思います。

市内の開業医の平均年齢と、今後5年から10年以内に閉院が予想される機関数をどう把握していますでしょうか。また、後継者がいる診療所はどの程度あるでしょうか。

○木村清一議長 民生部長。

○三橋大輔民生部長 市内の開業医の平均年齢というお尋ねでしたけれども、そういった資料はちょっと持ち合わせておりませんので、医師の年齢の5歳刻みに、医師全体に対してどのぐらいの割合であるのかという数値を用いてお答えをさせていただきたいと思います。

市内の開業医の年齢構成については、今申し上げたとおり資料はないのですけれども、国の調査でも市町村別の開業医の年齢構成の詳細については公表しておりませんので、把握しかねますけれども、参考として令和4年度の厚生労働省の医師・歯科医師・薬剤師統計というものがございしますが、こちらによりますと、全国では医療施設に従事している医師の5歳ごとの年齢構成で最も多い階層は30歳から34歳の区分で、割合が14.91%、それから青森県では令和4年度の青森県保健統計年報になりますが、こちらでは一番多い階層が60歳から64歳の11.58%となっており、青森県は全国と比較して、こちらの調査によれば医師の年齢が比較的高い状況にあると言えようかと思われま

す。また、今後10年以内に閉院、廃業でございしますが、こちらが予想される医療機関等に関しては分析をしておりませんので、後継者がいるかないかといった調査も、現在では詳細については把握はできておりません。

○木村清一議長 1番、花田勝暁議員。

○1番 花田勝暁議員 市内の数は分からないということでしたが、県内の状況から青森県内では高齢の医師が多いところを御指摘していただきました。市内の状況を調査していないということでしたが、後継者のいない病院は将来的に閉院になることになります。

この事業継承への支援というものを行う考えはあるかお伺いします。例えば第三者への事業承継を促進するため、県や医師会と連携したマッチング支援を行うなどといった支援が考えられると思います。

○木村清一議長 民生部長。

○三橋大輔民生部長 お答えいたします。

市内の医療機関の事業継承に対しての直接の支援策についてですが、現時点では市独自の支援策としては検討しておりません。

○木村清一議長 1番、花田勝暁議員。

○1番 花田勝暁議員 続いて、医療機関というのは公定価格で価格転嫁できないですけども、医療機関への独自の経済支援を行う考えがあるか伺います。

○木村清一議長 民生部長。

○三橋大輔民生部長 公定価格で価格の転嫁ができないという医療機関の性格に対して、独自の市での経済支援が考えられませんかというお尋ねですけども、こちらについては、診療報酬自体の改定が待たれているところでございますけれども、市独自の経済支援は現時点ではございませんし、検討もしておりません。

○木村清一議長 1番、花田勝暁議員。

○1番 花田勝暁議員 医療機関がなくなってしまう、倒れてしまう可能性があるんですけども、かかりつけ医機能の維持と緊急搬送への影響について、市はどのように考えているか伺います。

○木村清一議長 民生部長。

○三橋大輔民生部長 お答えいたします。

かかりつけ医が減少した場合の緊急搬送への影響についてでありますけれども、地域の人口の減少により、経営面や医療従事者の担い手不足など、様々な要因により市内の民間医療機関は減少していく可能性が高いと考えております。このため、救急を含めた医療提供体制に影響がないよう、医療需要を見極めながら、つがる西北五広域連合の自治体病院機能再編成により構築されました医療圏域全体での医療提供体制を維持していくことがますます重要になってくると考えております。

○木村清一議長 1番、花田勝暁議員。

○1番 花田勝暁議員 今までの答弁を受けて、市長にお伺いしたいと思います。

民間の医療機関について、市は現状についても将来についても情報をあまり把握していないようですが、民間の医療機関を社会インフラと位置づけているのかどうかお伺いします。

○木村清一議長 市長。

○佐々木孝昌市長 今民生部長から医療についていろいろ答弁がありましたけれども、実際この地域、開業医がどんどん減っております。市では把握をしておりますけれども、ちょうど私の年齢、先輩が、やはり後継者がいないということで、将来的には廃業するのかなという具合に見ておりますけれども、かかりつけ医がどんどん、どんどんいなくなるということで、これからの高齢化社会の中で地域包括ケアシステムを確立するためには、医療をしっかりと充実をさせる、そして介護をしっかりと充実させて、地域の包括

ケアシステムを確立しながら、高齢化社会に対応していかなければならないんですけれども、現実としてなかなか医療体制を強化することができないということは確かであります。

その中で、市においても県に対して最重点事業要望の中では、ここ数年間、医師の確保について長年にわたって要望しております。そういう意味で、県では今、県病、そして弘前大学と連携を取りながら、地域全体の医師の偏在を是正をするという方向になってきております。そういう意味からすると、つがる総合病院ですけれども、医師は間違いなく増えておりますし、研修医もしっかり確保できていると。この点がこれからもっともっと、やはり自治体病院を充実させるしかないんだらうと思っています。

あと、民間の病院に関しましては、今国において重点医師偏在対策支援区域というものを受けて、我々の西北五地区の医療圏域も指定をされております。そういう意味では、診療所の承継あるいは新たな開業支援も事業としてできますので、幸い今回、来年の5月に五所川原市旭町に小児科医院が新たに開業することになっております。そういうものを含めながら診療所の事業承継をこれからの若いドクターが、地域の中で開業したいという意思を持っているドクターがいれば、ぜひとも行政も寄り添いながら、そういうものに支援を一緒にやっていければと思っていますので、その辺は将来的にこの地域の医療をしっかり確立していくということは、高齢化社会の中で最も重要な社会インフラだと認識しております。

○木村清一議長 1番、花田勝暁議員。

○1番 花田勝暁議員 御答弁ありがとうございます。

具体的に開業支援だとかという言葉も聞きました。民間の医療機関が地域からなくなれば、軽症の患者が公立病院に殺到することになって、待ち時間が延びて医師は外来対応に忙殺され、本来の使命である手術や重篤な救急患者の受入れができなくなって、助かるはずの命が助からないという事態に直結します。まず、市として公立病院を守るのが一番に来るのは理解できますが、地域医療全体を守るためにも民間の医療機関を守っていただきたいと思っています。

続いて、エネルギー質問の再質問です。当市が新たに実施を計画している再生可能エネルギー関係の施策はあるか伺います。

○木村清一議長 財政部長。

○佐々木崇人財政部長 県では、国の交付金であります地域脱炭素移行・再エネ推進交付金、こちらを活用して、今年度から令和11年度までの5年間にわたり、GX青森アクセラレーション事業として、住宅向け、事業者向けに太陽光発電設備・蓄電池の導入補助

事業や県有地への太陽光発電設備の導入事業を実施しているところでもあります。

そのうち、住宅向けの太陽光発電設備・蓄電池の導入補助事業については、今年度は県が事業を直接実施し、ノウハウの蓄積を行った上で、来年度以降は市町村を經由して補助を行う計画となっております。

この補助制度の具体的な内容につきましては、今後県から詳細が示される予定となっております。市民向けの再生可能エネルギーの活用促進として検討を進めてまいります。

○木村清一議長 1番、花田勝暁議員。

○1番 花田勝暁議員 来年度から太陽光発電の補助金を実施する計画があるということでした。また、再エネ全体の計画も今策定中というところで、当市は風力発電など再エネのポテンシャルのある地域です。今脱炭素の交付金もいろいろ増えています。再エネ政策、もう一步踏み込んでいただければと思っています。

続いて、金木の施設建設や改修についての質問に入ります。旧金木公民館の建築年と老朽化率について教えてください。

○木村清一議長 教育部長。

○藤原弘明教育部長 金木公民館の建築年と老朽化率についてお答えいたします。

建築年は1974年で、五所川原市集会施設整備計画に基づく2030年3月31日時点における老朽化率は147.4%となっております。

○木村清一議長 1番、花田勝暁議員。

○1番 花田勝暁議員 御回答ありがとうございます。

続いて、金木中央老人福祉センターの建築年と老朽化率について教えてください。

また、計画では2026年から2027年に改修が予定されていますが、この予算とその内容について教えてください。

○木村清一議長 福祉部長。

○片山善一朗福祉部長 金木中央老人福祉センターの建築年と老朽化率についてお答えいたします。

建築年は1980年で、五所川原市保健・福祉施設整備計画に基づく2030年3月31日時点における老朽化率は131.6%となっております。

次に、改修予定についてお答えいたします。こちらも五所川原市保健・福祉施設整備計画におきましては、大規模改修に伴う事業費は1億6,000万円として、配管などの改修を見込んでございます。

○木村清一議長 1番、花田勝暁議員。

○1番 花田勝暁議員 金木中央老人福祉センターは、川倉の湯っこも入っている施設ですけれども、建物は古いようですが、源泉ポンプの耐用年数等を教えてください。

○木村清一議長 福祉部長。

○片山善一朗福祉部長 本施設の源泉のポンプについての御質問でございます。源泉につきましては、2000年に当初の源泉から現在の源泉に切り替えており、約25年経過してございます。

現在のくみ上げポンプの耐用年数は、泉質やメンテナンスの状況によって異なりますが、一般的には5年から15年程度とされていることから、経年劣化はかなり進んでいるものと考えられます。

○木村清一議長 1番、花田勝暁議員。

○1番 花田勝暁議員 耐用年数が5年から15年のものを25年使っているということですが、今不具合はあるのでしょうか。

○木村清一議長 福祉部長。

○片山善一朗福祉部長 お答えいたします。

現時点では温泉の湧出量は問題ございませんが、先ほど申し上げましたとおり、老朽化に伴う修繕等は随時行っております。

なお、営業に支障を来すような不具合は現時点では確認をされてございません。

○木村清一議長 1番、花田勝暁議員。

○1番 花田勝暁議員 このまま今の源泉ポンプを使えるのか、仮に新たに採掘が必要となった場合にどのぐらいの費用がかかるのでしょうか。

○木村清一議長 福祉部長。

○片山善一朗福祉部長 お答えいたします。

経過年数から考慮いたしまして、源泉ポンプ及び揚湯管、いわゆる源泉から温泉水をくみ上げるパイプのことですけれども、こちらの老朽化が大変進んでいることが予想されるため、今後新たな源泉を掘削することも視野に入れる必要があるものと考えてございます。

費用につきましてはですが、新たな源泉の掘削が必要となった場合、現状の積算ではありますが、約1億円以上の工事費となることを見込まれます。

○木村清一議長 1番、花田勝暁議員。

○1番 花田勝暁議員 金木中央老人福祉センターの施設自体は、今の施設のまま、いつまで継続予定でしょうか。

○木村清一議長 福祉部長。

○片山善一朗福祉部長 お答えいたします。

金木中央老人福祉センターをこれから継続して使うか運営するかという御質問でございます。先ほど申し上げましたとおり、当該施設は1980年の建築でございます。現在45年経過してございます。今後も必要な改修及び修繕を行いながら、現施設において運営を継続してまいりたいと考えてございます。

○木村清一議長 1番、花田勝暁議員。

○1番 花田勝暁議員 次に、現状考えられている旧金木公民館の代替施設の建築予算について教えてください。

○木村清一議長 総務部長。

○川浪生郎総務部長 金木公民館の代替施設の建築予算についてお答えいたします。

代替施設建設の設計業務を令和8年度に発注する予定としております。そのため、金額については、おおよそとなりますが、6億円程度を見込んでおります。

○木村清一議長 1番、花田勝暁議員。

○1番 花田勝暁議員 今の建設予定地に今いろいろな建物が建っていますが、その解体金額というのは入っているのでしょうか。

○木村清一議長 総務部長。

○川浪生郎総務部長 まず、施設の解体金額についてお答えいたします。

今年度施設の解体設計業務を発注しているところでありますが、およそ1億9,000万円程度を見込んでおります。

○木村清一議長 1番、花田勝暁議員。

○1番 花田勝暁議員 先ほどの6億円の中には、駐車場などの整備金額というのは入っているのでしょうか。

○木村清一議長 総務部長。

○川浪生郎総務部長 駐車場などの整備金額についてお答えいたします。

駐車場は整備する予定ですが、代替施設の完成後になりますので、現時点では金額をお示しできません。

○木村清一議長 1番、花田勝暁議員。

○1番 花田勝暁議員 今金額が分からないということですので、一般的に電気工事や駐車場などの外構工事を含めまして、総事業費の20%ぐらいが該当することが多いようなので、6億円にこれを掛けると1.2億円なのかと思います。そうすると、ここ数年内に金木地域にかかるお金というのを積み上げていくと、10億円以上かかっていくことになると思います。

そういったときに、改めて総合的な金木地域のまちづくりというものの自体を考えて、広く市民の要望を聞いて、どういう建物にしたいかというのを聞く考えはないでしょうか。お願いします。

○木村清一議長 総務部長。

○川浪生郎総務部長 改めて総合的な金木地域のまちづくりをテーマに、市民の要望を聞く考えはないかについてお答えいたします。

現在のところは、改めて総合的な金木地域のまちづくりに関する懇談会などの開催予定はございませんが、今後も毎年開催している住民懇談会などを通じて、市に対する御意見、御提言をお伺いし、これからの市政運営に役立ててまいりたいと考えております。

○木村清一議長 1番、花田勝暁議員。

○1番 花田勝暁議員 先ほど令和8年に発注予定ということもおっしゃっていただきましたが、早めに市民の声を聞かないと、今の計画のまま進んでしまうというのは明らかです。市浦のにこにこ温泉は再工事がなければ3億数千万円で建てられていました。なので、仮にこれからかかる10億円というので、どういう建物ができるのか、金木の地域の住民に金木の未来のことを考えて広く声を聞くというのは、市の将来像に「市民ひとりひとりの『思い』で輝く五所川原」を掲げている五所川原市なので、あってしかるべきではないかなと思います。ぜひよろしくをお願いします。

最後に、中小企業の賃上げサポートについての質問に入らせていただきます。近年の物価高騰や全国的な最低賃金の上昇といった経済環境の変化が市内の中小企業の経営にどのような影響を与えると認識していますでしょうか。特に人件費の負担増に伴う経営への影響や人材確保の状況について、市の把握している現状を伺います。

○木村清一議長 経済部長。

○川浪 治経済部長 物価高騰、最低賃金上昇による市内中小企業への影響及び市の認識についてお答えいたします。

中小企業の現状につきましては、五所川原商工会議所、金木商工会、市浦商工会において経営状況についての調査を行っており、特に原材料費の高騰、人件費の上昇、燃料費、電気料金の上昇、卸業者の配送回数の削減などが負担になっているとのことであります。このことから、市内中小企業においては厳しい経営状況に置かれているものと認識しております。

○木村清一議長 1番、花田勝暁議員。

○1番 花田勝暁議員 時間がないので、再質問通告から1つ飛ばしますが、近年、当市が行ってきた中小企業の経営支援策について教えてください。

○木村清一議長 経済部長。

○川浪 治経済部長 市が行ってきた近年の中小企業向け経営支援策についてお答えします。

市が継続的に行っている事業者向けの経営支援策として、創業者に向けた家賃補助と融資への利子補給、新規雇用を条件とした事業場の賃貸補助、信用保証料の補給などを実施しております。

また、税制上の優遇措置として、製造業などに向けた固定資産税の特別措置のほか、事業者が固定資産税の課税標準の特例が受けられるよう、設備等導入計画の認定による支援を実施しております。

そのほか、国の臨時交付金を活用した支援では、令和4年度に地域振興券発行事業、令和5年度は物価高騰対策事業継続支援金事業を実施しております。

○木村清一議長 1番、花田勝暁議員。

○1番 花田勝暁議員 続いて、地方創生臨時交付金の活用実績についてお伺いします。

この交付金、過去3年間にどのような事業に活用し、どのような効果があったと分析しているでしょうか。

○木村清一議長 財政部長。

○佐々木崇人財政部長 交付金の実績についてお答えいたします。

本交付金は、令和5年度から開始されたものでありますので、5年度分から2か年にかけてお答えさせていただきます。5年度分は、非課税世帯や住民税均等割のみ課税世帯などへの物価高騰対策支援給付金事業などに総額9億6,860万円となっております、給付金の支給により低所得世帯などにおける物価高騰の負担軽減を図っております。

続いて、6年度では定額減税補足給付金や物価高騰対策ギフトカード配布事業など総額10億1,522万円となっております、こちらも対象者に対して給付などを行うことにより、物価高騰の負担軽減につながっているものと考えております。

○木村清一議長 1番、花田勝暁議員。

○1番 花田勝暁議員 中小企業にはこの交付金を活用していないんですけれども、この交付金を賃上げに活用可能と考えるかどうか、教えてください。

○木村清一議長 財政部長。

○佐々木崇人財政部長 賃上げ支援についてお答えいたします。

この交付金の制度要綱はまだ示されておられませんけれども、今回国から示されています本交付金の推奨事業メニューの中で、事業者支援として中小企業・小規模事業者への賃上げ環境整備への活用も挙げられていることから、活用は可能であると考えております。

す。

○木村清一議長 1番、花田勝暁議員。

○1番 花田勝暁議員 青森県の最低賃金がこの11月21日から1,029円になりました。プラス76円、直近の5年間でいうと合計で200円以上上昇しています。最低賃金の上昇分だけでも中小企業は経営が大変だと思うんですけれども、市長にお伺いしたいんですけれども、賃上げの支援をする考えがないかお伺いします。

○木村清一議長 財政部長。

○佐々木崇人財政部長 本交付金は、物価高騰の影響を受けた生活者や事業者に対して、地域の実情に合わせた支援を実施するために交付されるものであります。

賃上げを行う事業者への支援を含め、具体的な支援内容については現在検討を進めているところでありまして、物価高騰対策として地域の実情に応じた支援策を速やかに実施できるよう、予算化に向けた準備を進めてまいります。

○木村清一議長 1番、花田勝暁議員。

○1番 花田勝暁議員 検討していただけるということで、前向きに検討を続けてほしいんですけれども、単に人件費を補助するという賃上げ支援だけでなく、方法としては賃上げを継続できる経営体質の構築を目的とした支援策もあります。こういった支援策を講じる考えはありませんでしょうか。

○木村清一議長 経済部長。

○川浪 治経済部長 お答えいたします。

当市には五所川原商工会議所、金木商工会、市浦商工会の3つの商工団体が存在しており、会員であれば、経営指導員による指導を受けることができます。市では、商工団体へ補助金を交付し、事業者のDX、業務効率化の推進を間接的に支援しております。

また、国では、賃上げの継続のために、生産性向上に向けた取組を行った事業者に対して複数の支援を行っております。事業の例としては、賃金を引き上げ、設備投資を行った中小事業者に支援を行う業務改善助成金、非正規事業者の賃金上昇や正社員化を行った事業者に支援を行うキャリアアップ助成金、労働時間の削減や有給休暇取得促進を取り組む中小企業が外部コンサルティングや労働能率向上のための設備投資を行った場合に支援を行う働き方改革推進支援助成金などがあります。

当市では、独自の支援策は現在のところございませんが、五所川原商工会議所にて来春開設予定の創業・事業承継支援センターの開設を補助し、ITやDXの活用をはじめとするサポートにより生産性の向上につなげ、創業者の新規雇用や賃上げができるよう支援を行いたいと考えております。

○木村清一議長 1番、花田勝暁議員。

○1番 花田勝暁議員 質問は以上になります。この交付金、報道では増えると報道されています。中小企業のサポート、市独自ではないというところで、ぜひサポートしてほしいなと思っています。近隣では、弘前市がこの交付金を賃上げサポートに使っています。今までの使い方以外にも増えるとも言われています。ぜひ今までの使い方以外にも、地方創生臨時交付金を有効に活用していただければとお願い申し上げて、一般質問を終わります。

ありがとうございました。

○木村清一議長 以上をもって花田勝暁議員の質問を終了いたします。

暫時休憩いたします。

午前 11時54分 休憩

---

午後 1時12分 再開

○木村 博副議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。

16番、平山秀直議員の質問を許可いたします。16番、平山秀直議員。

○16番 平山秀直議員 自民公明クラブの平山秀直でございます。通告に従って一般質問をさせていただきます。

通告の第1点目は、熊対策であります。本年、当市でも非常に多くの熊目撃情報が寄せられております。近年、県内でも冬眠しないツキノワグマの目撃情報も確認されています。山間部に限らず市街地にお住まいの方も油断せず、冬季においても引き続き、匂いの強いものや農産物の残りを適切に管理するなど、熊を寄せつけないための対策を徹底していかなければなりません。

最近の目撃情報では、11月7日午前1時30分、五所川原市大字漆川字玉椿の住宅付近にて熊1頭の目撃情報がありました。11月9日には午後2時30分頃、五所川原市大字神山境山のリンゴ園地において、箱わなにより体長約80センチの熊1頭が捕獲されています。まだ出没する可能性もありますので、付近にお住まいの方、屋外で作業されている方は十分な注意が必要です。

背景には自然環境の変化、餌不足、山のブナなどの実の不作などや人里周辺での餌の誘惑、生ごみ、果樹、農作物などが熊の行動場所を広げさせているという報道があります。これにより、従来は山間部中心だった熊対策が人里周辺や市街地近辺でも必要になってきているという認識に変わってきております。

そこで、当市ではどのような体制で今日まで取り組んできたのか、まずお尋ねいたします。

次に、通告の第2点目、立佞武多の館の子供の居場所についてお尋ねいたします。立佞武多の館の子供の居場所ですけれども、現在子供居場所は仮称、計画中の位置づけであります。実際に遊具が置かれて日常的に運営されているかは未定でありまして、計画上はいいけれども、実態のある広場になるのか、この曖昧さが不安を助長しております。

また、施設の二重性ゆえのジレンマがあります。展示施設か地域の子育て支援施設かという性格の二重性、観光客向けか地元住民向けかターゲットがぶれやすく、どちらも中途半端になりやすい。遊びの広場を整備することで、観光施設としての雰囲気、展示の荘厳さ、ねぶた文化の重厚感が損なわれるリスクもあります。

さらに、持続可能な運営の懸念があります。遊具の安全管理、清掃スタッフ配置など、人件費、維持費がかかります。パブリックコメントでも、それを誰がやるのか、予算が続くのかという疑問が出されております。

さらにまた、ニーズとのミスマッチであります。遊びの広場の対象は未就学児童に限られている一方で、小学生以上にも居場所や遊びのスペースをとという要望もあります。子育て支援、地域交流の拠点という目的を考えると、もっと幅広い年齢を想定できないかという御意見があります。

立佞武多の館は現在大規模改修のため、2025年4月から2026年6月末までの休館となっております。このため、子供の居場所も含めた館全体の機能見直しが行われている段階ですが、パブリックコメントでの意見聴取はあったものの、実際にどのように整備するのか、いつ、どこまで、どんな設備では、まだ決定しておりません。つまり現時点では、子供の居場所は計画案にすぎず、必ず実現するのかは未知数であります。この不確実性が小さなお子さんのいる家庭などでの利用判断を難しくしているというのが現状だと思います。遊びの広場、そして学びの広場、この2点についてどのように考えているのかお尋ねいたします。

次に、通告の第3点目、市民体育館の整備についてお尋ねいたします。五所川原市民体育館は、過去に耐震補強、大規模改修を実施しており、安全性と施設機能の維持を図ってきました。しかし、建築から年数が経過し老朽化率も高いため、単発の改修だけではなく、継続的な維持管理及び将来的な再整備を含めた中長期的な施設整備が必要とされております。つまり単に古い体育館を続けるというのではなく、安全性や設備の機能を保った上で、時代や利用状況に応じて修繕、更新を行っていく体制が求められてきま

した。整備計画には改修の予定があるものの、具体的にはどの年に何をどこまで直すのかという詳細スケジュールや内容までは、私が参照した最近の情報では全く見えておりません。また、人口減少、利用者減などの見通しも含めた中で、施設保有量の適正化を方針としており、需要の変化次第では、利用形態や管理体制の見直しが行われる可能性もあります。この点、現状どのようにこの体育館を認識し、今後の見通しはどうかお尋ねいたします。

通告の第4点目、物価高対策についてお伺いいたします。まず、当市の現状の認識ですけれども、食料品をはじめとする物価高騰は家計を圧迫しております。一刻も早く物価高への即効性ある支援策が求められております。

支援策として市としてできることは、国や県など上位行政との連携した支援の橋渡しを行う、例えば国や県が電気・ガス代高騰対策の予算を出す際、市が窓口として支援を仲介給付する、自治体単独ではなくブリッジ機能を果たす役割も考えられます。

また、対象を絞った支援策としては、例えば子育て世帯、高齢者世帯、低所得者世帯に限った補助給付、これらの予算も押さえやすく、公平性もある程度担保できるかと考えられます。

また、一時的臨時措置としての支援策として、物価高、電気代高騰時の緊急支援としての現金給付や公共料金の補助、恒常化せず必要なときだけの対応も考えられます。

さらにまた、自治体サービスとの組合せ、例えば公共施設の暖房費補助、子育て支援との連携した保育園、児童館の暖房費補助、学用品支援、公共交通の割引など、エネルギー以外の支援と組み合わせるなどが考えられます。

そこで、当市では、誰がどのような対象で、どのような条件下、そしてまたいつまでに支援をする計画をしているのかお尋ねいたします。

以上で1回目の質問を終わりますが、市長及び関係部長の御誠意ある答弁を求め、1回目の質問を終わります。

○木村 博副議長 ただいまの質問に対する答弁を求めます。

経済部長。

○川浪 治経済部長 熊対策に関しまして、これまでの市の対応についてお答えいたします。

まず、市民の安全、安心を最優先に、熊出没の注意喚起や被害軽減に向けた体制整備を進めております。熊の目撃、出没情報が市民や警察から寄せられた際には、状況に応じて現地確認及び関係機関への情報提供を行うとともに、確認された情報は防災行政無線や広報車、看板、市ホームページなどを通じ、可能な限り迅速かつ広範に周知してお

ります。

捕獲体制につきましては、市職員が箱わなの設置に対応できるよう、わな猟免許の新規取得、更新を進めております。

また、猟友会による駆除については、今年度はおおむね通年で駆除期間を確保し、目撃情報が寄せられた際には速やかに出動できる体制を整えております。

○木村 博副議長 福祉部長。

○片山善一郎福祉部長 立佞武多の館リニューアル後の4階に開設する子供の居場所の各部屋につきましては、まず概要をお答えいたします。

遊びの広場につきましては、未就学児を対象として、室内で安心して遊べる遊具を整備するとともに、子育て中の親子が気軽に集い、相互交流を図る場、また子育ての知識や経験を有する相談員を配置し、子育ての不安や悩みを相談できる場のほか、児童用図書を備え、親子で読み聞かせできるスペースも提供する予定としてございます。

続きまして、学びの広場についてでございますが、まずフリースペースとして、中学生、高校生を対象に開設をいたします。高校生との意見交換で出た意見を取り入れまして、Wi-Fiの設備、学習用テーブル、ソファを設置するほか、台所や給湯設備、テーブル、カウンターを設置し、軽食が取れるようなスペースを整備いたします。電車、バス送迎等の待ち時間や仲間との集いの場、また勉強や地域活動を自主的に行ってもらえる場として、気軽に立ち寄って活用してもらうこととしております。また、月1回以上の食事の提供を行うほか、不定期で体験の場を提供するなど、交流の拠点の場として有効活用していく予定としております。

スケジュール的なものですが、まず遊びの広場及び学びの広場の運営に関しましては、利用者の安全確保と事業の円滑な実施を図り、適切な能力を有する事業者を選定するため、令和8年7月から令和12年度末までの約5年間の業務委託先をプロポーザル方式で決定をしたところでございます。現在契約に向けまして準備を行っているところであります。

○木村 博副議長 教育部長。

○藤原弘明教育部長 市民体育館の現状と今後の改修方針についてお答えいたします。

市民体育館は1977年建築で、築48年を経過しております。議員御発言のとおり、これまで平成26年度にはまず大規模改修を実施し、その後不具合が生じているたびに小破の修繕を行っているところでございます。しかしながら、全体的に老朽化しており、設備不良が現状目立っている状況となっております。したがって、今後としては、設備面が恐らく中心となりますけれども、必要に応じて小破等の修繕を行いながら、現状の

施設の維持に努めてまいります。

○木村 博副議長 財政部長。

○佐々木崇人財政部長 物価高対策における重点支援地方交付金の活用について、現段階の検討状況についてお答えいたします。

この交付金であります。エネルギー・食料品価格などの物価高騰の影響を受けた生活者や事業者に対し、地方公共団体が地域の実情に合わせて必要な支援を実施できるよう国から交付されるものであります。国においては、生活者支援及び事業者支援となる推奨事業メニューが示されているところです。

生活者支援の例、事業者支援の例、いろいろ出ておりますけれども、現在この交付金の交付限度額は示されておられません。現在国会において、今日午後から補正予算の審議が始まるということであり、この国の補正予算の成立を受けて交付限度額が示されるとお思いますので、それ次第、事業内容や事業規模について詳細を決めまして、早めのタイミングで予算案を議会に提案させていただきたいと思っております。

○木村 博副議長 16番、平山秀直議員。

○16番 平山秀直議員 それでは、再質問に入らせていただきます。

まず、第1点目の熊対策についてでありますけれども、現状の認識として、いわゆる駆除よりも、被害防止と市民の安全確保、注意喚起を今までは優先してきたと思いで、熊が現れた際、いきなり撃つような体制ではなくて、目撃、通報、実施隊による対応の流れが基本となっているのではないかなというように思います。しかしながら、今年に入って、もう激しい出没件数、これによって熊の目撃、被害が急増しており、過去に比べ人里での遭遇リスクが高まっている点、特に住宅地近くや農地近くでの目撃が報告されており、従来の山、森林中心の対策だけでは不十分になってきております。

また、市民個人レベルで熊を除く対策を徹底する必要性が高まってきており、生ごみ管理とか食べ残しのものとか、そういうものの放置を禁止する、あるいは複数人の行動、鈴、ラジオなどで音を立てるなど、日常生活の中での習慣を変える必要が出てきております。この認識の点について、どのように今後変えていくべきか、お尋ねいたします。

○木村 博副議長 経済部長。

○川浪 治経済部長 今後、冬期間の対応についてお答えいたします。

近年気候変動などの影響により、冬眠に入らない、あるいは冬眠から覚醒して活動する熊が青森県内でも確認されていることから、冬季であっても警戒を継続する必要があると認識しております。

そのため、冬季においても猟友会と連携の下、熊出没情報を収集し、市公式ラインや

ホームページなどで周知してまいります。

また、今年度は冬季の緊急対応に備え、熊の有害駆除の許可期間を12月末まで延長し、迅速な対応が可能な体制を整えたところであり、市民の安全、安心を最優先に熊対策に努めてまいります。

○木村 博副議長 16番、平山秀直議員。

○16番 平山秀直議員 1つ、考えられる点を挙げるとすれば、市や地域で熊注意マップの公開とか考えられないものか。出没地点や目撃地点を地図化して、住民が見やすく、避けやすいようにするという方法が考えられるのではないかなと思います。この点、もし考えがあればお尋ねいたします。

○木村 博副議長 経済部長。

○川浪 治経済部長 今議員おっしゃいました熊の出没マップ、青森県でも作成しておりますが、市としても、そういった他の自治体の取組も参考にしながら、既存の情報発信手段に加えて地図上で出没情報を確認できる仕組みの導入について検討してまいります。

○木村 博副議長 16番、平山秀直議員。

○16番 平山秀直議員 もう一点は、山間地域の小学校等の、全国的な報道によれば学校の校庭に現れたとか、そういうのがありますので、当然、特に山間地域の小学校とかに現れる可能性があります。

この点、小学校の子供さんたち等の熊対策のことについて、どのような事前の教育と  
いうかな、準備、そういうのはされているのかお尋ねします。

○木村 博副議長 教育部長。

○藤原弘明教育部長 お答えします。

農林政策課ほか各所より熊目撃情報が教育委員会へ伝達された場合、目撃箇所に近い学校へ直ちに電話をし、学校では通信アプリなどを通じた児童生徒、保護者への注意喚起、学校判断による登下校時における保護者送迎などの依頼、通学路の巡視、スクールバスへの教員同乗とバス停留所の安全確認などを行っております。

小中学校では、危機管理マニュアル、危険等発生時対処要領といったマニュアルを作成し、災害時や不審者侵入対策をそれぞれ定めておりますが、今現在熊対策に特化したマニュアルというのは定めておりませんでした。

当市では、これまで学校敷地内での熊目撃、児童生徒の登下校時における熊遭遇といった事例はまだございませんが、全国的にはクマ出没対応マニュアルなどを策定している事例もあることから、先行自治体の事例を各学校へ共有し、学校敷地内、通学路での

熊出没に対応したマニュアル作成や登下校時における児童生徒への指導などについて、現在学校へ依頼しているところでございます。

○木村 博副議長 16番、平山秀直議員。

○16番 平山秀直議員 熊対策のことについて、特に学校関係のほうにはきちんと熊対策として子供たちと一緒に先生たちが、実際に遭遇したり現れたときにはどう対応するのかというのを、今まだ準備していないということなので、きちんと準備をするように心がけてもらいたいと思いますので、よろしくをお願いします。

それから、地図のことについて、いろいろとマップ、県ではあると言っても五所川原市では作っていないということなので、ぜひとも五所川原市でも、どのような地域に現れているのかというのを発信できるようにしていただきたいと思いますので、よろしくお願いたします。

それでは、通告の第2点目、立佞武多の館の子供の居場所のことについてお尋ねいたします。プロポーザルによって予測される計画的なことに関しては先ほど答弁でありましたけれども、ちょっと心配されるのは幼児とか、それから小学校、それぞれ遊びの広場、学びの広場ですか、利用される場合の料金体系とかというのはどのようになっている、それから例えば子供たちが利用する場合には無料だというのであれば、それを委託して行う人たちにはどのようにして予算措置されていくのか、この点お尋ねします。

○木村 博副議長 福祉部長。

○片山善一郎福祉部長 お答えいたします。

まず、料金体系につきましては、遊びの広場、学びの広場とも無料にさせていただきます。

あと、指定管理者に対しての委託料の中身ですけれども、こちらについては利用料金が無料ですので、受益者の負担というのは委託先には行かない状況になりますけれども、市のほうからの委託料で賄うという形になります。

ただ、補助金が入りますので、学びの広場に関しては国の補助金が入る事業を適用しまして、市の持ち出しが3分の1というふうになってございます。

○木村 博副議長 16番、平山秀直議員。

○16番 平山秀直議員 今答弁であったように、料金は利用者たちは無料だけれども、実際に委託を受けてやる人たちには委託料ということでお金を出さなきゃいけないわけですね。それも全額市で負担ではないかもしれないけれども、国のほうからも予算を措置して、五所川原市でも負担していかなきゃいけないというようなことが当然あると思いますので、この点の予算措置、新たな出費になっていくものでございますので、きちんと精査した上で説明をしていただくように、金額がどのくらいになるのかというよう

なことをも踏まえて説明していただきたいんですけれども、見通しは立っているんでしょうか。

○木村 博副議長 福祉部長。

○片山善一郎福祉部長 子供の居場所の運営事業に関しましては、委託料は6月、先般予算措置、債務負担行為を設定いたしまして、上限として5,370万9,000円を計上してございます。具体的な契約の額につきましては、まだ契約が済んでおりませんので、これから確定していくことになります。

○木村 博副議長 16番、平山秀直議員。

○16番 平山秀直議員 分かりました。

あと遊びの広場と、それから学びの広場という広場のことについて、それぞれ同じ委託先に委託されると思いますけれども、委託する上で、まだ公開されていないわけですよ、実際には。ですから、これをどのように、いつ頃、どういう内容で公開していくのかというのを、そのスケジュール的なことをお尋ねいたします。

○木村 博副議長 福祉部長。

○片山善一郎福祉部長 本契約、運営事業の契約につきましては、年内には契約をする予定にしております。

議員おっしゃっていましたが公開、例えば今の子供の居場所の現地の公開等につきましては、こちらは館の工事が終了してからということになりますので、そういった施設といたしますか、その居場所の公開というのはまだ全く未定でございます。

○木村 博副議長 16番、平山秀直議員。

○16番 平山秀直議員 委託料の金額がある程度決まっていつつ、それからどういうふうな内容のものをしていくのかというのは、中身的なものは契約する上ではこれだと、その予算の積算根拠が全く分からないわけですよ。どのくらいのをどう造っていくんだかというのが全く見えていないわけですよ。ですから、これをちゃんと情報公開して、子供連れの方々とか、例えば学生の人たちでも、ああ、こういうのができるんだなということでの期待感が持てるのか持てないのかも分からないわけですよ。ですから、この辺のところの情報公開、伝え方というのはいつ頃になるんですかという話です。

○木村 博副議長 福祉部長。

○片山善一郎福祉部長 答えいたします。

先ほど契約につきましては12月を予定していると答弁させていただきましたけれども、実際完成後でなくて、パースの公開、そういったものは契約後、具体的な時期は未定ですけれども、その辺委託先と協議した上で、ある程度イメージが固まった時点でパ

ースの公開はする予定を考えてございます。

○木村 博副議長 16番、平山秀直議員。

○16番 平山秀直議員 パースですね。いいパースを期待しております。よろしく願  
いします。ちゃんとこういうのができるんだなということで、もう事前に分かるような  
ことをできるだけ、今全く分からないわけですから、お願いしたいなと思いますので、  
よろしく願います。

次に、市民体育館の整備についてお尋ねいたしますけれども、まず現状認識として市  
民体育館の今現段階での現状をどのように把握されているかお尋ねします。

○木村 博副議長 教育部長。

○藤原弘明教育部長 今市民体育館の現状といたしまして、トイレがちょっと配管詰まり  
が生じておりまして、一部使用不可となっている状況でございます。そこで現在、まず  
内部の配管のほうの修繕を実施し、来年度外部の配管のほうの修繕を実施する予定とし  
ております。

○木村 博副議長 16番、平山秀直議員。

○16番 平山秀直議員 それだけですか。私は実際の現場で、ふだんから利用させていた  
だいていますので、ちゃんと報告が行っているはずなんです。トイレ3か所です。去年  
2か所だったんですよ。今年3か所、増えているんですよ。3か所になっているんです  
よ、使えないのが。

私が言いたいのは、来年国体でバレーボール、使うわけです。県内、全国から人が集  
まってきますけれども、これは国体の運営費は国から出ますけれども、設備費は出ない  
ということがはっきりしているわけですよ。ですから、市で頑張らなきゃいけないわ  
けです。

そこで駄目な箇所をちょっと挙げれば、トイレの3か所、それからトイレの電気がつ  
きません、いまだに。それから、サブ体育館の床はゆがんでいる。これ何十年もゆがん  
でいます、そのままの状態です。それから、サブ体育館の蛍光灯、これ5か所つかない  
そうです。私も見たんですけども、ついていない。LEDじゃない、昔のままの蛍光灯  
の状態です。これサブ体育館は使わないかなとかというと、違いますよ。来年、バレー  
ボールの選手たちの控室になるんですよ、そのサブ体育館は。そのときには床がゆが  
んでいる、電気はつかないというような状態、恥ずかしくないですか。私は大変恥ずか  
しい思いを、県大会やっただけでも恥ずかしい思いをしていました。

それから、もちろん暖房がついていません。冷房はつくようになりました……逆だ。  
暖房はついたけれども、冷房がついていないというようなこうした点、体育館はこのよ

うな状況です。

先ほど答弁にありました築48年です。金木公民館、築45年です。市民体育館のほうが古いんですよ。五所川原の住民は非常に辛抱強いのかどんだか、あまり声を大きく言いません、五所川原の市民体育館のことについて。でも、ここで私はあえて言わせていただきます。

それで計画からいけば、市民体育館は存続させて、修繕、改善しながら維持させていくという計画になっているはずですよ。先ほど高橋美奈議員からの質問でありました金木の公民館、廃止です。これはどういうことでしょうか。この点、市民体育館の認識、優先度、どのように考えていますか。

○木村 博副議長 教育部長。

○藤原弘明教育部長 市民体育館の2030年3月31日付の老朽化率というのが112.8%、実は金木の公民館が147%ですので、老朽化率からいけば市民体育館のほうが老朽化率が低い状況となっておりますので、まだ存続させるために、現状維持のまま、修繕のほうを続けて、存続させていきたいという考えを持っております。

○木村 博副議長 16番、平山秀直議員。

○16番 平山秀直議員 それはそうですよ。市民体育館は維持させていくために大規模改修もやりました。新しく雨漏りも直しましたし、体育館本体の床も直しましたし、いろいろと直してきているんです。大規模改修で予算かけて、そして維持させてきているんです。10年ぐらいたちました。今後、これもまたさらに維持しなきゃいけない。建て替える予算はない、こうしたことで維持していく計画、維持させていくという計画を立てているのであれば、きちんと維持させていただきたいと思うんですけれども、どうですか。

○木村 博副議長 教育部長。

○藤原弘明教育部長 現在照明のほうがか切れているという話でしたので、この12月に債務負担行為のほうを組ませていただいているんですけれども、体育館施設のLED化、これのほうを実施していきますので、まず照明に関しては、今現在アリーナしかLED化が済んでおりませんが、その他の照明に関しても全てLED化のほうをしていきたいと思っておりますので、その点に関しては修繕のほうを実施してまいりますので、御理解のほうよろしくお願いいたします。

○木村 博副議長 16番、平山秀直議員。

○16番 平山秀直議員 本体の体育館はLED化されました。すばらしい照明に変わりました。明るくて見やすくなりました。サブ体育館は相変わらずの蛍光灯です。なので、

やっぱりきちんとやってもらいたい。

そして、ぜひとも五所川原に若い方々とか、それから親子連れの方々、五所川原の国体でバレーボールを見に来る方々、いっぱいいらっしゃると思います、来年。五所川原市でも横断幕をぶら下げて、歓迎のムードを高めております。そうしていながら体育館へ行ったときに、五所川原ってどったどこなんだと、こういうふうに言われたくないじゃないですか。この点、市長、一言答弁をお願いします。

○木村 博副議長 市長。

○佐々木孝昌市長 今教育部長が言ったように、修繕を積み重ねていくしかないと思います。新たなものを造るということはなかなか難しいと思っていますけれども、今の体育館を平山議員が言ったように控室相当、私も何度か見に行っておりますので、来年の国体に向けて、ある程度整備しなければならないものについては、しっかりやっぱり整備していかなければならないと思っております。

○木村 博副議長 16番、平山秀直議員。

○16番 平山秀直議員 よろしく申し上げます。期待しておりますよ。

それでは、第4点目の物価高騰のことについて、まず国、県との連携で臨時支援の枠組みを確保させていくということ、その上で対象を絞った形での子育て世帯とか高齢世帯とか低所得者世帯などでいろいろと物価高騰対策の財政支援策を行っていくべきだと思っておりますけれども、まずこの点、限定された対象に対して、今のところの考え方、どう考えているのかお尋ねします。

○木村 博副議長 財政部長。

○佐々木崇人財政部長 市では、前の交付金でも、非課税世帯、均等割のみ課税世帯、また、課税世帯に対して交付をしております。今回も、そのような考えでやっていきたいと思っております。

○木村 博副議長 16番、平山秀直議員。

○16番 平山秀直議員 よろしくお願いたします。

それと、今話題になっているのはお米券のことです。これを五所川原市ではやるのかやらないのか、それとも商品券で対応するのか、この辺の方向づけですね。いろいろ報道、すごいなと思って聞いていましたけれども、お米券はいろいろと経費を取られて6割ぐらいしか消費者のほうには回っていかないんだよというような報道もされております。ああ、んだんだなと私も勉強して分かりました。でも、商品券は恐らく満額になるのかな。この辺、五所川原市のほうでは、方向性としてはどちらに向かっていっているんでしょうか。

○木村 博副議長 財政部長。

○佐々木崇人財政部長 現段階では、事業内容について検討中でありまして、今議員おっしゃいましたお米券、1枚500円で販売されていまして、12%の手数料を引かれた440円と引換えできるという仕組みと聞いております。経費率が高いということもありますので、そのようなことを勘案した上で、様々検討していきたいと思っております。

○木村 博副議長 16番、平山秀直議員。

○16番 平山秀直議員 ぜひともこれは消費者にとって、できるだけプラスになるように配慮していただければなというふうにして思いますので、今の時点では何も答弁できないと思っておりますけれども、これは決まるのはいつ頃で、いつ頃行うことが可能なんだろうかと。

○木村 博副議長 財政部長。

○佐々木崇人財政部長 先ほども答弁いたしましたけれども、現在国会において補正予算審議中ということを知っております。国の補正予算が成立した後に交付限度額が示されますので、その後早いタイミングで予算を議会に提案させていただきたいと思っております。

○木村 博副議長 16番、平山秀直議員。

○16番 平山秀直議員 物価高騰対策のことについて最後ですけれども、五所川原市は単独で何か物価高騰対策についてやっていくとかというお考えはあるんでしょうか。

○木村 博副議長 財政部長。

○佐々木崇人財政部長 単独というよりも、交付金を活用させていただきたいと思っております。

○木村 博副議長 16番、平山秀直議員。

○16番 平山秀直議員 そうですか、分かりました。物価高騰対策、しっかりと五所川原市民の消費者にとって役に立つように、効果が現れるように期待しておりますので、よろしく願いいたします。

以上で終わります。

○木村 博副議長 以上をもって平山秀直議員の質問を終了いたします。

次に、3番、和田祐治議員の質問を許可いたします。3番、和田祐治議員。

○3番 和田祐治議員 三和会の和田祐治でございます。それでは、通告に従いまして一般質問をさせていただきます。

まず初めに、熊の出没時の対応や熊への対策について質問いたします。先ほど平山議員からも質問ありましたが、私のほうからも再度質問をさせていただきます。近年、全

国的に熊の出没件数が増加し、本年2025年は統計のある2009年度以降で過去最多を記録していることから、人身被害も過去最悪のペースで増加しております。また、秋の実りを楽しみに精いっぱい管理してきたリンゴやブドウ、栗、さらには保管していた米など、農作物の被害も甚大であります。

熊出沒の原因として、熊の餌となるブナなどの実が凶作となったことや里山の荒廢が進んだことも指摘されておりますが、これは本年に限ったことではなく、明らかな異常事態であります。

青森県では、4月に熊の出没に対し注意報を発表しましたが、出沒数が大幅に増えたことから、5月には警報に切り替え、11月21日からは当面の間、警報を継続すると発表されています。当市においても、集落地域や農地、さらには生活圏に近い場所での目撃情報が増えており、市民生活への不安が増加していることから質問をします。

まず、1つ目の質問として、本年を含めた3年間の当市における熊の出没件数と人的被害、農作物被害の状況について伺います。

2つ目の質問として、情報発信と住民への周知体制について、現在の熊の出没情報をどのような方法で住民に発信しているのか伺います。

3つ目の質問として、これまでも熊の出没に対しては、様々な対策を講じてきたものと思いますが、来年以降もこれまで以上の出没が懸念される中での熊対策について、新たな取組などの検討をされているのか伺います。

次に、五所川原市発注工事をめぐる官製談合事件についての再発防止検討報告書が公表されています。しかしながら、9月定例会直前の8月25日の公表であったため、時間的余裕がなく、議会における質問には間に合わなかったことから、今回一般質問をいたします。

まずは、この報告書を作成するに当たって、報告書作成委員会のような何らかの組織といますか、会議といますか、特別なものは設けられたのでしょうか。その参集範囲や人数などお知らせください。設けられていないのであれば、どの部署が担当し、何度会議が開かれたのか、質問いたします。

1回目の質問は以上であります。簡潔かつ的確に誠意のある御答弁をお願いいたします。

○木村 博副議長 ただいまの質問に対する答弁を求めます。

経済部長。

○川浪 治経済部長 熊に関して、当市の3年間の熊の出没件数と人的被害、農作物被害の状況についてお答えいたします。

熊の出没件数につきましては、令和5年度は目撃情報が1件、ふんや足跡などの出没情報が3件、令和6年度は目撃情報7件、出没情報ゼロ件、今年度は目撃情報36件、出没情報22件の計58件となっております。人的被害はございません。

農作物被害につきましては、令和5年度はリンゴの食害が5件、令和6年度はゼロ件、今年度はリンゴが14件、桃が3件、梨が1件の食害が発生しております。被害額としては、令和5年度が約31万円、今年度が約27万円となっております。

次に、熊の出没時の情報発信と周知体制についてお答えいたします。熊の目撃情報を受けた際には、市公式ラインとホームページ、防災行政無線、広報車などを用いて市民の皆様へ注意喚起を行っております。また、猟友会へ周辺のパトロールを依頼しているほか、教育委員会や福祉部を通じて、近隣の小中学校やこども園などへも周知しているところです。住宅地に近い場合などは、警察署、消防と情報共有し、現地確認や巡回を行っております。

そして、熊対策に係る市民の安全、安心のための新たな取組の検討についてですが、今年度は当市においても熊の出没が増加しており、市民の安全、安心を確保するための対策強化は喫緊の課題であると認識しております。

今後、出没情報の共有体制の改善や注意喚起手段のさらなる充実、必要に応じた迅速な捕獲対応の強化など、総合的な熊対策の拡充について検討を進め、市民の不安解消に資するよう取り組んでまいります。

○木村 博副議長 総務部長。

○川浪生郎総務部長 報告書の作成過程につきましてお答え申し上げます。

令和7年3月31日に刑事記録を取り寄せ、事実確認を行うとともに、令和7年5月12日から16日までにかけて指名審査会委員など経験者へのヒアリング、令和7年6月3日には一般事務に携わっている入庁後1年以上の市職員を対象としたアンケート調査を実施いたしました。これらの結果を基に、談合事件が発生した原因を洗い出し、再発防止策をまとめ、令和7年8月25日に報告書を公表いたしました。

また、お尋ねの外部の委員会ということでございますけれども、まず担当のほうは総務部の管財課でございます。これまで作成に当たって、入札契約制度の検討委員会のほうで3回ほど、そういった検証を行って報告書を作成した次第です。

以上です。

○木村 博副議長 3番、和田祐治議員。

○3番 和田祐治議員 それでは、再質問に入ります。

まず、1つ目の質問として、熊の出没件数や被害状況は分かりました。熊の生息数が

全国的にも増えていると言われております。当市にも山林地帯は広がっております。地域ごとの生息数の把握及び個体数の管理などは実施されているのでしょうか。

市として、現在の頻発する熊の出没には危機感を持っているとは思いますが、熊からの被害を軽減するため、どのような対策が取られてきたのか。人間への直接的な被害だけではなく、農作物の被害は、営農意欲の減退、耕作放棄や離農の増加にも結びつき、深刻な影響を及ぼしていることを踏まえての答弁を求めます。

○木村 博副議長 経済部長。

○川浪 治経済部長 お答えします。

ツキノワグマの生息状況につきましては、市独自で正確な個体数を把握する調査を行うことは困難であるため、青森県が実施しているツキノワグマ生息状況調査の結果を基に把握しております。

県の調査によりますと、県内を5つの保護管理ユニット等に分け、当市を含む津軽半島は監視区域とされておりますが、令和6年度における推定値は53頭と、青森県全体の約3.2%となっております。

管理目標におきましては、津軽半島の熊は過去に一度絶滅していることを鑑み、これまで生息していなかった熊の定着及び生息域の拡大を防ぐため、全頭捕獲が目標となっており、当市においても有害駆除等で対応していきたいと考えております。

○木村 博副議長 3番、和田祐治議員。

○3番 和田祐治議員 次に、情報発信と住民への周知体制についてであります。

市のホームページやライン、防災無線で周知していることは理解をしております。市民から熊の目撃情報があった場合、平日の市役所の開庁時間内であれば、すぐに広く周知させることはできますが、市役所の業務時間外である夜間や早朝などのほか、休日の閉庁日の連絡体制や市民への周知方法はどのようになっているのか伺います。

○木村 博副議長 経済部長。

○川浪 治経済部長 市役所の時間外や閉庁日の連絡体制や周知体制についてお答えします。

市民や警察などから熊の出没情報が寄せられた場合には、当直職員が情報を受け付け、速やかに農林政策課職員へ連絡を行う体制を整えております。熊の出没状況に応じて福祉部や教育委員会などの関係課や警察、消防などの関係機関、猟友会へ連絡した上で、防災行政無線や広報車、ライン配信などを活用し、市役所閉庁時におきましても、市民の皆様への周知が可能となるように運用しております。

○木村 博副議長 3番、和田祐治議員。

○3番 和田祐治議員 11月17日に市民の方から私に連絡があり、11月7日の漆川地区での熊の目撃情報について、県のツキノワグマ出没状況のマップには漆川地区の目撃情報が掲載されているのに、市からはラインによる情報もなく、目撃があってから10日が経過しているのに市のホームページにも掲載されていないとのことでした。私は、この熊の目撃情報の話を聞いて驚きました。熊は餌があると、執拗に同じ場所に現れることが多いというのは、テレビの報道で分かっていることです。にもかかわらず、当市では地域の住民に対しても情報の周知が全く行われていなかったのです。市民の安心、安全への配慮すら実施されていないことに驚くと同時に、失望を感じております。熊が目撃された地域は、松島小学校や五一中学区でもあり、五所川原農林高等学校の生徒も通学路として通っております。私の子供も五所川原第一中学校に在学していますが、保護者に連絡もありませんでした。今は学校でも緊急の場合は、きずなネットやマチコミというアプリが使われていて、ほとんどの保護者の方も登録しているので、重要な情報は瞬時に共有されます。人的被害があってからでは遅過ぎるんです。

また、11月9日に神山地区の農地に仕掛けた熊用のわなに子熊が入り、捕獲されたとも聞きました。子熊がいるということは、親熊もいるはずです。親熊が子熊を探しに来ることは当然ながらあり得る行動で、11月といえはリンゴの収穫時期の最中でもあるので、熊と遭遇する可能性もあります。この捕獲のことも、すぐに市民に周知されることがなく、10日以上経過してからの公表であり、この時期に迅速な情報発信ができていない市に対して不信感を覚えております。今回の出没と捕獲の2件の周知が遅れたことについて説明を求めます。

また、本件について、11月18日に私が農林政策課に指摘したことで、11月20日には市から市民に対しラインなどで情報が発信されました。熊の出没に限らず、事件や事故、さらには災害など、いつ何どき何が起こるか分かりません。どんなときでも市民に必要な情報を迅速に提供できる体制の構築が万全ではないように思いますが、市の見解を求めます。

○木村 博副議長 経済部長。

○川浪 治経済部長 11月上旬の熊出没情報の周知が遅れたことについてお答えいたします。

まず、11月7日金曜日の出没情報は、深夜の午前1時30分頃目撃されたもので、市民から県へ情報提供があったものです。同日午後3時30分頃に市民から県庁へメール通報があり、午後8時頃に青森県環境エネルギー部自然保護課から担当課へメールで情報提供がありましたが、その時点では職員は帰宅しておりました。公用パソコンのメールは

自宅からでは確認できないため、11月10日月曜日の早朝に情報を把握したものです。その時点で目撃から3日が経過しており、その間に新たな目撃情報がなかったため、その時点では公表しておりませんでした。今まで市民から県庁に熊の目撃情報が寄せられた例はなく、県と市の緊急連絡体制が整っていなかったことが原因であるため、連絡体制の整備をし、迅速な周知に努めてまいります。

次に、11月9日日曜日の捕獲情報についてですが、大字神山字境山の山間部の樹園地において、箱わなにより熊1頭を捕獲しました。当初公表しなかったのは、周辺農家への注意喚起が既に図られていたことや近隣自治体の対応も参考にして、公表しないこととしたものです。しかしながら、冬眠しないツキノワグマが今後も出没する可能性があることから、改めて市公式ラインとホームページで公表をいたしました。

なお、今後の捕獲情報の公表に関しましては、状況を見極めながら慎重に対応していきたいと考えております。

○木村 博副議長 3番、和田祐治議員。

○3番 和田祐治議員 3日たってからでも、11月10日に確認したとしても、その時点で公表は私できたと思います。

それから、私この地域に実は伺わせていただきました。熊用のわなに子熊がかかってから、ほかにも2頭の目撃情報が実はありました。これもやはり地域の人もそうですけれども、そこに住んでいない人は、そこに用事があって行く人もいるわけですから、ぜひこれは周知していただきたいと思います。

市のラインやホームページで公表されている熊の出没箇所がとても分かりにくい。大まかな住所しか記載されていなく、例えば市内漆川字玉椿住宅付近という表記では場所が分かりづらいです。玉椿の住宅付近とは、どこの住宅なのか理解に苦しみます。青森市の環境保全課のSNSを見ますと、グーグルアースと思われませんが、熊の出没した場所が誰もが一目で分かります。画像をお願いします。

これは、11月17日の月曜日、朝の7時半頃、青森市の沖館川を海側に向かって熊が泳いでいたという情報でありまして、青森の駅の裏側という感じで、この場所が非常に分かりやすいこととなっております。画像終わっても結構です。

危険を周知する情報であることを理解しているならば、市民に分かりやすい形を第一に考えるべきだと思いませんか。耳で聞く情報、文字を読む情報、目で見える情報など、その情報に適した提供方法が考えられますが、熊の出没情報は、まずは地図上で確認できる形が一番分かりやすいのではないのでしょうか。情報の発信は、受け手に間違いなく伝わることを第一に考えて行うべきだと思います。発信した行為をもって完了とするの

であれば、思いやりが足りないと思いませんか。市民に注意喚起をしたいのであれば、誰にでも分かりやすい形での提供を目指すことを考えてもらえないものかと考えますが、いかがなものでしょうか、お伺いします。

○木村 博副議長 経済部長。

○川浪 治経済部長 お答えいたします。

青森市で導入されているクマ出没マップにつきましては、市民が視覚的に出没状況を把握できる有効な手段であると認識しております。

当市においても他自治体の取組を参考にしながら、既存の情報発信手段に加えて、地図上で出没情報を確認できる仕組みの導入について検討を進めてまいります。

○木村 博副議長 3番、和田祐治議員。

○3番 和田祐治議員 市が発する熊の出没情報は、市のホームページやラインなど、パソコンやスマートフォンでインターネットを利用できる方はいいのですが、高齢者やパソコンやスマートフォンを利用していない住民への周知体制はどのようになっているのでしょうか。命に直結する情報伝達が不十分なまま放置されていないでしょうか、お伺いします。

○木村 博副議長 経済部長。

○川浪 治経済部長 インターネットを利用されない方への対応としましては、防災行政無線や広報車による放送、注意喚起看板の設置を行っております。また、状況に応じて農協などを通じた周知、巡回時の声かけなども行っており、インターネットを利用できない方にも、できる限り情報が届くよう、今後とも周知体制の充実に努めてまいります。

○木村 博副議長 3番、和田祐治議員。

○3番 和田祐治議員 防災無線でも、たまに聞こえないとか、そういう地域もあるようですので、ぜひ広く周知されますようによろしくお願ひします。

熊の出没時の情報発信は、市民の安全確保に直結する重大な事項でありますので、早急に周知される体制をつくっていただくことをお願ひします。

次に、学校や保育及び介護などの福祉施設の付近で熊が出没した場合、どのように安全を確保するのか、その対策についてお伺いします。

○木村 博副議長 教育部長。

○藤原弘明教育部長 まず、議員御質問のうち、教育委員会の取組についてお答えいたします。

先ほど平山議員にもお答えし、繰り返しにはなりますが、農林政策課ほか各所より熊目撃情報が教育委員会へ伝達された場合、目撃箇所に近い学校に対し、直ちに電話をす

るほか、市内全ての小中学校に対しても熊目撃情報を地図を添付した形で周知するとともに、目撃日から3日間を警戒期間とし、各学校の通信アプリなどを通じて児童生徒、保護者への注意喚起を図るほか、学校判断により登下校時における保護者送迎などの依頼、通学路の巡視、スクールバスへの教員同乗とバス停留所の安全確認などを行っております。

また、学校及び登下校の安全確保に関する国からの通知を各学校へ共有し、児童生徒への指導例などを情報提供しているほか、熊目撃箇所が近い学校では、熊撃退スプレー、これの購入なども行っております。

○木村 博副議長 福祉部長。

○片山善一郎福祉部長 それでは、福祉施設への安全対策についてお答えいたします。

まず、保育施設についてでありますけれども、熊の目撃情報があった際には、農林政策課から子育て支援課へ情報提供があり、目撃情報があった付近の保育所、こども園などに速やかに電話連絡し、注意喚起を行っております。

そのほか、今年度から施設型給付費の防災対策に係る施設機能強化推進費加算において、熊対策用のスプレーの購入を認めたところでございます。

また、介護施設や障害者支援施設などにつきましては、各施設において注意喚起を行っておりますが、市からの特別な対応は行ってございません。

○木村 博副議長 3番、和田祐治議員。

○3番 和田祐治議員 私が一番気になっているのは、子供たちが登下校の際に熊と出くわすことです。また、スクールバスで通う子供の保護者からも、スクールバスの停留所で子供たちが待っている間に熊と出くわすことがないか、非常に心配する声が多く聞かれております。登下校の見守り強化や福祉施設周辺の巡回など、弱者保護の観点からも、現状の対応以上の取組の必要について検討されているのかお伺いします。

○木村 博副議長 教育部長。

○藤原弘明教育部長 お答えします。

国では、クマ被害対策パッケージを取りまとめしており、この中で学校における安全対策の強化として、文部科学省の学校安全総合支援事業において、各学校の危機管理マニュアルを見直すための専門家等の派遣、もしくは文部科学省の地域ぐるみの学校安全体制整備推進事業、これにおいて登下校見守りボランティアの活動に当たって熊対応に必要な消耗品、熊鈴、熊用ベル、ホイッスルなどの支援といった支援策も紹介されておりますので、こうした支援事業の活用検討、学校危機管理マニュアル、これの熊に対する対応の見直しに向けた先進地事例の各学校への情報提供などに取り組み、学校に

おける熊への安全対策の強化を図ってまいります。

○木村 博副議長 福祉部長。

○片山善一郎福祉部長 福祉施設についてお答えいたします。

保育所などへの現状の対応は、これからも継続をしてまいります。

また、巡回などの新たな対応については、現在は予定をしておりませんが、議員おっしゃった弱者保護という視点から、福祉施設というのは特にそういった面では非常に注意喚起というのは必要ですので、新たな対応についても必要に応じて柔軟に対応していきたいと、検討してまいります。

○木村 博副議長 3番、和田祐治議員。

○3番 和田祐治議員 当市においては、これまで熊の出没に関して注意喚起やパトロールの強化しか、何か対策を講じていないような気がしてなりません。生ごみや放置果樹など熊を引き寄せる要因を取り除くことや、農地周辺の電気柵の設置などの熊を寄せつけない取組が必要だと考えます。熊が出たから注意することよりも、寄せつけない対策がまず先なのではありませんか。生ごみや放置果樹については、地域住民との連携を強化して取り組むことができるはずです。電気柵の設置に係る費用の補助事業を市の施策として整えてほしい。さらに、電気柵は設置後の補修も大切だとのこと。設置だけではなく、補修費用にも対応できる補助制度としてほしいと思います。

また、鳥獣被害対策や猟銃業務の中心を担う猟友会の会員の高齢化や会員の減少も大きな問題であります。国、県の動向を踏まえつつ、行政主導の有害鳥獣捕獲体制の構築について、早急に検討を進めるべきではないでしょうか。市民の安心、安全が脅かされている現状に対して、市が抱いている危機感を施策として実現するためには、予算措置に反映されるはずですが、市長、来年度予算に熊対策を拡充する施策を考えているのか、お伺いします。

○木村 博副議長 市長。

○佐々木孝昌市長 今和田議員が言ったように、熊対策というのは大変行政にとって重要性を増してくると思いますので、来年度予算においては熊の対策の予算については拡充を図っていくように検討したいと思います。

○木村 博副議長 3番、和田祐治議員。

○3番 和田祐治議員 熊の出没は、当市にとっても継続的かつ深刻な課題であります。環境省は、全国で相次ぐ熊被害の対策費として34億円を2025年度の補正予算案に計上しました。補正予算は現在審議中ですが、成立した際は市としても考えていただければと思います。住民の生命と安全を守るため及びリンゴの果樹栽培や収穫等の経営状況の安

心、安全のためにも、市が主体となって実効性のある対策を速やかに講じることを強く求め、熊出没時の対策の質問を終わります。

次に、五所川原市官製談合事件等再発防止検討報告書について再質問します。今回の報告書は、刑事記録、内部調査からの検証を基に作られたようですが、外部の有識者からの検証や意見聴取を行ったのかお伺いします。

○木村 博副議長 総務部長。

○川浪生郎総務部長 報告書の作成に当たり、外部有識者を交えた検証、意見聴取等は行っておりません。

○木村 博副議長 3番、和田祐治議員。

○3番 和田祐治議員 私は3人の公判を傍聴したときに、事件の詳細を聞いた以外についてはマスコミの報道からしか事件の全容については知ることができません。市役所では刑事記録を入手し、その記録を確認した上で報告書が作成されたわけですが、市役所内部の職員だけで報告書が作られたことが疑問であります。刑事記録を確認して不都合な部分を確認されても、報告書の作成の従事者が市の職員だけであれば、本来は掲載すべき部分の掲載を故意にスルーして載せない選択もあり得たのではないかと疑いたくもなります。そんなことは当然ないと私は信じていますが、有罪となった3人だけの犯行にとどまらない供述が本当になかったのか。業者の選定については、ほかからの関与が全くなく、3人だけの思惑で進められていたのかなど、疑惑を持たれている方々も多いようであります。

市で行われた官製談合という不正を白日の下にさらし、本当に出直す気持ちがあれば、外部からの有識者を入れずに内部の職員だけで事件の総括となる報告書を作ろうとはしなかったのではないかと考えますが、市の考えをお伺いします。

○木村 博副議長 総務部長。

○川浪生郎総務部長 このたび取り寄せした刑事記録を検証した結果、当該事件の背景として、指名審査会の運用が長年にわたり形骸化していたことや、入札情報が漏えいしていたことが明らかとなりました。

このため、審査会の運営実態を把握するために、審査会委員等経験者へのヒアリングを実施し、併せて職員のコンプライアンス意識についての調査により現状を把握することで、同様の事件の再発防止策を講じることが可能であると判断した次第です。

○木村 博副議長 3番、和田祐治議員。

○3番 和田祐治議員 今年の2月、宮城県白石市職員が市の指名競争入札において官製談合防止法違反の疑いで逮捕、その後起訴され、5月には有罪の判決を受けました。そ

れに伴い、白石市官製談合防止対策に関する調査報告書と基本方針が8月に公表されました。指名競争入札と一般競争入札のメリット、デメリット、全職員に対する24項目のアンケートが行われ、内部組織体のみで決定するのではなく、弁護士とほかの行政機関職員の2名を選任し、外部有識者として意見聴取がされ、市の対応が説明されました。当市の報告書とは比較にならないもので、官製談合を二度と起こさない、起こさせないという強い決意を感じました。白石市では、会計年度任用職員を除く338人の全職員にアンケートを実施し、回答数は312人で、回答率が92.3%とのことでした。

当市の報告書では、入札契約制度に係る職員にコンプライアンス意識についてのアンケート調査が実施され、その概要及び結果が掲載されていますが、回答職員が190名となっております。このアンケートは全職員に対して行われたのでしょうか、お伺いします。

○木村 博副議長 総務部長。

○川浪生郎総務部長 アンケートの対象につきましては、令和7年5月末時点で入庁後1年以上就業している市職員のうち、通常業務において契約事務に従事しない者や外部に派遣されている者、休職などにより勤務に従事していない者を除いた437人に対しアンケートを実施いたしました。

ただいま御指摘のあったアンケート回答が190名ということでしたが、こちらは入札や契約に携わった経験がない職員も多数いるため、このような人数になったと思っておりますが、今後の検証に当たっては十分な人数だと考えております。

○木村 博副議長 3番、和田祐治議員。

○3番 和田祐治議員 指名審査会が形骸化していたことや入札情報の漏えいが明らかとなったと。そして、アンケートの回答率が大体43%ということで、本当に43%の方のアンケートだけで再発防止策が講じられるのか、私は本当に疑問に思うところであります。

このアンケートは、今年の6月3日から20日に調査が行われていますが、入札契約制度、法令に関するコンプライアンス研修等を受講したことがあるかの質問に、受講したことがある人が40名で21.5%しかいないということで、大変驚きました。白石市では職員が逮捕され、半月後には全職員を対象としたコンプライアンス研修が実施されました。

事件が発覚した後の当市の職員に対する聞き取りやアンケート調査などの対応は、遅過ぎるのではないのでしょうか。また、全職員を対象としたコンプライアンス研修は開催されたのでしょうか、お伺いします。

○木村 博副議長 総務部長。

○川浪生郎総務部長 市では、毎年4月に新採用者に対して公務員倫理を理解し、職務への意識向上を図るため、コンプライアンス研修を実施しております。

また、青森県自治研修所では、職位に応じた階層別研修の中で公務員倫理研修を実施しており、本市職員も受講しているところです。

加えて、昨年、令和6年12月17日には、公正取引委員会が実施する官製談合防止法等研修会を実施しており、こちらについては本市から35名受講しているところです。

令和7年3月には、組織全体のコンプライアンス意識の向上を目的とした、全職員を対象とした動画によるコンプライアンス研修を実施しております。

今後につきましては、今月、入札制度に関する説明会を開催するほか、年明け、令和8年1月に公務員倫理や地方公務員制度の理解を深めることを目的に、コンプライアンス研修のほうを実施する予定としておりました。

○木村 博副議長 3番、和田祐治議員。

○3番 和田祐治議員 アンケート調査では、不当要求を受けた場合の要綱に従って上司へ報告ができないと回答した人が8名、4.21%、また法令違反を起こしたところを目撃した場合の公益通報ができないとの回答が39名、約20.53%とのことでした。これは職員の理解不足ではなく、市として保護制度を機能させてこなかったことが原因であり、市の通報窓口が職員から信用されていない可能性もあります。今後、誰が組織の責任者として改善の旗振り役となるのかお伺いします。

○木村 博副議長 総務部長。

○川浪生郎総務部長 御指摘ありましたとおり、実施したアンケート結果では、法令違反を目撃しても約2割の職員が公益通報を行うことができないと回答しており、これは公益通報者保護制度が十分に周知、理解されていないことに起因していると思われます。当該制度の所管は総務部でありますので、制度の周知徹底を図り、適切な運用を図ってまいりたいと考えております。

○木村 博副議長 3番、和田祐治議員。

○3番 和田祐治議員 今回の本市の報告書を見て、大変驚くことばかりでした。審査会委員等の経験者へのヒアリングについて、刑事記録で確認された審査会での指名業者選定の過程で建設工事の指名業者の内申について、事務処理要領では発注担当部課長が決定するとされているが、実際には全て前副市長から内申業者の指示があったとの回答で、内申に関わったことがない人を除く11名の方が前副市長からの指示があり、指示された業者を全て審査会に内申したと回答しています。このヒアリング結果によれば、11名ということから、1人につき1件と考えると、最低でも11件の不正な入札行為が進められていたことが確認されました。

市としては、この11件のうち、立件された3件は同じ部署の案件なので、1件とカウ

ントすれば、残り10件についてどのように考えているかお伺いします。ただ、この数字は、1人1件とカウントした場合であり、部署によっては5件や10件の入札に関わった部署もあったのは明白であることも含めての答弁をお願いします。

○木村 博副議長 副市長。

○鎌田 寿副市長 審査会の中身に関しての御質問がありましたので、私のほうから御答弁させていただきます。

まず最初にお断りしておきたいのは、担当部長から10社以上の内申をすることになっております。副市長のほうから、その中の5社を入れるようにという話があったと、そういう流れの中でやっております。決して職員がそこに不正というか、それに加功してあったと、そういうことではないことだけはここではっきりさせておきたいと思えます。

そして、おっしゃるとおり、この指名審査会に関しましては、指名業者の選定の過程に当たって、ずっと以前より長年の慣行があったことがうかがわれます。指名審査会での審査、運営というものが形骸化していたと言わざるを得ません。

これを受けまして、市としてこれをどう捉えて、またどう考えていくのかということでございますけれども、今回の事件を受けまして、二度とこうした事件を起こさないという決意の下に、今年4月から市の入札は全て原則一般競争入札とすると。事実上、指名競争入札は行わないとしております。またもう一つ、職員の守秘義務を徹底する、その意識を徹底させていく。この2つのことを将来にわたって堅持していく、そのことが最も重要であると捉えて、現在鋭意取り組んでいるところであります。

○木村 博副議長 3番、和田祐治議員。

○3番 和田祐治議員 これは捉え方だと思うんですけれども、私は不正と言っていますけれども、別に法律違反を犯しているとか、そういうことじゃなくて、これは正しくない入札方法という捉え方で、ぜひ捉えていただければと思います。

これまでの私の一般質問に対する理事者側の答弁では、前副市長在任中に執行された入札については立件され、確固たる証拠の下、有罪となった3件以外については調査を行う予定はないとの答弁でした。今回のヒアリング結果を見て、不正な入札行為が明白となり、3件以外の工事においても官製談合が行われたのではないかと疑惑が大きく浮上したわけですが、改めて調査を行う考えがあるのかお知らせください。

○木村 博副議長 副市長。

○鎌田 寿副市長 改めての調査の件ですけれども、以前に6月議会に伊藤議員の質問に対して、私のほうから議論を整理するためとして、ちょっと長々と答弁させていただ

たことがあります。そのときの答弁と同じわけですけれども、調査にも2つあると思います。というのは、市内部の調査、あとは市以外の、市に関わっていない外部の調査、この2つがあると思います。市にできる調査というのは、市の内部の調査のほうであります。指名審査会の運営方法であったり、また契約事務の流れであったりと、そうした市の内部の調査のほうは、先般の10月に行った議員説明会で説明したとおり、報告書でまとめているとおり、当然事実確認から、またその後の刑事記録の取付けから、過去に遡って、今回の事件となった3件だけでなく、そのほかも含めて全て市の事務に関してでき得る調査を行っているところです。ただ、議員がおっしゃいます市の事務ではないほう、そちらの外部の調査に関して、要は業者同士の談合の有無であったり、また研究会の運営の仕方であったりと、そちらの調査については捜査機関の範疇で、あらゆる角度から警察、検察が捜査を行い、既に判決が出ているものであります。要は既に完結している事項であります。そうした外部の調査については市では行いませんと、これまで申してきたところであります。ある意味、3件すら外部については行ってはおりません。決して市がこう言われても何もしていないとか、そういうする気がないわけではなくて、市として外部のほうに係る調査というのはする必要がないと判断しているというところを御理解願いたいと思います。

○木村 博副議長 3番、和田祐治議員。

○3番 和田祐治議員 今回の報告書は、市内部で調査をして、ヒアリング等を行って不正が分かったわけですから、これ別に警察や検察が調べたわけじゃないので、もしこういう結果が出たのであれば、例えば警察や検察に、公正取引委員会に相談するとか、そういうことが私は考えられると思うんです。

すみません。ちょっと時間がないので、次の質問させていただきます。もちろん3件以外の調査も行わないと庁内で議論されたと聞いていますが、誰がどこでどのような会議が行われ、決定したのでしょうか、お伺いいたします。また併せて、その会議における資料等がなかったのかお伺いします。

○木村 博副議長 副市長。

○鎌田 寿副市長 ただいま申し上げたとおりの答弁にはなるんですけれども、市の事務ではない外部の調査のほう、そちらは行う必要がないと判断しているものですので、会議を開いたりとか、決定した記録というのがあるような類いのものではないです。逆に市の内部の調査のほう、こちらは行うと決定している。そちらのほうについては、誰を対象に、どういう内容で行うというのが文書でもございますし、記録もございます。

○木村 博副議長 3番、和田祐治議員。

○3番 和田祐治議員 3件以外の調査を行わないとの決定について、私は9月19日に公文書の開示請求を行いました。10月7日付の五管発第193号により、議事録がないとの弁明書をもらいました。4月25日の市長との打合せの際に、警察や検察といった捜査機関があらゆる捜査を行い、司法による判断も出ていることを理由に、本件事件の3件を含む指名競争入札以外の入札調査はしないと打合せで決定したとのこと。

副市長は市長を補佐し、市政運営の一翼を担う特別職であります。その立場の当時の副市長が起こした事件において、また公判でも裁判官から前副市長に対して常習性が顕著で悪質性が高いと厳しく批判されたのにもかかわらず、市の職員による打合せだけで、事件に対する市の対応方針を決定していいのでしょうか。事件に対する市の方向性を決定するのであれば、市長も含めた重要な会議を持つての決定とするべきではありませんか。

また、この重要な案件を決定するに当たって、何の資料もなく打合せを進めていたのであれば、あまりにも安易かつずさんな行為だったと思います。しかも、打合せであっても議事録が存在しない。行政機関における重要意思決定は、行政文書として残す義務があります。たとえ打合せだとしても、官製談合に関する調査に当たっては、行政の公平性、信頼性、また組織運営の根幹に関わる重大な判断です。行政文書として不存在というのは、行政手続上の瑕疵があるのではないのでしょうか。市の内部にあっては、それだけ今回の事件を他人事としか考えていないように感じられますが、市の考えをお伺いします。

○木村 博副議長 副市長。

○鎌田 寿副市長 繰り返すにはなりますけれども、3件以外を調査しないというのは、行う必要がないという判断をしているものなので、それも含めて行いますと、内部の調査を行いますというのはしっかりと文書もあり、記録が残っていると。恐らく3件以外を行わないと決めたのがあるかということになってしまうので、こちらとしては内部の調査を行うと。3件については行う必要がないというのがそこに含まれてしまっていることになるんだと思うんですけれども、そういう意味で、それについての記録はないという回答になっていると考えております。

○木村 博副議長 3番、和田祐治議員。

○3番 和田祐治議員 今回の官製談合事件では、入札に参加した業者に対し刑事処分を受けていないとの理由で、市としての処分はありませんでしたが、今後公平、公正な入札制度を維持するために、入札監視体制をどのように強化していくのかお伺いします。

○木村 博副議長 副市長。

○鎌田 寿副市長 入札制度に関しては地方自治法で定められておりますので、それにとっとうて行うこととなります。ですので、これまでは契約を担当する部署のほうで、その運用であったり、また規定の整備等を行ってまいりました。ただ、今回の事件を受けて、この入札制度に関しては、議員御指摘のとおり、市としても二度とこのようなことが起こらないようにと、しっかりした体制の整備が必要だと考えております。

今年6月に入札制度の一層の透明性、公正性を確保し、適正な運用を図ることを目的に入札契約制度検討委員会というのを新たに設置しております。そちらのほうで、守秘義務の徹底であったり、また不当要求への対応、先ほどの公益通報の保護、それらと併せて継続的に、よりよい制度運用が行えるように、これからも鋭意取り組んでまいりたいと思っております。

○木村 博副議長 3番、和田祐治議員。

○3番 和田祐治議員 談合がまた起きないような体制づくりをぜひともよろしくお願い致します。

最後に、市長へお尋ねします。市長はこれまでも一戸前副市長に対し、しっかりとした人格を持って行政に当たってくれたと述べておりました。確かに農政に関しては、一戸前副市長にお世話になった農家の方も多数おります。今回の事件で有罪となった一戸前副市長と佐々木市長の同級生の2人には、市長選挙の際、応援してくれたにもかかわらず、このような事件が起こったことで、市政の信頼が裏切られる形となりました。支援をしていただき、信じていた人たちに裏切られるということは非常に悲しいことでもあります。改めて刑事記録を確認し、報告書が完成し、3人に対する考えや思いをお知らせください。

○木村 博副議長 市長。

○佐々木孝昌市長 3人に対する思いよりも、まず今和田議員から刑事記録の話が出ましたので、少し申し述べてよろしいでしょうか。私も刑事記録を見て、その後この議会の中で答弁したのは、長年にわたる慢性的な問題だということを言っております。そして、内部調査においては、平成26年まで遡って令和5年までの10年間のスパンで全ての指名入札制度823件を調べて、前の5年間と、私の5年間を比較して、期せずして前の5年間のほうが0.幾らですけども、高かったと。そして、刑事記録の中で、これは詳しいことは言えませんが、その刑事記録の中を見ても、要するに以前から同じ状況の中で慢性的に行われたのが五所川原の指名競争入札であるということが事実として分かるんです。であるからこそ、外部の調査よりも、今後起こらないような内部の調査を行いつつ、今後一切こういうことが起こらないような新たな永続的な効果をもたらすような

入札制度を共につくっていくことが、ここから始まる新しい行政だと思っていますので、その辺は理解していただきたいのと、3人に対しては、私は特別な感情的な思いは抱いておりません。

○木村 博副議長 3番、和田祐治議員。

○3番 和田祐治議員 私も今年、そして去年、おととしと市が行っている住民懇談会、市長も知っていると思うんですけども、私全部出席させてもらいました。当時の一戸副市長が私に対して、「議員というのは、こういう住民懇談会に参加して、いろいろ市民の声を聞く。これは本当に与党、野党問わずに、これは聞くもんだよ」という指導を受けて、私は住民懇談会に今年も全部参加させていただきました。そういった意味で、新人の私に対し、私は議員として一戸前副市長がそういうふうに御指導していただいたことが大変ありがたかったんですけども、いかんせんこういう事件が起こってしまったことで、大変私も残念に思っております。

今回の官製談合事件は、市民の信頼を大きく揺るがした事件であります。一連の対応が形だけの反省、一過性の処分で終わることがないように、市役所全体で信頼回復に取り組む姿勢を強く求め、一般質問を終わります。

○木村 博副議長 以上をもって和田祐治議員の質問を終了いたします。

---

◎散会宣告

○木村 博副議長 以上で本日の日程は終了いたしました。

明日は定刻より会議を開きます。

本日はこれにて散会いたします。

午後 2時48分 散会

令和7年五所川原市議会第6回定例会会議録（第3号）

---

◎議事日程

令和7年12月9日（火）午前10時開議

第 1 一般質問（4人）

9番 藤森 真悦 議員

8番 秋田 幸保 議員

17番 桑田 哲明 議員

5番 伊藤 雅輝 議員

---

◎本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

---

◎出席議員（20名）

1番 花田 勝 暁 議員

2番 金谷 勝 議員

3番 和田 祐 治 議員

4番 木村 清 一 議員

5番 伊藤 雅 輝 議員

6番 藤田 成 保 議員

8番 秋田 幸 保 議員

9番 藤森 真 悦 議員

10番 黒 沼 剛 議員

11番 松本 和 春 議員

12番 成田 和 美 議員

13番 高橋 美 奈 議員

14番 外崎 英 継 議員

15番 木村 慶 憲 議員

16番 平山 秀 直 議員

17番 桑田 哲 明 議員

19番 山田 善 治 議員

20番 木村 博 議員

21番 伊藤 永 慈 議員

22番 山口 孝 夫 議員

---

◎欠席議員（なし）

---

◎説明のため出席した者（30名）

市 長 佐々木 孝 昌

副 市 長 鎌 田 寿

総 務 部 長 川 浪 生 郎

財 政 部 長 佐々木 崇 人

民生部長	三橋大輔
福祉部長	片山善一朗
経済部長	川浪治
建設部長	古川清彦
上下水道部長	平野聡史
会計管理者	小林益代
教育長	原真紀
教育部長	藤原弘明
選挙管理委員会 委員長	中谷昌志
選挙管理委員会 事務局長	鳴海新一
監査委員	小田桐宏之
監査委員 事務局長	岡田正人
農業委員会 会長	森義博
農業委員会 事務局長	一戸武二
防災管理課長	中川智淑
総務課長	荒谷智子
財政課長	永山大介
市民課長	外崎経明
環境対策課長	松山明央
福祉政策課長	鎌田郁
子育て支援課長	山内かおり
農林政策課長	西村長幸
土木課長	工藤陵
経営管理課長	飛鳥順一
スポーツ 振興課長	村元宏禎
教育総務課長	須藤淳也

---

◎職務のため出席した事務局職員

事務局 長  
次 長

工藤 義人  
毛内 貴郎

◎開議宣告

○木村清一議長 皆さん、おはようございます。

議事に入る前に、昨夜の地震について総務部長より発言の申出がありましたので、それを許可いたします。

総務部長。

○川浪生郎総務部長 それでは、12月8日、青森県東方沖地震に係る状況について御報告いたします。

昨日23時15分、地震が発生しております。震源は青森県東方沖、マグニチュード7.2、最大震度6強でございます。当市での震度は、栄町、敷島町が5弱、金木町、相内、太田、震度4でございました。23時17分、津波予報が発表され、その後23時23分、津波注意報に格上げされております。23時50分、避難指示を発令しております。対象は、市浦地区の海岸でございました。23時50分、同時刻に市長を本部長とする警戒本部を設置してございます。日にちまたぎまして、午前2時、北海道・三陸沖後発地震注意情報が発表されてございます。その後午前6時20分、津波注意報が解除され、併せてその後6時25分、避難指示を解除という流れになっております。

自主避難所の開設状況について申し上げます。脇元コミセン、十三コミセン、磯松コミセンを開設しておりました。脇元コミセンにつきましては7名の方、十三コミセン2名の方、磯松コミセン1名の方が避難所のほうに来ておりました。合わせて10人です。午前2時半までにそれぞれのコミセン、自主避難所のほうを閉鎖しております。

被害の状況です。人的被害が1名ございました。自宅にて落下物によりこめかみを負傷し、救急搬送された高齢の女性の方が1名おります。その他の被害につきましては、現時点では確認されていないというところでした。これは、引き続き被害状況、現在も確認中でございます。

警戒体制についてでございますが、先ほど申し上げた北海道・三陸沖後発地震注意情報が発表されていることから、今後1週間程度、大規模地震が発生する可能性が平常時と比べて高まっていると考えられます。そのため、今後1週間程度は地震が発生した場合に万全の対応を取れるよう、引き続き警戒体制を取ることとしています。

私からは以上でございます。

○木村清一議長 ただいまの出席議員20名、定足数に達しております。

これより本日の会議を開きます。

本日の会議は、議事日程第3号により進めます。

---

◎日程第1 一般質問

○木村清一議長 日程第1、一般質問を行います。

質問の回数は、会議規則第64条に規定されておりますが、質問、答弁とも簡潔明瞭に願います。また、一問一答方式の場合、1回目の質問は一括で質問、答弁を行い、再質問以降については一般質問通告表の質問要旨ごとに順次質問、答弁を行いますので、御協力をお願いいたします。

それでは、9番、藤森真悦議員の質問を許可いたします。9番、藤森真悦議員。

○9番 藤森真悦議員 議場にいる皆様、議場にいる市民の皆様、そしてネット中継を御覧の皆様、改めましておはようございます。市議会議員の藤森真悦でございます。

まず初めに、昨夜の地震で被害に遭われた皆様に心よりお見舞い申し上げます。本日の質問には、災害への備えに関する項目も含まれておりますので、改めて防災、減災の重要性を踏まえながら、今回も市民の声を背に、市民目線で、市民の代弁者として一般質問をさせていただきます。どうかよろしく願います。

それでは、通告の1点目でございます。重層的支援体制整備事業について、(1)、計画の策定についてでございます。五所川原市では、少子高齢化に伴い、福祉の相談や支援ニーズが多様化し、孤立する高齢者、ひきこもり、子育て世代、生活困窮者など制度の隙間に取り残される市民が増えています。こうした課題の解決のため、国は既に重層的支援体制整備事業を創設し、断らない相談窓口やアウトリーチ支援、相談員、コーディネーターの人件費などを交付金で支援できる体制が整っています。市が取り組めば、財源面での後押しも受けられる制度です。

しかし、本市では五所川原市第3期地域福祉計画においても、計画の必要性は示されているものの、いまだ具体的な計画策定段階に至っておらず、現場の支援が限られた人員に依存している状況です。人口減少が続く今、縦割りを超えて支援をつなぐ仕組みづくりが急務ではないでしょうか。

そこで、お伺いいたします。重層的支援体制整備事業について、市はどのように計画の策定を進めていくのか質問します。

通告の2点目でございます。災害対策等について、(1)、防災行政無線の整備方針と多重伝達方式(重層化)について質問します。先日大分県では約170棟が焼失する大規模火災がありました。この事例は、災害時に命を守る初動支援や、情報を確実に届ける体制の重要性を改めて示しています。昨夜の緊急地震速報の際、私も外に出て、高齢者の

多い町内の様子を確認しました。そのとき、隣のつがる市の防災無線はかすかに聞こえた一方、本市の放送は確認できませんでした。スマホを持たない耳の遠い高齢者には緊急情報が全く届いていない可能性があります。

市では、防災行政無線が平成23年に市浦沿岸部、令和3年に市浦内陸部と金木地域で運用されていますが、旧五所川原地域では未整備であり、なぜ整備されていないのか。安心のために早く整備してほしいとの声が寄せられています。

画像をお願いいたします。旧五所川原市民の皆様の中には、防災行政無線がどのようなものなのか、まだイメージが湧かない方も多いのではないのでしょうか。そこで、参考として現在の設置状況を御紹介します。こちら金木庁舎に設置されている状況でございます。そしてこちら、金木町自然休養村管理センター周辺に設置されている状況になります。一看すると、野外に設置されたスピーカーは簡易的で、地域全体の整備にも費用がそれほどかからないのではと思われがちです。しかし、実際には防災行政無線の整備には多額のコストがかかります。そのため、近年は費用を抑えつつ確実に情報を届けるため、スマホの緊急速報、戸別受信機、地域スピーカー、テレビ、ラジオなどを組み合わせた多重伝達方式（重層化）が全国で検討、導入されています。画像終わってください。

そこで、お伺いします。防災行政無線の整備状況、費用、旧五所川原地域への現在までの未整備の理由、課題について、次に旧五所川原地域への防災行政無線の整備について今後整備を進める方針なのか、それとも整備しない考えなのかお聞きします。

次に、戸別受信機についてです。画像をお願いいたします。スマホを持たない高齢者、障がい者、視力、聴力に不安のある方などに光、文字、音声で情報を知らせる、災害時には重要な役割を果たす装置になります。小型のシンプルな機器に見えますが、多機能で緊急速報やJアラートも受信可能です。当市の設置状況はどうなっているでしょうか、お聞きします。画像終わってください。

次に、防災行政無線プラス多重伝達方式の位置づけと今後の方針についてどうお考えか、まとめて質問します。

通告の3点目でございます。市民の安心安全を守る身近なインフラ整備について、まずは防犯灯、街灯についてでございます。近年市内では健康づくりのための早朝、夕方のウォーキング、子供たちの通学、買物など、徒歩や自転車で外を利用する市民が増えています。しかし、その一方で、私のもとには夜道が暗くて不安なんです、また通学路の照明が足りない、商業施設でも陰になる歩道が多いですよといった声が数多く寄せられています。実際市内を歩いてみると、車からでは気づきにくい暗がりや危険箇所が各

所に存在していることが分かります。私の自宅周辺でも徒歩で確認しただけで複数の危険地点が見つかりました。

画像をお願いいたします。こちらは、市役所の本庁舎前通りでございます。布屋町の国道339号、私これiPhoneで撮影していますので鮮明に見えますが、実際はこの2倍、3倍暗いと考えてください。足元が暗く、凹凸が見えない状況でございます。そしてこちら、鎌谷町の交差点付近、こちらも足元が暗くて見えない状況、お分かりいただけるかと思えます。そして、こちらがエルム通りの4車線の市道烏森町内でございます。皆さん、ここを通られるかと思えますけれども、歩道は暗がりが見えています。そしてこちら、中央小学校の通学路、松島1丁目、横断歩道周辺でございます。近年歩道整備を行っていますが、防犯灯がない状況でございます。この4か所の様子とは反対に、市役所前通りの1つお隣の国道を見てみると、こちらは本町旧中三デパート前通り、同じ旧市内のメインストリートの中でも明るさ、安全面の格差が存在していることがお分かりいただけるかと思えます。画像終わってください。

この防犯灯や街灯は、防犯だけではなく、災害時の避難経路の安全対策、高齢者の見守り、夕方、夜間の祭り時や観光の安全確保といった多方面に効果を持つ市民を守る明かりです。今後人口減少や町内会機能の弱体化が進む中で、市民の歩く目線で危険箇所を再度点検していただけないでしょうか。誰もが安心して暮らせるまちをつくるため、防災、防犯の備えをしていく必要があると考えますが、いかがでしょうか、質問します。

続いて、老朽化した木製の車止めについてでございます。市内中心部には、平成17年以降、中心市街地に約220本の木製の車止めが整備されてきました。しかし、設置後、約20年が経過し、多くが老朽化し、塗装剥離、腐食、祭りプレートの破損、接触事故の発生といった問題が起き、市民からは景観が悪いので撤去してほしい、また残すなら定期的に塗装、除草など管理すべきではないんですかといった声が寄せられています。画像をお願いいたします。今や車止めとしての役割よりも、景観の悪化、維持不良による転倒危険性、事故リスクのほうが大きくなっているのが現状です。

そこで、お伺いいたします。車止めに関する事故は、直近5年間で何件発生し、破損等により新設する場合、1本当たりの整備費用はどれぐらいでしょうか。

次に、設置から約20年が経過し、老朽化が進む車止めについて、撤去も含め、今後の維持管理方針をどうお考えでしょうか、質問します。

続けて画像を御覧くださいませ。街路樹伐採後の景観、安全対策についてでございます。近年国道、市道の街路樹について、伐採後の対応を求める声が市民から増えています。市民の方々からは、街路樹がなくなり、景観が寂しいです。自費で花を植えています。

すよ。また、伐採後の切り株や段差が点字ブロックにも近く、危険じゃないか。また、10年以上前に伐採された樹木の切り株、くぼみが放置され、雑草が伸び、荒れ果てているよ。また、予算不足との理由で安全対策が後回しにされているのではといった、毎日目にする場所だからこそその切実な意見が寄せられています。私は、伐採を行ったのであれば、落ち葉が少なく維持負担の小さい低木や植栽による緑の回復、そして切り株段差の迅速な整備による転倒防止策が最低限必要な対応であると考えます。国道、市道問わず、市民の安全を守るため、伐採後の街路樹の再生緑化、切り株やくぼみの改善にどのように取り組めますか、質問します。

続けて画像を御覧くださいませ。道路情報アプリの通報の詳細についてでございます。このごしょLINEの生活情報の中の道路通報から、道路の損傷、陥没、側溝の破損、動物の死骸などを写真つきで簡単に送れる仕組みがございます。この#9910は、本来は国の道路緊急ダイヤルですが、ごしょLINEでは市へ直接通報でき、市民の身近な要望を素早く共有できる有効な機能が昨年からは始まっています。道路の不具合は生活に直結し、通報件数は今後の道路維持管理のデジタル化を考える上で重要な指標になります。

そこで、お伺いいたします。昨年7月の連携開始以降、道路通報は何件寄せられているでしょうか、質問します。画像終わってください。

次に、道路維持管理事業費と法定外公共物管理事務費についてでございます。令和5年第6回定例会で、私は側溝の泥上げ、草刈りなど、身近なインフラの維持管理について質問しました。理事者側答弁では、土木課の令和5年度予算10億4,721万円のうち、側溝の泥上げなどの法定外公共物管理事務費は734万8,000円、全体の0.7%、側溝整備などの道路維持管理事業費は7,807万9,000円、全体の7.46%との数字が示されました。私は、この身近なインフラに対する予算があまりにも少ないのではないかと指摘をしております。

そこで、お伺いいたします。その後の令和6年と7年、それぞれの予算額に占める割合を質問します。

通告の4点目でございます。(1)、市民から寄せられる空き家問題への要望、苦情に対する改善策についてでございます。県内の空き家は約9万8,800戸と過去最多となり、人口減少と高齢化で住まわれず放置された家が増え続けています。今年4月、黒石市では長年放置された空き家が雪の重みで倒壊し、大きく報道されました。本市でも同様の不安が広がっています。画像をお願いいたします。こちらのお屋敷、家屋ですね、壁にこのように亀裂がある、放置されているような状況で、積雪による倒壊リスクを心配する声が住民から寄せられています。近隣には学校も多く、徒歩で通学する子供を持つ御

家庭から、一刻も早い対策をと切実な声をいただきました。また、こちらの画像を御覧くださいませ。別の空き家では、建物内に大きなスズメバチの巣が作られていることが考えられ、横壁のこの穴から大量の蜂が出入りしている状態が続いています。隣接する幼稚園や高校の保護者や御家族から、子供たちに危険が及ぶと複数の相談がありましたが、穴を塞ぐことすらできずに対応が進まない状況でございます。雑草、害虫、倒壊など、空き家に関する相談は年々増えていますが、現状では所有者の同意がなければ手を打てないという制度上の壁があり、迅速な対応につながっていないのです。空き家は、災害時の倒壊による2次被害も懸念される全国的に大きな課題です。

そこで、お伺いします。市民からの苦情が増える中で、現行制度の限界を踏まえ、どのような改善策を検討しているのか。対応の迅速化や住民に寄り添う仕組みづくりを今後どのように進めていくのでしょうか、質問します。画像終わってください。ありがとうございます。

通告の5点目でございます。菊ヶ丘運動公園を中心とした将来ビジョンについて、(1)、市営球場の整備方針と公園の一体的なビジョンについて質問します。菊ヶ丘運動公園は、旧五所川原市の中心部にあり、市民の日常に潤いを与え、世代を超えて愛されてきた大切な公共空間です。その中核である市営球場は、多くの市民に思い出や感動を届けてきましたが、老朽化は深刻で、現状は市民が誇れる姿とは言えない状態が延々続いています。特にトイレの老朽化と、和式のまま更新されていない時代遅れの現状は、子供たちや高齢者、女性利用者にとっては安心して利用できる施設ではなく、使いにくい、恥ずかしいと感じてしまう場所、それが市の中心にある公的なスポーツ施設でよいのでしょうか。

画像をお願いいたします。現状の窮状をお示ししたいと思います。こちらが旧五所川原市を代表する市営球場の入り口になります。皆さん、御存じですよ。そして、入り口を入ると懇談室がありますが、今は懇談したくない場所です。そして、こちらは窮屈な和式トイレの状況、非常に狭いですよね。そして、2階へ続く連絡通路、天井が剥がれ落ち、2階の来賓室は廃墟と化し、雨漏りや照明の損傷、AED設置施設でありながら、バックネット下、本部席に設置されているAED本体がない状況です。盗難でしょうか。入り口横のトイレの屋根が陥没し、地震発生時には倒壊のおそれが考えられます。画像終わってください。ありがとうございます。

この公園には、市営野球場のほかにも体育館、テニスコート、遊具エリア、図書館、旧平山家住宅、そして何より四季を彩る自然があります。これらをただ施設を修繕しながら維持していく予防投資イコール点としてではなく、まちの活力を生む一つの拠点イ

コール面として再生する未来投資の視点が不可欠ではないでしょうか。

令和6年第6回定例会では、市営球場を現状のまま改修するんですか、あるいは多機能、複合化を視野に入れるのか、さらにPark-PFIや助成金制度を積極的に活用し、体育館建て替えも含めて、公園全体を総合運動公園として再構築する未来像を市は県と協力し、描くべきではないか、その必要性を質問しております。理事者側答弁では、今後の市営球場の整備方針については現在協議をしている、公園全体としての一体的なビジョンも必要になると考えているので、公園に関わる各担当課と協議をし、ビジョンの作成に取り組んでいくと答えられています。

質問後1年以上が経過していますので、改めてお伺いします。多くの市民が愛する市営球場の整備方針はどう考えているのか。

公園全体の将来ビジョンを市はどのように描いているのか。

そして、先ほど画像でも触れましたが、球場入り口にはAED設置を示す表示がありましたが、館内には実物が見当たりませんでした。AEDは、1台30から50万円ほどする高額な高度管理医療機器であり、災害や緊急時には数秒の遅れが生死を分けるため、公共施設における設置は極めて重要です。現在AEDはどこに保管されているのでしょうか。設置場所が変わったのか、未設置なのか、また盗難の可能性も含めて、確認のため状況説明を伺います。

以上、通告5点に関して、それぞれ(2)以降の項目については再質問でお聞きいたします。理事者側の皆様、このまちの主役である市民の目線に立った誠実で分かりやすい答弁をどうかよろしく願いいたします。

○木村清一議長 ただいまの質問に対する答弁を求めます。

福祉部長。

○片山善一郎福祉部長 それでは、重層的支援体制整備事業についてお答えをいたします。

ただいま議員の御指摘ありましたとおり、福祉に関するニーズは、近年様々な要因が複雑に絡み合うケースが増加しており、従来の縦割りの公的支援の仕組みでは対応し切れないケースが確かに増えてございます。

そういうことを踏まえまして、重層的支援体制整備事業は地域共生社会の実現に向けた取組を進める中で、既存の介護、障がい、子供、生活困窮者支援などの取組を生かしつつ、住民の複雑化、複合化した支援ニーズに対応するため、包括的な支援体制を強化する事業であり、市では令和6年度からの第3期地域福祉計画期間内に本事業の整備を目指し、検討を行っていく予定となっております。

進捗状況ではありますが、現在計画書策定に向け作業を進めているところであり、来年

度地域福祉計画の中間評価が予定されておりますので、計画書の提示も行いたいと考えてございます。市民にとりまして、どのような支援体制が必要であるかを十分に分析、評価しながら、地域福祉の充実がより一層図られるよう、本事業の構築を進めてまいりたいと考えてございます。

○木村清一議長 総務部長。

○川浪生郎総務部長 まず、現在までの防災行政無線の整備状況及び整備費用についてお答えします。

当市の防災行政無線は、金木地区及び市浦地区においては合併前から整備して活用しており、今年度を含め、これまで3回更新工事を実施しております。

更新費用につきましては、平成23年度に市浦地区沿岸部のデジタル化及び老朽化した屋外スピーカーの更新工事として6,592万1,000円を、令和3年度に金木地区及び市浦地区内陸部のデジタル化及び老朽化した屋外スピーカーの更新工事として1億4,979万8,000円を要しており、今年度無線システム及び市浦地区沿岸部の老朽化した屋外スピーカーの更新に2億867万円を要する見込みであります。

次に、五所川原市地区への整備を見送ってきた理由についてお答えいたします。五所川原地区においては、新たに防災行政無線を整備するとなった場合、面積が広く、情報の伝達が広範囲にわたることにより屋外スピーカーの設置場所が多くなるため、整備に多額の費用を要するほか、屋外スピーカーの設置場所の確保が難しいことから、これまで整備を見送ってきております。

こうした理由に加え、ごしょLINE、テレビ、ラジオ、緊急速報メールなど防災行政無線以外の有効な手段を運用していることから、五所川原地区には防災行政無線の整備は行わない方針としております。今後は、現在の情報伝達手段の効率的な運用に努めてまいります。

続きまして、戸別受信機の設置状況についてお答えいたします。戸別受信機は、市浦地区の屋外スピーカーの音声が届きにくい相内や太田、磯松の一部の地域にのみ設置しており、事業所及び個人宅、合わせて約20か所に設置しております。

続きまして、情報伝達の重層化についてお答えいたします。災害情報を様々な手段を活用して伝達することは、適切な避難行動を促す上で重要であります。

現在当市では、防災行政無線、テレビ、ラジオ、ごしょLINE、ホームページ、緊急速報メール、ヤフー防災アプリ、市及び消防による広報車、町内会、自主防災組織、民生委員、消防団による各戸への呼びかけなどの複数の災害情報伝達手段を組み合わせた運用を行うこととしております。

また、今年度実施している防災行政無線整備事業で新たな伝達手段として、五所川原地区の主要な避難施設及び日頃から多くの方が利用する施設に戸別受信機を設置するほか、地域ごとの防災行政無線の放送内容を録音、再生し、電話で聞き直すことができる自動応答装置を導入する予定です。今後も当市の実情に合った情報伝達手段の情報収集に努めながら、多重化、重層化に取り組んでまいります。

○木村清一議長 建設部長。

○古川清彦建設部長 まずは、防犯灯についてお答えいたします。

五所川原市内の住宅地などに設置されている防犯灯は、令和元年度にLED防犯灯へ切替えを完了してございます。現在は、維持管理と道路灯のLED化を進めている状況でございます。そのほか新規住宅開発の際は、開発事業者と協議の上、防犯灯の設置をお願いしております。

危険箇所については、パトロールを行って認識しておりますが、市民の歩く目線で危険箇所の把握に努めてまいりたいと思います。

続いて、車止めの事故件数についてお答えいたします。市道に設置されている車止めに関わる事故発生件数については、令和3年度から令和7年度11月末時点で計20件発生してございます。

続きまして、車止めの整備費用についてお答えいたします。整備にかかる費用については、車止めの材質により異なりますが、1本当たり10万円から20万円となっております。

続きまして、車止めの維持管理についてお答えいたします。車止めの用途は、歩行者の安全を守るものであり、撤去はできないものと考えております。設置年数にかかわらず劣化や破損により車止めとしての機能を有していないものは、修繕及び取替えを行っていきます。

続きまして、街路樹については枝の剪定や害虫対策の薬剤散布の要望、落ち葉の散乱や根上がりによる舗装の破損などの苦情も寄せられております。また、除排雪時には街路樹が支障となり、作業効率が低下するといった豪雪地域特有の課題も抱えております。こうした中、維持管理にかかる費用は年々増加しており、再度の植樹などについては検討してございません。

街路上を伐採した箇所については、切り株を撤去し、アスファルト舗装による復旧を基本としておりますが、市では切り株を残し、枯れた後にアスファルト舗装の復旧作業を行っております。伐採時にはできるだけ根元から伐採し、段差などにも注意を払っておりますが、危険箇所につきましてはカラーコーンなどの設置により安全対策を行って

おります。

次に、市に寄せられた道路の通報件数についてお答えいたします。ごしょLINEと道路緊急ダイヤル#9910の連携が始まった令和6年7月からの件数として、令和6年度は3件、令和7年度においては11月末時点で18件の御意見と御要望が寄せられてございました。

最後に、2つの事業予算の割合についてお答えいたします。土木課の令和6年度当初予算額に占める道路維持管理事業費の割合は7.58%となっております。また、法定外公共物管理事務費の割合は0.65%となっております。

続いて、令和7年度当初予算額に占める道路維持管理事業費の割合は7.10%です。

次に、法定外公共物管理事務費の割合は0.74%となっております。

以上です。

○木村清一議長 総務部長。

○川浪生郎総務部長 空き家への対応の迅速化や住民に寄り添った仕組みづくりをどのように進めるかについてお答えいたします。

空き家の管理は、空家等対策の推進に関する特別措置法により、管理者が適切な管理に努めることになっておりますので、様々な問題への対応は管理者に適正な管理を促すことが基本であり、多くは対応される場所ですが、一部の空き家につきましては管理意識の低さや相続トラブル、金銭面の問題により解決に至らないケースがございます。

当市では、今年度空き家対策に地域と専門的な意見を反映させる目的で、住民の代表や専門家を委員とする空家等対策協議会を設置しております。今後危険な空き家に対する国の補助金を活用した行政代執行や、速やかに所有者を把握するため、司法書士や宅地建物取引士と連携することのほか、自ら問題を解決する意思のある管理者に対する相談体制の構築などの対策について検討を進めてまいります。

また、当市も加入しております全国の地方自治体が空き家対応に対する課題や対策の共有、国に対する法律や制度の改正を提案する全国空き家対策推進協議会などを通じて、先進事例の収集や国に対する要望を県や各地方自治体と連携して実施してまいります。

○木村清一議長 教育部長。

○藤原弘明教育部長 市営球場の整備方針についてお答えいたします。

各地区にあるスポーツ施設の適正規模、適正配置を図るため、2025年3月にスポーツ施設整備計画を改定しております。

市営球場の整備方針については、今後は金木運動公園野球場を市のメイン球場として改修を行い、市浦の山村広場は廃止、市営球場は野球のできる環境を残しつつ、多目的

に利用できる施設として再整備を図る計画としております。

続いて、菊ヶ丘運動公園の将来的ビジョンについてお答えいたします。特にここではスポーツ施設に限定してお答えしたいと考えております。市営球場の計画については、先ほどお答えしたとおり野球のできる環境を残しつつ、多目的に利用できる施設として再整備を図る計画としております。

また、市民体育館については、先日もお答えしたとおり必要に応じて小破修繕等を行いながら、施設の現状維持に努めてまいります。

また、AED未設置の件なんですけれども、令和6年度AED交換の際に、今の写真の場所から本部席のほうにAEDの設置場所を変更しております。画像は、以前のAED設置場所になっておりますので、現在も本部席のほうにAEDのほうは設置しております。

○木村清一議長 9番、藤森真悦議員。

○9番 藤森真悦議員 じゃ、ここから再質問していきたいと思います。

通告1の(1)に関しては、初めに要望をお伝えします。これから計画を策定していく、進める中で、私前から言っているんですが、高齢者の除雪問題、そして今は多重債務であるとかヤングケアラーなどの様々な生活の課題は、行政だけでは届かない声があると実感しています。だからこそ地域を知る市のOBの皆様、専門職員が現場に出向くアウトリーチ型支援、そして住民と行政とを結ぶ地域コーディネーターの配置を強く要望したいと思います。

(2)、8050問題について質問します。私が今言ったアウトリーチ型支援が現在最も必要ではないかと考えるのが、社会的に深刻化をしている8050問題です。この問題は、80歳の親と50歳の子の世帯を象徴としたひきこもりの子供を抱え、親の高齢化とともに生活困窮が深刻化する問題です。全国では、40から64歳のひきこもりが約61万人と推計されています。当市、この問題に該当する世帯、どの程度把握されていますか、質問します。

○木村清一議長 福祉部長。

○片山善一郎福祉部長 8050問題について、把握の状況等についてお答えをいたします。

8050問題については、社会的に孤立した状態の親子が様々な問題を抱えたまま深刻な状況になっているなど、早期に対応すべき問題であると捉えてございます。

ひきこもりの実態につきましては、当事者、家族がそれぞれの声を上げにくいことや、多様な要因、背景が複雑に絡み合っているケースが多いため、実態を把握することが非常に困難な状況となっております。

○木村清一議長 9番、藤森真悦議員。

○9番 藤森真悦議員 答弁ありがとうございます。この問題、本当に今部長おっしゃったように実態把握が非常に難しいんです。私、少し前に市民からお手紙を頂いておりまして、この手紙なんです、ひきこもり問題に悩む市民からの声です。これは個人情報があるので、詳しい内容は控えますが、お母様と息子さんの2人暮らしの御家庭です。こういう一文がございます。「問題解決のために青森市の精神保健福祉センターに何年も通い、カウンセリングも受け続けました。弘前市にある家族会にも何年も参加しましたが、会は解散してしまっています。解決の糸口が見えません。本人が家から出られず、どうにもならないのです。助けてほしいのです」という孤立する家族の切実な声です。

8050問題は、ひきこもりの長期化により、福祉、就労、医療など多面的な支援が必要となる深刻な課題です。しかし、アウトリーチのような訪問支援のみだけでは、当事者が社会とつながるきっかけづくりが難しい面があります。

そこで、例えば認知症カフェのような当事者、家族が集える居場所づくりや、他の自治体も取り組む分かち合いサポーター制度など、参加型の支援策を導入できないものでしょうか。孤立を防ぐための居場所、参加支援など、具体的な施策を考えていただけないでしょうか、質問します。

○木村清一議長 福祉部長。

○片山善一郎福祉部長 ひきこもりの支援に向けた具体策を検討しているかという御質問についてお答えをいたします。

8050問題の背景となるひきこもりについて、要因は様々であります、ひきこもりに対する先入観などから他者に援助を求められず、社会から孤立した状態が長期化していく傾向がございます。自信を喪失し、心身ともに充電期間が必要となった際、家庭内や社会が安心できる環境であることが重要で、そこから段階を踏んで社会との関わりを取り戻していくことにつながっていきます。

市におきましては、現在ひきこもりの相談窓口を開設しており、必要に応じて支援調整会議などを開催し、適切な支援につなげていくという仕組みがございます。

今後実施予定の支援策といたしましては、社会全体のひきこもりに関する理解を促していくことを目的とした講演会の実施や、市広報などにより相談窓口の紹介、また理解促進に向けた周知を行うこととしてございます。

ただいま議員から御提案のありました居場所づくりやサポーター制度についてであります、同じ悩みを抱える当事者や家族の方などが気兼ねなく参加できて、相談事にも対応するカフェのような居場所づくり、こちらはぜひ進めたいと予定をしております。

また、一例ではあります、むつ市におきましてひきこもりサポーターを養成し、当

事者や家族を対象とした当事者会のサポートに従事する取組を行っており、こちらにつきましても先行事例として参考にしながら検討してまいりたいと考えてございます。

また、参加支援についてでありますけれども、来年度から就労準備支援事業を実施する予定としてございます。就労準備支援事業は、長期にわたり就労していない方を対象として、個別メニューを作成し、おおむね1年間で就労できるような支援を行っていくという事業になってございます。地域企業などと連携した就労体験なども実施予定となっており、ひきこもり支援の地域協働の輪を広げながら、ひきこもりの方の社会参加の第一歩につなげるような支援を進めてまいりたいと考えてございます。

○木村清一議長 9番、藤森真悦議員。

○9番 藤森真悦議員 ぜひ支援の輪を広げていただきたいと思います。

通告2の再質問に移らせていただきます。先ほどの答弁で、旧五所川原地域の主要避難施設に戸別受信機を設置するとのことでしたが、具体的にどの施設に設置を予定していますか。

○木村清一議長 総務部長。

○川浪生郎総務部長 設置先といたしましては、現在のところ五所川原地区の小中学校12校のほか、立佞武多の館、つがる総合病院などを予定しております。

○木村清一議長 9番、藤森真悦議員。

○9番 藤森真悦議員 今の戸別受信機ですけれども、先ほど私画像をお見せしたとおり小型であることが多く、例えば今おっしゃった学校、病院に置くだけでは、子供や患者、市民に情報が届くまで、時間差がもしかしたら生じる可能性があるんじゃないかと思うんですが、そこでお伺いいたします。災害が起きた際、この受信情報は施設内の人へどのような手順で伝達されますか、質問します。

○木村清一議長 総務部長。

○川浪生郎総務部長 戸別受信機は、これらの施設の職員室や事務室などに設置し、伝達された情報を基に施設内で放送などを用いて周知していただく運用を想定しております。

○木村清一議長 9番、藤森真悦議員。

○9番 藤森真悦議員 答弁ありがとうございます。理解しました。

この戸別受信機で今おっしゃった施設内には届くと思いますけれども、私先ほど言いましたけれども、スマホを持たない高齢者、障がい者の世帯には情報が届かないおそれがございます。災害弱者世帯への戸別受信機の重点配備や支援策を検討し、情報を確実に全市民に届ける仕組みを検討するべきではないかと考えますけれども、その辺いかが

ですか。

○木村清一議長 総務部長。

○川浪生郎総務部長 高齢者や障がい者などのいわゆる災害弱者と呼ばれる方々への対策は、市としても重要な課題であると認識しております。そのため、町内会や自主防災組織などの地域での研修会や訓練の際に、共助による支援などについて周知啓発を実施しているほか、訓練内容の相談を受ける際に、避難行動要支援者を交えた訓練を提案するなどしております。今後も引き続き自主防災組織と連携しながら、避難行動要支援者の方も参加した避難訓練などの実施を検討してまいります。

○木村清一議長 9番、藤森真悦議員。

○9番 藤森真悦議員 今の答弁で、戸別受信機の重点配備の話がなかったのも、ぜひその辺はこれから検討をしていただきたいと思います。

(2)、伝達フローと双方向性について質問します。画像をお願いいたします。こちらは、担当課から提出していただきました本市の災害時の情報伝達フロー図になります。この図を見ると、赤枠です、こちら私後でつけたんですが、SNSや例えば携帯メールなど、通信に依存する手段が半数以上、多く含まれています。停電や通信障害が起きた場合、市からの情報が市民に届きにくくなるリスクがあることが分かります。

さらに、現状は市から市民への一方向の通知が中心です。しかし、災害時には救助、避難を左右するのは、こちらの青い図式です、青い囲い、この後にある伝達後の現場対応ではないでしょうか。実際に先日の大分の大規模火災では、地域住民の助け合いや介護事業所の車両、職員が持つ地域情報の共有など、日頃のつながりと現場からの情報伝達が避難の成功に大きく役立ったと報じられていました。つまり災害時には現場からの情報も命を守る重要な鍵ということです。

そこで、例えば市民が、これはデジタルです、写真、位置情報を市に送れる仕組みや、自主防災組織や事業所などから情報を受け取るルート整備など、市と市民が相互に情報をやり取りできる双方向型の伝達体制づくりが必要ではないかと考えますけれども、その辺どのような御認識ですか。

○木村清一議長 総務部長。

○川浪生郎総務部長 情報伝達や収集は、適切な避難行動や災害対応をする上で重要だと認識しております。そのため、情報伝達については、庁内や関係機関との図上訓練を実施するなどして、今ある手段を適切に運用できるよう努めてまいります。

また、情報収集につきましては、活発に活動している自主防災組織などと意見交換の場をつくり、議論を重ねながら、実効性のある体制の構築に努めてまいります。

○木村清一議長 9番、藤森真悦議員。

○9番 藤森真悦議員 ぜひよろしく願いいたします。

そして、避難行動時にも非常に重要である通告3の身近なインフラ整備についてでございます。先ほど防犯灯の件おっしゃっていただきましたけれども、これは全ての暗がりを明るくせよというものではございません。しかし、現状、市役所周辺でさえ不安を感じる暗がりが存在していることは確かでございます。市民の安全確保の視点から、現地を改めて点検し、危険箇所から、段階的にでもいいので、整備を進めていただくよう強く要望します。

また、車止めを引き続き活用するのであれば、例えば頭部に取付け可能な蓄電池式のLED照明の導入の施策を検討していただけないでしょうか。初期費用は必要ですが、低維持費で夜間の明るさを確保でき、中心市街地の印象の向上と歩行者の安全強化につながる有効な対策になります。さらに、国道沿いの街路樹伐採後に残る切り株やくぼみについては、ぜひ県へ改善要望として、確実に報告と働きかけていただくことも併せてお願いします。要望としてお伝えします。

そして、道路維持、公共物の管理に充てられる予算の割合は、依然として非常に低いですね、低い状況でございます。市民生活に直結するインフラの多くが、やりたいが、予算が足りない状態ではないでしょうか。これは、シンプルに予算が増えれば対応できる箇所というのは増えますよね、質問します。

○木村清一議長 建設部長。

○古川清彦建設部長 予算が増えれば、当然市民からの要望に対する対応件数は増やせるものと思っております。

○木村清一議長 9番、藤森真悦議員。

○9番 藤森真悦議員 そのとおりですよ。

先日コミセン栄での住民懇談会で、地域住民から稲実、広田、虫流の側溝整備に関して全く進んでいないと切実な要望が出されていまして。副市長も答弁されていましてよね。毎年300から500メートル、やっていないわけじゃないんですよと、進んでいますよと、しっかりやっているんですよというようなことをおっしゃっていたかと思います。私もその後、過去の資料を改めて調べてみたところ、この排水路整備事業は平成22年度から着手されていることが確認できました。つまり稲実、広田、虫流地区での側溝、排水路整備は、開始から約17年が経過していることが分かりました。

そこで、お伺いします。平成22年度から始まったこの事業について、総延長はどれほどで、現在までの距離ベースでの進捗率はどの程度進んでいますか。これ分かる範囲で

結構です。

○木村清一議長 建設部長。

○古川清彦建設部長 平成22年度には排水路の系統として、総延長が39キロあったものと思われます。今現在39キロのうち、1割程度は整備しているものと思われます。

○木村清一議長 9番、藤森真悦議員。

○9番 藤森真悦議員 17年間で10%しか進んでいないということは、39キロのうち、1割、10%か、大体約35キロ残っていると。仮に多く見積もって年間500メートル進んだとすれば、単純計算であと約70年かかるのではないのでしょうか。これ例えば300メートルだと、多分恐らく116年とかかかる天文学的な数字になります。この事業に充当されている財源、何になりますか。

○木村清一議長 建設部長。

○古川清彦建設部長 充当している事業は、過疎対策事業債でございます。

○木村清一議長 9番、藤森真悦議員。

○9番 藤森真悦議員 住民懇談会では、この事業は成田元市長時代から続く課題で、10年前にも要望書が提出されていたという声が住民から上がりました。今回も別の住民から要望書が提出されており、長年にわたって改善を求め続けてきた切実な声が今も変わらず存在していることが分かります。

過疎債等の財源を活用するのであれば、本来優先すべきはこうした日常生活に直結し、何年も放置されてきたインフラ整備ではないのでしょうか。住民懇談会で住民が市長に言っていましたよね。10年前から陳情している、しかし全くやっていない。市長、やるってしゃべったっきゃ、言ったことは実行してもらわないと困ると住民が要望し、市長おっしゃっていましたよね、分かりましたと。

市長にお聞きします。現在の整備ペースは、年間300から500メートルほどです。住民が望んでいるのは、3キロ、5キロといった目に見えて進んでいると感じられる整備です。だからこそ限られた予算を効果が実感できる規模の整備へ優先配分するべきではないのでしょうか。本日も多くの住民がネット中継を御覧になっているそうでございます。市長の分かりましたという住民への回答は、こうした現場の切実な願いに応える姿勢として示されるべきではないのでしょうか。市長、一言お願いします。質問します。

○木村清一議長 市長。

○佐々木孝昌市長 これは住民懇談会の中で聞かれましたけれども、それ以外にもやはり市内のいろんな排水路も含めながら、生活インフラというのは非常に遅れているということは実感しております。そのみならず、これからしっかりと予算をつけるように努

力はいたしますけれども、やはり優先順位を決めながら計画的にやっていければと思っております。

○木村清一議長 9番、藤森真悦議員。

○9番 藤森真悦議員 努力はするという答弁でしたけれども、御覧になっている住民の代弁者として言わせていただければ、少し残念です。

次のスマホの通報システムについて、(2)の質問でございます。先ほど件数もおっしゃっていただきましたけれども、道路通報だけではなく、生活全般の要望というのがありますよね。例えば除雪にしろ、雑草にしろ、公園遊具の破損等々、空き家もそうです。これを写真、位置情報で送れる市独自のスマホ通報システムへ拡張し、市民の声を生かせる仕組みは検討できないものでしょうか、質問します。

○木村清一議長 建設部長。

○古川清彦建設部長 市独自のスマホ通報システムの構築についてお答えいたします。

道路だけに限定しない市独自のスマホ情報システムにつきましては、デジタル行政推進課など庁内部署と協議してまいりたいと思っております。

○木村清一議長 9番、藤森真悦議員。

○9番 藤森真悦議員 ぜひデジタルのほうと協議してほしいんです。私、大分前に、長谷川前総務部長のときに公式ユーチューブつくってくれと、前向きな答弁をいただいたんですけども、いまだに手つかずのような状況ですので、デジタルの担当課、ぜひ頑張っているいろんなデジタル施策、これから考えていただければと思います。よろしく願いします。

続いて、通告4の空き家対策に関する再質問でございます。私やっぱり市民の声を伺う中で、行政が未把握の空き家というのは市内に本当に多いんです。とにかく行政が把握できていない空き家が。他自治体の施策を参考に、例えば行政と所有者の間をつなぐ、その間に入る空き家コーディネーター、私、今回人材の話をしてはいますが、空き家コーディネーターを配置し、積極的に関与できる体制を検討するべきではないかと思っておりますけれども、その辺いかがですか、質問します。

○木村清一議長 総務部長。

○川浪生郎総務部長 空き家コーディネーターにつきましては、専門知識を有する人材による町内会と連携したきめ細やかな管理者への助言や、司法書士や宅地建物取引士と連携した一元化した総合窓口などを行うものであり、一定の効果が見込まれる取組だと認識しております。空家等対策協議会から様々な御意見をいただきながら、当市の実情に合う取組について検討してまいります。

○木村清一議長 9番、藤森真悦議員。

○9番 藤森真悦議員 協議会ができたというお話がございました。ぜひ協議会の中でもその話、もんでいただければと思います。

通告の5点目でございます。菊ヶ丘運動公園を中心とした将来ビジョンについてでございます。私、あの写真、先ほどの。あれは、バックネット裏の本部席で撮った写真なんです。ですので、本部席にあったAEDが既にないような状況ですよ。その辺どう御認識されていますか。

○木村清一議長 教育部長。

○藤原弘明教育部長 藤森議員が写真を撮影したところは、恐らく本部席ではなく、ダッグアウトのほうの場所だと思うんですけども。今本部席にはちゃんと設置してありますので、御確認いただければと思います。

○木村清一議長 9番、藤森真悦議員。

○9番 藤森真悦議員 時間ないので、そこはあまり聞きません。後で調べていただいて、私に情報いただければと思います。

先ほどの答弁の中で、球場に野球ができる環境を残しつつというような話があったと思います。ちょっと確認したいんですが、それはこれから一生硬式の試合ができるような球場、ボールパークのような形式ではなくなるということですか。この計画の詳細をもう少し詳しくお伝えください。

○木村清一議長 教育部長。

○藤原弘明教育部長 あくまで今現在も市営球場に関しましては、硬式の野球というのはいできないようにしております。現状、軟式野球だけという形を取らせていただいておりますので、今後も多目的パークとして利用する際も、野球に関しましては硬式の野球というのはい使用しないようにしたいと考えております。

○木村清一議長 9番、藤森真悦議員。

○9番 藤森真悦議員 じゃ、その方向性、考え方について、地域住民や高野連以外の様々な関係者への説明、アンケート調査は今まで行ってきていますか、質問します。

○木村清一議長 教育部長。

○藤原弘明教育部長 以前は、市営球場のほうで高校野球の予選会等行われていたんですけども、現在高野連の青森県支部のほうに問い合わせたところ、そこでの予選というのが現在行われないうか、行わないというふうに言われていますので、当然市営球場のところで硬式の野球の予選会というのは、今後例えばネットを上げて硬式のボールが外に出ないように安全措置をしたとしても、現状予選会が行われないう状況ですので、

今あそこの市営球場を使って硬式の野球の試合というのを実施する予定というのはございません。

○木村清一議長 9番、藤森真悦議員。

○9番 藤森真悦議員 私の質問している内容と答弁が違います。アンケート調査は今まで行ってきていますかというシンプルな質問でございます。

よろしくをお願いします。

○木村清一議長 教育部長。

○藤原弘明教育部長 アンケート調査というよりは、今野球を実施している人たちに聞き取りというのは実施しております。それによって、硬式の野球というのはそこで実施しなくてもいいという意見のほうは伺っております。

○木村清一議長 9番、藤森真悦議員。

○9番 藤森真悦議員 答弁ありがとうございました。

(2)、人口減少時代を見据えた定住自立圏の広域連携を踏まえた総合運動公園の将来整備について質問します。今の答弁、そして先ほどの答弁していただいたビジョンです。市営球場を含めた公園全体の将来像が、まだ明確な青写真として示されていないように私は感じました。EBPMの考え方を示さずに、点でしか描けないビジョンを考えても時間の無駄であり、主役である市民の合意なしに描いた場当たりの考えは、地域住民、関係者から反対意見が出てきたときに計画は二転三転し、無駄な予算を使い、結果将来の無駄な産物と化します。

人口減少、財政縮小の時代において、スポーツ、健康、にぎわい、稼ぐ力を兼ね備えた人を呼び込む地域インフラへの転換が必要だと私は考えます。その鍵となるのが定住自立圏による広域連携です。西北五地域では、既に各自治体が特色のある運動文化施設を持っています。しかし、今例えば中泊町では陸上競技場の維持が限界に近づき、県に重点支援を求めているような状況でございます。町単独で多額の整備費を負担できなければ、西北五地域に公式記録会が開ける競技場がなくなることを意味します。これは、各自治体が個別に施設を抱え込む時代は終わりつつあるということを示しています。今こそ地域全体で施設維持、役割分担、集約整備の方向性を描く必要があるのではないのでしょうか。

例えば私は、こう考えます。つがる市は総合体育館と図書館、鱈ヶ沢町は室内温水プール、中泊町は陸上競技場、五所川原市には維持費が重い克雪ドームがあります。これを課題ではなく転換点と捉え、民間連携、PFI、指定管理、企業提携やeスポーツ、合宿誘致、多目的利用による稼げる拠点化を進める選択肢が現実的です。

さらに、菊ヶ丘運動公園には未来型の総合運動拠点へと進化する可能性があるとは私は考えています。例えば新たな複合ボールパーク整備の中で、中央公民館移築による複合化、また病院連携のメディカルケアセンター、高齢者、障がい者スポーツの受皿、図書館は飲食と温浴の滞在型ヘリノベーションするなど、自治体ごとに施設を抱えるのではなく、機能を広域で分担し、交通も含めシェアする発想で、県、国、民間の力を掛け合わせて複合化、高機能化する構想が描けます。

そして、忘れてはならないのは、この再整備の主役は行政ではなく、市民であるということなんです。パブコメや形式的な説明会だけではなく、市民、子供、クラブ、関係団体が主体的に参加し、意見を集め、10年先の未来像を共に描くプロセスこそ最重要だと私は考えます。次世代に持続可能な総合運動公園の将来整備について、市はどのようにお考えでしょうか、質問します。

○木村清一議長 財政部長。

○佐々木崇人財政部長 広域連携を踏まえた市の考え方についてお答えいたします。

当市を含む2市4町で構成します五所川原圏域定住自立圏では、平成28年に定住自立圏形成協定を締結して以来、集約とネットワークの考え方に基づき、医療、福祉をはじめ様々な分野で連携した取組を進めてきたところであります。

令和5年に国立社会保障・人口問題研究所が公表した推計では、2050年の人口は圏域全体で5万8,000人台まで減少するものと予測されておりまして、安心して暮らすことができる地域を維持していくためには、圏域自治体による連携、協力した取組がますます重要になることが見込まれております。

人口減少社会においては、体育施設に限らず、全ての市町村でフルセットの生活機能を整備、維持していくことは困難であります。国が示す定住自立圏構想推進要綱においても、「圏域内の公共施設の集約化・共同利用等」が連携事項として例示されるなど、中長期的な視点で効率的、効果的に公共施設の整備、管理運営を行うことは圏域共通の重要な課題であると認識しております。

今後も公共施設の在り方につきましては、五所川原市公共施設等総合管理計画に基づき、利用者、市民の声を丁寧に聞きながら、施設の長寿命化や複合化に加え、広域的な視点で他自治体との連携の可能性について検討してまいります。

（「少し時間オーバーでした。ありがとうございました」と呼ぶ者あり）

○木村清一議長 以上をもって藤森真悦議員の質問を終了いたします。

次に、8番、秋田幸保議員の質問を許可いたします。8番、秋田幸保議員。

○8番 秋田幸保議員 皆さん、おはようございます。市民の声を聴く孝志会の秋田幸保です。

質問の前に、昨夜23時15分頃に発生した青森県東方沖の地震で被害に遭われた皆様に心よりお見舞い申し上げます。ここ数日は強い揺れの可能性があるという報道されておりますので、みんなでこれに備えてまいりましょう。よろしく願いいたします。

それでは、通告に従いまして質問させていただきます。1つ目の質問は、当市の様々な遺跡から出土される出土品、遺物についてです。五所川原市には国指定の史跡や県指定の天然記念物など貴重な文化財がたくさんありますが、遺跡についても五所川原地区や市浦地区などで発見され、数多くの出土品、遺物が確認されております。

そこで1つ目の質問ですが、当市における遺跡数と出土された遺物の種類、遺物の数について伺います。

2つ目は、出土品、遺物の展示場所と展示回数についてです。出土した遺物を遺跡や遺物の専門の方や遺跡ファン、市民などへ広く紹介するために、様々な場所で展示会などを行っていると思います。

そこで2つ目の質問ですが、当市において出土された遺物等の展示場所と企画展などの実施状況について伺います。

3つ目の質問は、当市のスポーツ施設についてです。当市のスポーツ施設については、経年劣化が進んでいる施設も見受けられ、軽微な修繕から大規模な改修まで計画的に取り組む必要があると考えます。優先順位を決定し、改修、修繕を行っていくに当たり、様々な状況を総合的に勘案しなければなりません。

そこで3つ目の質問ですが、当市のスポーツ施設の改修計画について伺います。

以上、3点質問いたします。理事者側の誠意ある答弁をよろしくお願いいたします。

○木村清一議長 ただいまの質問に対する答弁を求めます。

教育部長。

○藤原弘明教育部長 まず、当市の遺跡数と出土した遺物の種類及びその数についてお答えいたします。

当市の遺跡は、国の指定史跡であります五所川原市前田野目周辺に点在する五所川原須恵器窯跡や市浦地区の十三湊遺跡、山王坊遺跡のほか、市の指定史跡である同じく市浦地区の五月女菴遺跡など国や市の指定史跡を含め172か所となっております。

また、発掘調査によって遺跡から出土した遺物は、土器や石器、木製品のほか、金属製品や動物の骨で作られた骨角器などで、破片資料が多いため、それぞれの数値化は難しい状況にありますが、遺物を収蔵する専用の箱で換算いたしますと約4,500箱ほどとな

っております。

続いて、出土品の展示場所や企画展などの実施状況についてお答えいたします。出土品の主な展示場所は、市浦歴史民俗資料館で、4月から11月まで展示しております。企画展は、立佞武多の館2階の美術展示ギャラリーにおいて平成26年度から令和2年度にかけて開催しており、また令和6年度からは市役所本庁舎1階の土間ホールにおいてミニ企画展を開催しており、今年度も開催する予定となっております。

続きまして、当市のスポーツ施設の改修計画についてお答えいたします。人口減少、少子高齢化の進行によるスポーツ施設利用者数の減少など、今後スポーツ施設利用需要の変化が見込まれることから、利用状況や利便性、費用対効果、地域的特性など総合的かつ中長期的な視点で適正配置に努めるとともに、利用者の安全性と施設の機能確保の観点を考慮しつつ、2025年3月にスポーツ施設整備計画を改定しております。

○木村清一議長 8番、秋田幸保議員。

○8番 秋田幸保議員 答弁ありがとうございました。

再質問に入ります。1つ目の当市の遺跡数と遺物数について、国や市の指定史跡を含め172か所、遺物は土器、石器、木製、金属製品、骨角器、破片等で4,500箱もあるということでした。物すごい数です。

私のことで恐縮ですが、以前私も教育委員会でお仕事させていただいて、当時スポーツ振興に携わっておりましたが、社会教育委員の会議のお手伝いをした際に、社会教育委員の先生から遺跡や出土品、遺物、これは五所川原の財産だという意見があったことを記憶しております。

また、2023年11月に、県の埋蔵文化財調査センターが主催の地元の縄文再発見フェア in せいほくというイベントが五所川原市の中央公民館で開催されて、見学させていただきました。西北地方で出土した貴重な遺物を一堂に会し、展示され、本市からも多くの遺物が展示されておりました。その際、県の担当者の方とお話をさせていただいたのですが、五所川原市からも貴重な遺物が出土しているんですよということをお聞きして、私もまさに五所川原市のこれは財産だなということを強く感じました。五所川原市の素晴らしい財産、今後もどんどん遺物が増えてくると予想されます。適正な管理に努めていただきますようによりしくお願いを申し上げまして、この再質問はありません。

次の出土品の遺物の展示場所と展示回数について再質問いたします。展示場所は、市浦の歴史民俗資料館、毎年4月から11月まで開催されていると。企画展などについては、立佞武多の館で平成26年から令和2年、令和6年度からは市民の土間ホールで開催されていると。市民や地域の皆さん、そして遺跡ファンや遺跡のマニアの方など多くの方が

見学に訪れたと思います。

五所川原市の小学校や中学校の学校教育において、子供たちがこの出土品、遺物に触れたり体験する機会などがあるのでしょうか、お伺いします。

○木村清一議長 教育部長。

○藤原弘明教育部長 学校教育において、発掘によって明らかとなった土器などの遺物に触れる機会の創出についてお答えいたします。

市内小中学校の児童生徒が歴史や文化財に興味や関心を持ち、郷土に対する誇りや愛着を高めることを目的に、学芸員の資格を持った職員が小学校3年生から中学生までを対象とした歴史文化出前講座を学校の希望に応じて実施しております。その際には、発掘された土器などを持参し、実際に遺物に触れさせるほか、学校の希望があれば屋外での遺跡巡りや遺跡見学のほか、旧平山家住宅、楠美家住宅など本市に在する文化的遺産の見学についても対応しております。

教育施策を総合的に推進していくために策定された本市教育行政の最上位計画である五所川原市教育施策の大綱に掲げた基本政策である豊かな感性を育む生涯学習、これを具体的に実施していくために策定された五所川原市教育振興基本計画の施策の一つである地域風土と歴史の伝承の推進及び実現を図るためには、遺物などを活用した郷土に対する誇りや愛着の醸成と、児童生徒が過去の生活や文化をより身近に感じられるようにすることが重要と考えますので、今後につきましても学校の要望に応じて対応してまいります。

○木村清一議長 8番、秋田幸保議員。

○8番 秋田幸保議員 答弁ありがとうございました。学芸員の資格を持った職員が出前講座を希望する学校で実施、その際には土器を持参したり、遺物に触れたり、遺跡巡りや見学、文化資産の見学にも対応しているということでした。

そこで、お聞きします。歴史文化出前講座の実績について伺います。令和6年度、7年度について教えてください。

○木村清一議長 教育部長。

○藤原弘明教育部長 令和6年度及び令和7年度の歴史文化出前講座の実績についてお答えいたします。

令和6年度がいずみ小学校の6年生と五所川原第二中学校の全生徒、令和7年度が同じくいずみ小学校及び東峰小学校の6年生を対象に実施しております。

○木村清一議長 8番、秋田幸保議員。

○8番 秋田幸保議員 答弁ありがとうございました。令和6年度がいずみ小学校と五所

川原第二中学校、令和7年度がいずみ小学校と東峰小学校で開催したということでしたが、五所川原市には小学校が10校、中学校が6校あります。先ほどの答弁にもありましたが、五所川原市教育振興基本計画の施策の一つ、豊かな感性を育む生涯学習、地域風土と歴史の伝承の推進や実現を図るためには、遺物などを活用した郷土に対する誇りや愛着の醸成、児童生徒が過去の生活や文化をより身近に感じられるようにすることが重要とのことでした。そのためにも輝かしい未来が待っている子供たち、五所川原市の全ての児童生徒が五所川原市のすばらしい財産である遺跡や出土品、遺物等に接する機会である歴史文化出前講座を全ての小学校で開催するのが望ましいと考えます。教育委員会から学校にぜひ開催するようお願いしていただきますように要望して、この再質問を終わります。

次に、当市のスポーツ施設の改修計画について再質問します。先ほどの答弁では、総合的かつ中長期的な視点で適正配置に努める、またスポーツ施設整備計画を改定したとのことでした。スポーツ施設整備計画にある今後の整備方針の中で、①、施設の基本的な方針に15の施設がありますが、先ほどの藤森議員の質問にもありました市営球場について、今後の方向性が転用とあり、多目的パークへと記載されています。

そこで再質問ですが、市営球場の整備内容を伺います。

○木村清一議長 教育部長。

○藤原弘明教育部長 市営球場の整備内容についてお答えいたします。

先ほど藤森議員にお答えしたとおりですけれども、市営球場は野球のできる環境を残しつつ、多目的に利用できる施設として再整備を図る計画としております。

○木村清一議長 8番、秋田幸保議員。

○8番 秋田幸保議員 答弁ありがとうございました。市営球場は、解体して多目的に利用できる施設として計画しているということですが、多目的グラウンドを整備するのであれば、t o t o事業などの補助金などを活用しながら、人工芝グラウンドもぜひ候補に入れていただきたいです。人工芝グラウンドの整備により、競技スポーツや軽スポーツまで数多くのスポーツが可能であるとともに、多くのイベントの開催も可能となり、利用者が快適に利用できるとともに、流動人口の増加も考えられることから、人工芝グラウンドの整備を強く要望して、私、秋田幸保の一般質問を終わりたいと思います。

懇切丁寧な御答弁をありがとうございました。

○木村清一議長 以上をもって秋田幸保議員の質問を終了いたします。

暫時休憩いたします。

午前11時28分 休憩

---

午後 1時02分 再開

○木村 博副議長 それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。

17番、桑田哲明議員の質問を許可いたします。17番、桑田哲明議員。

○17番 桑田哲明議員 市民の声を聴く孝志会の桑田でございます。今日はひとつよろしくお願いいたします。

それでは、まず最初に金木公民館代替施設についてお伺いいたします。この代替施設におきましては、金木町民が今最も関心事である案件でございます。市が行った8月の各地域の説明会、ここではいろいろな意見が出ました。それを受けて、11月の説明会では大幅に理事者側のほうが修正をし、規模そのものも拡大しております。それによって予算規模も当初の2億円から6億円と3倍に跳ね上がることなどから、使用開始年度は当初予定していた年度より遅れるという話ございました。今後のスケジュールについて、まずはお伺いしたいと思います。

次に、熊の緊急銃猟についての質問でございます。全国の人的被害も200件を超えております。熊による死亡事故のほうも13人と、過去で最も多くの記録を残しております。これを受けて、国では改正鳥獣保護管理法を施行し、市町村の判断で発砲できる緊急銃猟制度を9月から始めました。これを受けまして、県では11月の末に緊急銃猟の対応マニュアル案を公開いたしまして、この案をたたき台にして各市町村はもしものことがあったら備えてほしいということで、各市町村に県のほうから通達があったわけでございます。

そこで、当市の対応マニュアル、これどのぐらいまで進んでいるのか、またそれはできているのか、その辺の市の対応マニュアルについてをお伺いいたします。

3点目として、農業委員会に関わる質問でございます。まずは、小作料についてでございますが、今年の概算金が大幅にアップいたしました。米価が高騰した後の場合と、それ以前の場合における小作料の推移について、まずはお伺いしたいと思います。

次に、当市の転作率についてもお伺いいたします。

4点目として、教育委員会に関わる質問を何点かしたいと思います。1つ目として、現在金木小学校におかれましては津軽三味線のほうに児童が取り組んでいるかと思いません。津軽三味線、これは実際保有台数どのぐらいあるのか、まずはお聞きしたいと思います。

次に、不登校の問題でございます。これは、新聞報道等で全国的に不登校の増加が目

立っているという話でございます。当市の現状はいかかなものか、お伺いいたします。

3点目として、副食費でございます。副食費というのは、幼稚園あるいは保育所のいわゆる給食のことでございますけれども、これを無償化した場合どのくらいの予算が必要なのかお聞きいたします。

4点目として、当市では教育の改革というものをにらんだ場合、他市町村と比べて新しい取組を何かやっているのか、その辺をまずはお伺いしたいと思います。

以上、よろしくお願いいたします。

○木村 博副議長 ただいまの質問に対する答弁を求めます。

教育長。

○原 真紀教育長 学校教育における教育改革への考えと今後の取組について、私の考え、思いを述べさせていただきます。

私が教育改革の目的として大切にしたいのは、学習環境の改善、多様性の尊重、IT等の新技術の導入、そして自立した学びの促進であります。教育改革が必要な理由は、何といたっても社会が常に変化し続けていることにあると考えております。この先を見通しますと、現在の子供たちが社会で活躍するであろう2040年、日本の人口は大きく減少する一方、世界規模ではさらなる人口増加が見込まれ、経済活動などにおいてグローバル化の進展は不可避であり、生成AIをはじめとする人工知能の発展、さらなるデジタル化の伸長などなど社会や生活の在り方が大きく変化していく中で、子供たちにはこれからの世界を見据えた生き抜いていく力を身につけさせていきたいと考えております。

また、グローバル化や多様性が進む現代において、互いを思いやり、認め合い、多様な価値観を受け入れ、尊重する、心豊かで個性あふれる子供たちが育つ教育環境をつくっていくことも大切だと思っております。特別支援教育における合理的配慮の提供につきましても、より一層重視していく必要があるかと考えております。

学習環境改善の具体的な取組として、本年4月に実施した三好小学校の五所川原小学校への統合による複式学級の解消、そして現在大規模改修等により準備を進めております市浦小学校、市浦中学校の併置校開校など、少子化による児童生徒数の減少等を踏まえた適正規模、適正配置による学校再編事業につきましても、今後も着実に進めてまいります。

また、教育改革により教育の質を向上させていくためには、教職員が子供たちと向き合う心の余裕、時間の確保、いわゆる教職員の余白づくりが大変重要であると考えております。

学校の働き方改革、教職員のウェルビーイングの向上、これらによる多忙化解消を図

るほか、校務効率化に向けた統合型校務支援システムの導入、児童生徒1人1台端末の円滑な更新など、教育DXといった環境整備にも計画的に取り組んでまいります。

目の前の課題を先送りすることなく、その解決に労力を惜しまず対応していくことで、全ての子供が将来への夢や希望を持ち、持続可能な社会の担い手として活躍するために、自ら学び自ら考える力や、多様な他者と協働して課題を解決する力、新たな価値を創造する力、そういう力を育成する教育活動の充実に尽力してまいります。

○木村 博副議長 総務部長。

○川浪生郎総務部長 金木公民館代替施設の建築スケジュールについてお答えいたします。

今年度は、芦野公園内の芦野集会所、自然休養村管理センター、旧金木歴史民俗資料館の解体に伴うアスベスト調査を終了しており、現在は解体設計を進めているところです。

今後の建設スケジュールにつきましては、当初供用開始は令和10年度を見込んでおりましたが、説明会での御意見の一つである面積拡大を反映したところ、建物の構造は木造から鉄筋コンクリート造になると思われまます。建物の構造や解体工事の期間を考慮しますと、1年から2年程度、工期が延びると想定しておりますが、できるだけ早い供用開始を目指してまいります。

○木村 博副議長 経済部長。

○川浪 治経済部長 熊の緊急銃猟に関しまして、当市の対応マニュアルの策定状況についてお答えします。

市では、今年8月、市内猟友会などの関係団体に鳥獣保護管理法の改正及び緊急銃猟の実施に係る説明会を開催し、緊急銃猟対応マニュアルの案について検討したところです。現在県から11月に示されたマニュアルと整合性を取っているところであり、県内他市で策定したマニュアルも参考にしながら、年度内の策定を予定しております。

○木村 博副議長 農業委員会事務局長。

○一戸武二農業委員会事務局長 米価が高騰した後の場合と、それ以前の場合における小作料の推移についてお答えいたします。

農地中間管理事業による賃貸借において、令和3年度から令和5年度までの10アール当たりの賃料平均額が2万27円、米価が高騰し始めた令和6年度の平均額が1万9,976円、令和7年度11月末時点の平均額が2万854円となっております。

また、相対契約による賃貸借においては、俵数による賃料設定が大半を占めており、地域差はありますが、10アール当たり2俵から3俵で設定しているケースが多く、JA

概算金を参考額としている場合、1俵当たりの価格が令和5年産は1万800円、令和6年産は1万5,000円、令和7年産は3万円となっております。

○木村 博副議長 経済部長。

○川浪 治経済部長 転作率についてお答えします。

これは、市の農業再生協議会が定めている転作の目安であります。令和7年産の地区別で、五所川原地区が49.71%、金木地区が44.89%、市浦地区が53.59%となっております。

○木村 博副議長 教育部長。

○藤原弘明教育部長 金木小学校では、旧金木町時代からのものを含め、津軽三味線を35丁保有しておりますが、このうち使用できるものは13丁となっており、金木小学校で練習活動をしている金木小学校三味線クラブの活動にもお貸ししているところです。

また、金木中学校では、同じく旧金木町時代からのものを含め、津軽三味線を26丁保有しておりますが、使用できるものは12丁であり、うち4丁を金木小学校へ貸出ししております。残りの8丁を中学校部活動である津軽三味線部、部員4名ですけれども、それで使用しているところでもあります。

続いて、不登校ですけれども、全国的に増加傾向にある不登校について、当市の状況についてお答えします。文部科学省が実施した令和6年度の児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査結果から、全国の不登校児童生徒数は過去最多の35万3,970人で、12年連続増加しております。

当市の不登校児童生徒数は、小中学校ともに前年度より減少し、1,000人当たりの不登校児童生徒数についても全国平均、県平均より少なくなっております。

○木村 博副議長 福祉部長。

○片山善一郎福祉部長 保育所、認定こども園、幼稚園などにおいて副食費が徴収されている園児の人数及び無償化した場合の費用につきましてお答えをいたします。

3歳児から5歳児までのクラスの保育料につきましては、国の施策により、令和元年10月より既に無償化されておりますが、副食費につきましては保護者の所得に応じて徴収または徴収を免除する対象を決定しております。令和7年12月1日現在、市内の3歳児から5歳児までのクラスの園児の人数は774人、そのうち副食費徴収の対象となっている園児の人数は590人となっております。徴収対象の副食費を市独自で無償化した場合、1年間でおおよそ3,600万円の費用を要することが見込まれます。

○木村 博副議長 17番、桑田哲明議員。

○17番 桑田哲明議員 これからは、一問一答のほうで質問させていただきます。

まず、第1点目の金木公民館代替施設についてでありますけれども、確かに今までの8月の説明だと、木造、今回は6億円、3倍にいろいろ上がるということで、鉄筋になるということで、そのスケジュールのほうも使用開始年度が1年あるいは2年遅れるということでございましたけれども、それは致し方ないかと、こう思っております。

そこで、11月の説明会では町民からいろんな意見が出ました。その後、すぐ図面見て、今は何も思い浮かばないということも、そういう方もおりましたので、その方々は後に支所長のほうへまた何でも言ってくださいという話でございました。多分市役所のほうでは、かなりの人数のいろんな意見が集まったかと思えます。そこで一番関心があるのは、やはりこの意見を、いろんな出た意見をどのような形で新しい代替施設に反映させるのか。その辺どういうふうにお考えなのか、まずは伺いたいと思えます。

○木村 博副議長 総務部長。

○川浪生郎総務部長 令和7年11月10日、金木総合支所で2回目の住民説明会を開催したところです。その後、説明会終了後、意見などを賜りまして、御意見が1件、御提案を4件いただいたところです。

その意見などに対して今後説明する予定はあるのかというところですが、まず今回の説明会につきましては、前回の説明会で参加者からいただいた御意見を基に平面図案を作成し、開催したところです。参加者の方からは、一定の御理解を得たものと認識しております。したがって、改めて説明会を今のところ開催する予定はございません。

また、説明会後の御意見、御提案された5件の方々からの内容は、全て確認したところでございます。その上で、全ての御意見、御提案を取り入れることはできませんが、今後設計業務の参考としたいと考えております。

○木村 博副議長 17番、桑田哲明議員。

○17番 桑田哲明議員 後から支所長のほうに寄せられた意見が4件ぐらいあると。しかし、11月の説明会時点ではかなりの人が挙手をして、いろんな意見を述べたかと思えます。この全ての意見をどのような形で、採用になったものもあれば、これは却下になったものもあると思えます。次、説明会も何も開かないのであれば、自分が言った意見が採用になっているのか、それとも却下されたのか、言った人においては分からないわけです。その辺の透明性をはっきりしないと、今まで2回も説明会をやった、そして図面も作り直したと、町民寄りの理事者側であったわけでありましてけれども、最後の詰めを落とすと、これは大変なことになりますよ。もう一回、どういう形になるか分かりませんが、町民の方に意見を聞く、図面をもう一度見てもらう、こういう方法は考えられませんか、お伺いいたします。

○木村 博副議長 総務部長。

○川浪生郎総務部長 先ほども御答弁申し上げましたが、現時点ではそういった説明会、直近で開催する予定はございませんでした。

○木村 博副議長 17番、桑田哲明議員。

○17番 桑田哲明議員 それじゃ駄目ですよ。やはり6億円もするものを建てるんだはんで、きちっとしたものを建てねばまいねでばな、これは。後から気に入らないなんて言われたらどうしますか。金をかける分、やはり足使わにゃ駄目ですよ。これ金木の町民のてらんど一番関心事で、いろいろ1人、2人、複数集まれば、みんなこの話ですよ。本当におらたちしゃべったとおりなるんだべがなと。ましてや、今まで舞台がなかったと、この舞台はどうなるのかという、これ本当に興味がある、金木の町民にはそうなんです。それを1年、2年待ってでも新しい舞台で踊りたいと、そういう声も多く聞かれます。そのためには、100%理解しなくても、ある程度合格点と言われる70、80%ぐらいは金木の町民の賛同を得て、それからがスタートじゃないですか。

確かにいろいろ説明会を開けば、資料づくり、あるいは寒中、今これから冬の本番になる中、足をついて、また金木に来るということは大儀なところもあるかもしれませんが、その大儀を克服することによって金木町民が、今の市役所の職員のてらんどもやっぱり市民に寄り添っているなど、あとそれから合併して本当によかったなという、そういう気持ちになるんじゃないかと思しますので、この辺はもう一つ何らかの形で金木町民に意見を聞いた後の図面、あるいはそういった内容のものをお示しして、その説明会を開く、あるいはそれに準ずるものをするというような方向で検討してみてください。そこはきつくお願いしたいと思います。

あと次に、熊の問題です。このマニュアルそのもの、対応マニュアルできているのが、現在では平川市と弘前市、2市であります。十和田市が年内にできるかという話でございませうけれども、やはりマニュアルつくる段階においては、いろいろな足かせとかいうんじゃないで、いろいろ手順があるそうなんです。たたき台となる県のマニュアルを持ってきても、なかなかその地域、自分たちの地域に合ったものにつくり直すということは大変な作業だということで、やっぱりほかの市町村を見ても、私、県のマニュアルあるはんで、それをやれば、載せれば、すぐできるという考えを持っていたんですけども、なかなかそうはいかないということで、各40市町村を見ても、なかなか年内に終える、対応マニュアルをつくるという市町村が見られません。

その中において、先ほど部長から答弁があったわけですけども、当市では年内において片づけるということでありましたので、大変勇気づけられましたし、安心をいたし

ました。なるべく早くその対応マニュアルをつくって、熊の出没に対しては対応できるようにお願いしたいと、こう思います。

そこで、質問であるわけですが、緊急銃猟に関わるハンター、これはただハンターの免許を持っているだけでは、多分、私駄目だと記憶しているんですけども、その点緊急銃猟に携わるハンターの数、その辺はきちんと確保しているんでしょうか、お聞きいたします。

○木村 博副議長 経済部長。

○川浪 治経済部長 お答えします。

緊急銃猟における国の主な要件として、過去3年以内に緊急銃猟実施のために使用しようとする銃器と同種の銃器を使用して、熊、イノシシ、またはニホンジカの捕獲を行った経験を有する者とあります。その要件に適合するハンター数につきましては、本年7月の市内猟友会への調査では11名となっております。

○木村 博副議長 17番、桑田哲明議員。

○17番 桑田哲明議員 11名の人数というのは、やはり熊の出没というのは昼夜問いません。そして、ハンターの平均年齢といいたいまいしょうか、それを見ても60歳以上のハンターが58%、結構半数以上を占めている現状でございます。その中において、昼の場合はいろいろ仕事を持っている人もいますけれども、この11人中、昼夜問わず出られるという人数の確保はどのぐらいでしょうか。

○木村 博副議長 経済部長。

○川浪 治経済部長 それにつきましては、今後その11名の方たちと協議しながら決めていきたいと考えております。

○木村 博副議長 17番、桑田哲明議員。

○17番 桑田哲明議員 緊急銃猟に関わる人の報酬でございますけれども、その辺どのぐらいを予定しているかというか、どの辺確保しておりますか。

○木村 博副議長 経済部長。

○川浪 治経済部長 今現在、緊急銃猟ではございませんが、市の依頼によってハンターが出動した場合、1回の出動につき3,126円と移動費用の実費が支給されております。熊を捕獲、駆除した場合、また緊急銃猟等の報酬は、今のところ別途定めておりませんが、今後他自治体の状況も参考にしながら決めていきたいと考えております。

○木村 博副議長 17番、桑田哲明議員。

○17番 桑田哲明議員 熊以外ということで三千数百円という話がございましたけれども、熊以外というのは例えばカラスとか猿、その類いだと思うんですけども、それら

の動物と比べて熊というのはやはり別格ですよ。熊と対峙すれば、命の危険も伴うわけですので、その辺のことを考えればかなりの額じゃないと、ハンターのほうも大変でしょうし、その辺、人も確保できるかという不安がございます。その辺やはりきちんとそれに見合う報酬、これは検討していただきたいと、こう思います。

あとそれから、箱わなで、昨日の答弁によりますと1頭捕獲したということでございましたけれども、当市では箱わなをどのぐらい用意しておりますか。

○木村 博副議長 経済部長。

○川浪 治経済部長 箱わなの保有台数であります、市の保有している箱わなの数は4基でございます。

○木村 博副議長 17番、桑田哲明議員。

○17番 桑田哲明議員 この4基というのは、五所川原、金木、市浦という案ですけども、それぞれの各地区のほうにあるわけですか、それとも1か所で保管しているということですか。

○木村 博副議長 経済部長。

○川浪 治経済部長 今現在、五所川原地区に4基保管しておりまして、必要に応じて市浦、金木にも設置いたします。

○木村 博副議長 17番、桑田哲明議員。

○17番 桑田哲明議員 もしものときは、市浦辺りで、ここから運んでも間に合うという認識でしょうか。

○木村 博副議長 経済部長。

○川浪 治経済部長 間に合うといたしますか、熊のわなの設置につきましては、主に畑や樹園地、その園地の方からの要望で設置して、熊が出没して、すぐそこに設置するというものではなくて、食害があった場合にその園地等に設置しております。

○木村 博副議長 17番、桑田哲明議員。

○17番 桑田哲明議員 今いろいろいるとの目撃情報もございますけれども、この4基というのは今までの目撃情報、あるいは通報した人の、それから見て4基という、その保有台数というのは妥当な数でしょうか。

○木村 博副議長 経済部長。

○川浪 治経済部長 箱わなの台数につきましては、来年度増設する予定でございます。

○木村 博副議長 17番、桑田哲明議員。

○17番 桑田哲明議員 よろしく願いいたします。

箱わなも設置しなきゃ駄目だということで、この箱わなの設置には誰がどのような形

で加わりますか、お願いします。

○木村 博副議長 経済部長。

○川浪 治経済部長 箱わなの設置につきましては、わな猟の狩猟免許を取得した市の職員が設置、管理をしております。

○木村 博副議長 17番、桑田哲明議員。

○17番 桑田哲明議員 箱わなで捕獲した熊の駆除について、解体については誰が、どのような形で行いますか。

○木村 博副議長 経済部長。

○川浪 治経済部長 熊の処分につきましては、猟友会に依頼しておりまして、埋却または焼却、あるいは自家消費という形の処分になります。

○木村 博副議長 17番、桑田哲明議員。

○17番 桑田哲明議員 その際の報酬等も猟友会のほうには考えているのでしょうか、お聞きいたします。

○木村 博副議長 経済部長。

○川浪 治経済部長 それにつきましても現在のところ定めておりませんので、来年度に向けて熊の処分に関する報酬、これは検討してまいります。

○木村 博副議長 17番、桑田哲明議員。

○17番 桑田哲明議員 箱わなも重量が、まず軽いもので100キロ、重いものでは200キロということが言われているんですけども、200キロのものをいろいろ持ち上げるというのであれば、やはり大の大人が6人ぐらい必要ですよ。これは、今職員が設置ということでございましたけれども、最後はやはり私、これ猟友会に多分丸投げにするんじゃないかなと、こう思っております。やはりこの辺もきちんと地域の猟友会と話を持って、報酬、あるいは危険を伴うこと、そういう保険ですね、ハンターに対しての保険、それら等もきめ細かな、いろいろな決まったことを提示して、ハンターも猟友会の人たちも気持ちよくと言えればちょっと変ですけども、わだかまりのない形で熊の駆除に当たると、そういうことを構築していただきたいと、こう思います。

あとそれから、確かに市街地に出た場合は、いろいろ緊急銃猟でライフルを使った駆除もできるかと思っておりますけれども、うちほうではまた大型施設もございまして、学校ももちろんございまして。そういう建物の中に熊が入った場合、これは幾ら緊急銃猟でも銃の発砲というのは許されないものでございまして。そうなった場合、今麻酔吹き矢というのがいろいろ全国各地で見れば使われておりますけれども、そうなった場合の麻酔の吹き矢に対しては獣医師が関わらないとできないということもあって、その辺の確保とい

うのはどうお考えでしょうか。

○木村 博副議長 経済部長。

○川浪 治経済部長 麻酔銃等の使用に関しましては、麻酔薬の管理や専門的な資格を有する獣医師、有資格者の確保が課題となっておりまして、県全体としても麻酔銃による捕獲体制の構築には至っていないと伺っております。

今後県において体制整備が進み、運用基準が明確となった場合には、当市としても麻酔銃等の活用について検討してまいりたいと考えております。

○木村 博副議長 17番、桑田哲明議員。

○17番 桑田哲明議員 これもう立て籠もってまってから麻酔云々というんじゃなくて、やはりいろいろな動物病院もあるし、獣医師というのは市内にもいるわけです。これらの人たちとやはり連携を取って、いざとなった場合は来てもらおうと、こういう万全の体制を取っていただきたいと、こう思いますので、対応マニュアルとともにその辺もきめ細かな対応をお願いしたいと、こう思います。

次は、小作料、転作の問題でございます。小作料については、農業委員会の事務局のほうから話がございまして、農地中間管理事業、この賃貸借に伴う賃料は大体10アール当たり2万円前後と、それで3条許可の相對契約による賃貸借、これは俵数による賃料設定がかなりを占めているということで、10アール当たり2俵から3俵で設定したケースが多いという話でございましたけれども、これ現場サイドで一番困っているのがここなんです。今年農協の概算金が3万円でした。ここで、先ほど事務局長からの話のとおり、相對契約による10アール当たりの小作料が2俵から3俵の間だと。当市の水田活用の産地交付金、このマックスが5万円なんです。そうなった場合、3俵で契約して、そこを転作した場合、作った場合は9万円ですよ、3俵で借りたら9万円。そこで、もしその契約でもって大豆つけた場合、5万円しか来ないんです。それで、4万円のギャップ、差額が出ているわけです。これで、今地域ではかなりもめています。特に金木地域においては、ブロックローテーションといって自分の好き勝手には休まれません、ブロックで順番に当たっていますので。そこでブロックに今年当たった場合、A地区が今年当たったという場合は、無理やりにそこを転作、作付しなきゃ駄目です。そうなった場合、今年3俵で借りている人は、5万円しか来ないところで9万円払わねばねえ、4万円の差額が出てきたんです。それで、もう地域がぐっとかちゃましくなってしまうと、転作組合あるいは連合会のほうでも説明会を開きました。それで、これはやはり作っている側も意図してここに付けないんじゃないと、みんなしてまとまってブロックローテーションをやる形を取って、たまたまローテーションに当たったところが、迷惑だけ

ども、今回は5万円で何とかというふうな話をしましたが、なかなか「うん」とする人、4万円も違えば、1町歩貸せば40万円も違いますから、なかなか「うん」とする人がいませんでしたけれども、そこはやはり借りている側も5万円支払ってしまえば、来年作るために最低でも2回、あとまた除草剤かけて、自分たちでも作っていないながらも、ブロックローテーションで休んだところには経費かけているわけです。そこで貸している人にも、借りている人も何ももうけたわけでもねえし、結局ここ、こういうわけで経費もかかっているはんで、何とか今年1年は5万円で堪忍してもらえねえべかなということで、やっと渋々折り合いがついて、まとまったわけです。

しかし、ところが問題になったのが、やはり来年もこの米価が続く、2万円以上の米価が続けば、5万円がマックスの転作の補助金、これに見合わないわけで、結局うちほうの金木の転作組合では、転作はやらないと、個人に任せると、そういうことに決定いたしました。そうでなければ、契約している2俵、3俵のお金払えないんですよ。米価が2万円の場合でも3俵の場合は、二、三が六で、6万円払わなきゃ駄目です。今のシステムだと、来年1年でもマックスで5万円しか来ないんです。1万円持ち出し、自分で身切にゃまねことなんですよ。そうなった場合は、幾ら転作組合で決めても、ブロックローテーションで決めても、かだる人というか、今参加する人も少なくなるし、また村の貸す人、借りている人のいろいろな状況も悪くなるということで、思い切って転作組合のほうではオープンだと。作らねば、結局小作料も払えない状況になりましたんで、やはり来年は個人に任せるというふうな決定をいたしました。

そういうわけで、転作率、先ほど40から50%、53%の間でしたけれども、これは確実にクリアできない状況というふうに私はなってくるのかなと、こう思っております。その辺において国の補助事業、機械あるいは施設等の国の補助事業を使う場合、この転作率が100%実行されていない場合、何か足かせになるものがあるものでしょうか、お伺いいたします。

○木村 博副議長 農業委員会事務局長。

○一戸武二農業委員会事務局長 生産調整に協力しなくてもいいのか、また協力しない場合に足かせとなるものがないのかについてお答えいたします。

生産調整については、平成30年度より行政による生産数量目標の配分が廃止され、生産者自身の経営判断に委ねられております。また、生産調整に協力しない場合に足かせとなるようなものはございません。

○木村 博副議長 17番、桑田哲明議員。

○17番 桑田哲明議員 そうすれば、米価の高止まりが続くようであれば、やはり転作は

なかなか地域目標を達成できないというのが現状になってきますので、その辺は理事者側のほうでも押さえていただきたいと、こう思います。

そこで、農業委員会会長にお願いがあるわけですが、現場が今大変混乱しています。国の情報もいろいろ錯綜して、正確なことがなかなか末端の農家の人たちに入っていないというのが状況でございますので、ここはやはり地域の農業のリーダーとして牽引している農業委員あるいは推進委員の方々が骨を折って、各地域からその人たちは出ておりますので、各地域の農業委員、推進委員が農家の人たちを集めて小作料、あるいは転作率、あるいは国のこれからの動向をいろんな形で説明願えればありがたいと、こう思っているわけですが、その辺いかがでしょうか、会長。

○木村 博副議長 農業委員会会長。

○森 義博農業委員会会長 当市の小作料については、圃場整備の状況や各地区の違いがありますが、農地の出し手、受け手双方が同意し、決定しております。同意の上で契約した小作料であることから、農業委員会としては小作料についての判断は控えさせていただきます。

がしかし、来年1月下旬に市内4地区で開催される予定の地域農業の将来を考える集落座談会において、市内の農地の賃借料についてを話題として、農業委員、農地利用最適化推進委員が中心となって小作料の状況を説明したいと考えております。これまでの座談会では、担い手を中心でしたが、今回は農地所有者にも参加していただけるよう周知しております。

○木村 博副議長 17番、桑田哲明議員。

○17番 桑田哲明議員 大変心強い発言でございました。会長、ありがとうございます。今農地の賃貸借におきましても、今までは相対でできたわけでありまして、今回は農地中間管理機構、これが中に入らなきゃならないということで、この中に入っても、俵数の何俵かん俵じゃなくて、金額だと、金額で示しているということで、この点についても農家の人たちは貸すほうも借りるほうも大変戸惑っております。この辺農地中間管理機構を使う場合、あるいは今までのように3条許可、あるいは相対契約による、これもどうやって、どちらが有利、あるいはどう違うのか、その辺の詳しい説明もきちんとした上で、今の小作料、転作率の問題も話していただきたいなど、こう思っておりますので、やはり地域の農業を引っ張る農業委員、推進委員がしゃべれば説得力もあります。1月に説明会を開くということでございましたので、借りているほうばかりでなくても、貸しているほうもひとつ集めてもらって議論を進めて、納得のいく小作料、転作率、これをひとつ確立していただきたいと、こう思いますので、よろしく願います。

たします。

4番目として、教育委員会の問題です。先ほど私ちょっと聞き逃したんですけれども、金木小学校の三味線の保有台数と現在使われている台数、これもう一度お願いします。

○木村 博副議長 教育部長。

○藤原弘明教育部長 金木小学校で保有している津軽三味線は、全体で35丁です。このうち使用できるものは13丁となっております。

○木村 博副議長 17番、桑田哲明議員。

○17番 桑田哲明議員 私、なしてこの質問しているかといえば、今年の8月の金木の夏まつり、そして仁太坊祭りですね、仁太坊の優勝した方々を招いての仁太坊祭りというのがございました。その中で、最初のオープニングを金木小学校の児童が三味線を弾いて始まったわけでございます。その中で、いいなと、やっぱり三味線発祥の地だなと、そういうことでいい取組だなという、そういう町民の声もございましたけれども、これ終わったら金木の小学校の三味線の代表が、実は三味線の皮破けてまって使えねえ三味線あって、この舞台に上がっている人以外にもやりたい児童生徒がいたんですけども、それこそふるいにかけてといひましようか、辛抱してもらったという話でございました。

そこで、募金箱を持って、私たち見ているほうを回って歩いたんです、夏まつりと仁太坊。これは、仁太坊祭りは県外の人にもたくさん来ておりました。その中において、金木三味線発祥の地で三味線の皮も張れねえ、予算つけねえで、どう思いますか、これは。私たち議員も視察研修に行けば、立佞武多でしょう、太宰治、三味線の発祥の地、これは必ず言います。めぐせくて、しゃべられねえよな、これだば。ましてや、35丁もあって13丁しか使われないんでしょう。中学校も26丁のうち12丁と。確かに皮は、皮は両面張れば大体5万円ぐらい、片面で3万円ぐらいという、かなり値張るものですが、これはやっぱり三味線やらせるという側からすれば、当たり前、消耗品ですよ。三味線あっても、皮張られねえ、使えねえ三味線あったってどうしますか、これは。そして、子供たちに惨めな思いさせて、ああやって、募金箱持って回させて、どういうことですか、これは。これは、きちんと使うにいいものだば、きちっと皮張って使えるようにする、そしてやりたいという子供があれば、全部それを捨てるというような形にしなければ、今はそれでやりたい人ばかりで、底辺がある程度あるかと思っておりますけれども、これがだんだん少子化でやりてえ、やらへにゃまねってして、逆に頼まねばねえ立場になることが予想されます。それを今は黙っていてもやりたいという人が多いんでしょう。やはりその希望に備えるのが教育委員会じゃないんですか。その辺の答弁をお願いします。

○木村 博副議長 教育部長。

○藤原弘明教育部長 お答えします。

金木小学校、金木中学校の津軽三味線については、これまで金木ロータリークラブからの御寄附、利用団体の御厚意による修繕で維持されてまいりましたが、故障台数も現在増加しているところであります。

金木地区は、津軽三味線の始祖、仁太坊生誕の地であり、地域の誇りとして長年親しまれ、次世代に受け継ぐべき伝統芸能である津軽三味線を金木地区の児童生徒が気軽に触れ、演奏できる機会を維持していくためにも、学校での利用状況、利用団体の利用者数の増減なども見据えながら、教育委員会として修繕費用の確保を検討してまいります。

○木村 博副議長 17番、桑田哲明議員。

○17番 桑田哲明議員 今ここから見ていますと、教育委員会では予算つけてやりたいということで、予算のほう、私こっち見たのは、財務、やはりその辺市長はじめ理事者側、きちんと教育の予算、あまり削らないでください。市長、その辺よろしくお願ひしたいと思います。

○木村 博副議長 市長。

○佐々木孝昌市長 逆に今桑田議員の質問で、35丁あるものが13しか使えないという答弁がありましたけれども、実は私、この教育委員会の答弁を聞いて、少し驚いているんです。これは、金木に生まれた子供たちの情操教育といいますか、自分たちが金木に生まれたというアイデンティティーを形成するには、その地になければならない伝統文化なんです。

それで、今教育委員会の総合計画の中では、伝統文化の伝承というものをしっかりうたっているんです。それを考えると、幾ら何でも35丁あるものが13しか使えないということは、実は私、この答弁を聞いて、驚きをちょっと感じております。これは、やはり地域のため、子供たちのために参加できる機会をしっかりと確保するためには、できるだけ多くの三味線を学校で使えるような提供をするのが我々の役目だと思っておりますので、これについての予算は教育委員会のほうでどうのこうのよりも、やはりしっかりと予算編成の上で予算化していくようにしたいと思っておりますので、その辺了承願ひたいと思います。

○木村 博副議長 17番、桑田哲明議員。

○17番 桑田哲明議員 大変心強い回答でございました。ありがとうございます。これは、多分私より三味線に携わる子供たち、保護者の方が大変喜んでおられると思っておりますので、その点についてはよろしくお願ひ申し上げます。

次は、教育の2番手として不登校の問題ですけれども、これ昨日の答弁にもあったと

おり教育支援センター、これはうちほうでは五所川原の公民館、そして新しくオープンになる立佞武多の館に設けるといふことではございますけれども、現在教育支援センターといふのは金木、市浦には今設置してありますでしょうか、お伺いします。

○木村 博副議長 教育部長。

○藤原弘明教育部長 正式な教育支援センターとしての事務所はないんですけれども、金木、市浦に一応サテライトとして設置はしております。

○木村 博副議長 17番、桑田哲明議員。

○17番 桑田哲明議員 それは学校内ですか。

○木村 博副議長 教育部長。

○藤原弘明教育部長 学校内の場合もありますけれども、その児童の状況に応じて、その場所自体が変わる可能性もあります。

○木村 博副議長 17番、桑田哲明議員。

○17番 桑田哲明議員 不登校の場合、うちほうでは少なくなっているといふことで、大変よい結果だと思ふんですけれども、不登校児童生徒の場合、先ほどから教育長も言っていたとおりに、やはり居場所ですよ、居場所づくりが大事なんですよ。そして、だんだん慣れた段階で、今まで友達がいる各学級に帰るといふことがベターなわけでありましてけれども、そうするためには私、公民館とか立佞武多の館の教育支援センター、これは間違っていると思ふます。そこである程度学校に来る、家から出る習慣があつても、いざ学校になると、やはりハードルが高いです。今まで公民館、あるいは立佞武多の館、それから友達がいろいろいる学校に入るといふのは、またそこでワンランク上の壁があるんですよ、子供たちにとっては。

全国的には、校内に教育センターといふのを設置している学校が多うございます。やはりうちほうも地域を鑑みて、地域に、金木1つ、市浦1つ、そして五所川原は2つぐらい、そのぐらい学校の中に設けて、例えばその中においては給食だけ一緒に食べる子もいるかと思ふます。あるいは、体を動かす子であれば、体育の授業だけ一緒に行くかもしれない子供もいるかと思ふます。その辺で、やはり校内に設置して、いかに自分が学校に戻りやすい環境づくりをするのかといふことを考えれば、公民館なり立佞武多の館、私、これは間違っていると思ふます。やはり校内に空き教室も多分あるかと思ふますので、その辺の設置といふのが私はベターだと思ふますけれども、その点について教育長、お願いします。

○木村 博副議長 教育長。

○原 真紀教育長 今桑田議員がおっしゃったように、教育支援センターのみで学校への

復帰をというのは、これはまた子供たち10人いれば10人、様々な状況がありますので、無理があると思います。

こういう不登校の問題を考えるとどうしても考えがちなのが、最終的には学校に登校することだということで、そこを目標地点に置いてしまって取り組むことが以前は多かったんですが、最近は国のほうでも学校に復帰することを目的とするだけでなく、その間、それまでの間に自立した学びだとかそういう場を提供する、いわゆる先ほど居場所というお話をしましたけれども、そういったところも重視していかなければならないということで、本市においても全ての学校とまではいかないんですけども、校内支援センターを設置している学校が増えてきております。ただ、限られたマンパワーの中でやっているの、十分なことではないんですけども、様々な場で、学校で、教室の中で全ては受けられないんですけども、どこまでならやれるとか、どういう場なら学びの場として自分が臨めるというところを、それぞれの子供の実情に応じて学びの環境を提供していくということは非常に大事なことだと思いますので、その辺は重視しながら環境づくりを進めていきたいと思っております。

○木村 博副議長 17番、桑田哲明議員。

○17番 桑田哲明議員 大人の都合ばかりじゃなくて、やはり一番悩んでいるのが通えない不登校の生徒でございます。その辺をきちっと目線を不登校の児童に向けて、いろいろなことをやっていただきたいと、こう思います。

あとそれから、もう一点お願いなんですけれども、不登校の子を持っている保護者、これはやっぱり孤立を防ぐためにも、その保護者への対応というものも決して忘れてはならないと、こう思っておりますので、その辺の対応のほうもよろしくお願ひしたいと、こう思います。

あとそれから、最後になりますけれども、いろいろな改革というもの、先ほど教育長のほうからお話ございました。その中においても、教職員の改革というのは喫緊の課題だということで私受けていたわけでございますけれども、これは参考意見としてですけども、お隣のつがる市が隔週で水曜日、月2回、これは原則午前授業にしております。これ何で隔週で月2回、午前授業にしたか、その問いに対してつがる市の教育長は、どういうふうに隔週、たかが月2回ですけども、そういうふうに発案したのかということの話を聞きましたら、子供の教育、これを大事にするのであれば、子供と同様に先生も大事にしなければ、やはりいい教育はできないということで、ゆとり、やっぱりつなぐ、その教育というのは先ほど教育長から言いました。やはり子供を教育する先生が心身ともに健康でなければならないというわけで、このような取組をしたわけござい

ます。この辺は、やはり県内きっての各市の教育委員会の判断でございますので、大変勇気の要ることだったかと思えます。いぐいって当たり前なんです、こういう改革というのは。いぐねぐやるのみそくそですよ。まねば、自分の教育長の首、飛びますよ。そういうわけで、改革に伴うのは、その責任、自分の首も関わるわけですけども、この辺をやったと、断行したと。

あともう一つ、青森市でも公立の小中学校、これ夏休み明け5日間だけ午前授業にしたと。なぜ午前授業にしたかといいますと、夏休み明け、これはやっぱり学校生活がちよっときつい子供たちにとっては、夏休み明けの5日間というのが大変気持ち的に不安定要素があることがあるんで、その辺やっぱり察して青森市の教育長が夏休み明けの5日間は午前授業と。先生、教職員におかれましては定時に戻ると、そういうわけで実施した結果、保護者、あるいは児童生徒、あるいは教職員の8割から9割が今までよりよくいったと。そのよくいったという中身は、保健室に行く子供、夏休み明け、休み明けに保健室に行くことが極端に減ったという、そういう結果も出てきておりますので、やはりうちほうの教育長も、いろいろ教育に関しては校長もやったし、教育委員会にも勤めて、内から外から見てきた立場でございます。やはりこういう改革というのは、いろいろ自分でも大変なことがあるかと思えますけれども、やはり児童生徒のために、自分で教育長になったんですから、自分のカラーを出して思い切った改革をやるにしても、議員としても応援している立場でございますので、頑張っしてほしいなど、こう思っております。

以上、私の質問を終わりたいと思います。どうも御答弁ありがとうございました。

○木村 博副議長 以上をもって桑田哲明議員の質問を終了いたします。

次に、5番、伊藤雅輝議員の質問を許可いたします。5番、伊藤雅輝議員。

○5番 伊藤雅輝議員 自民公明クラブの伊藤雅輝です。通告に従いまして、令和7年第6回定例会において一般質問をさせていただきます。

まず1つ目の質問として、PCB含有機器の取扱いと処分についてお伺いいたします。ポリ塩化ビフェニル、いわゆるPCBは、今から57年前の1968年に起きたカネミ油症事件が発端となり、発がん性があることや皮膚障がいを引き起こすことなどが社会問題化し、1970年以降は製造や使用が中止されることとなりました。しかし、PCBを含んだ電気機器などについては、耐用年数を迎えるまでは使用を認められ、変圧器やコンデンサー、蛍光灯の安定器など、非常に幅広い分野で使われていました。

1987年頃から多くの学校で耐用年数が過ぎた蛍光灯の安定器が破裂する事例が発生したことから、PCBを含まない安全な照明器具への交換が進められるようになりました。

P C Bを含んだ古い電気機器は、P C Bの処理方法が確立するまでは所有者が適正に保管することが義務づけられていました。しかし、その危険性は次第に風化し、P C Bを含んだ廃棄物が行方不明になるなどの例も報告されています。その後は、国はP C Bやダイオキシンの製造、使用を禁止したストックホルム条約を2001年に調印し、国内ではP C B処理特別措置法が施行と改正を経て、高濃度P C B廃棄物に関しては2023年5月末まで、この期限は既に過ぎております、低濃度P C B廃棄物については再来年、2027年3月末までに処分しなければならないとされており、現在その期限が迫ってきている状況にあります。

そこで、現在市が保管しているP C Bの廃棄物は、高濃度、低濃度、それぞれどのような状況なのか、保管している数量、そして保管の方法及び今まで処分した数量をお知らせ願います。

さらに、P C Bを含む変圧器、コンデンサー、蛍光灯、水銀灯の安定器など、古い学校やポンプ施設などに現在も取付けされている機器の数量と今後の処分計画についても併せてお伺いいたします。

次に、官製談合事件における損害賠償請求と市の説明責任についてです。市民の税金を扱う行政において、決して許されるはずのない官製談合事件、当市では前副市長を含む3名が逮捕、起訴され、有罪判決を受けています。それにもかかわらず、市は損害賠償請求をしないという決断をしました。その理由としては、他市と比べ落札率に差がない、損害額が算定できないとのことでした。地方自治法第2条第14項では、住民の福祉の増進を図ることを基本とし、最少の経費で最大の効果を上げるようにしなければならないとあります。これは、自治体は税金を使う以上、無駄な支出を避ける、正当な収入を確保する、住民の利益を最大化するという行政の運営の基本方針を守らなければならないということです。

令和7年1月15日、青森地方裁判所では、談合の結果、予定価格の95%から97%という高い率で落札されて、税の無駄遣いも招き、職務の公正と市民の信頼は著しく損なわれたと認定しています。司法が無駄遣いと明言しているのに、当市は損害額の算定ができないとのことですが、そこでそもそも市は損害がなかったと認めたのか、それとも損害はあるが、計算が面倒だから請求しないのか、それとも損害賠償請求して、これ以上責任追及を広げたくなかったのか、どれなのかをお伺いいたします。

以上、1回目の質問です。よろしくお願いたします。

○木村 博副議長 ただいまの質問に対する答弁を求めます。

副市長。

○鎌田 寿副市長 まず、官製談合問題について私のほうからお答えさせていただきます。

まず最初に、市が計算できないとか面倒をやめたというような、そういうことは今回の件に限らず、市としてそういうことは決してございませんので、計算した結果、損害が認められなかったという意味でございますので、まずはそのところはお断りしておきます。

損害の認めなかったところを少し御説明したいと思います。10月に行った議員説明会時の説明と基本的には同じ説明になるんですけども、一般に談合がなく、公正な競争による落札価格と、談合があったとされる場合の実際の落札価格、この差が地方自治体が被った損害となります。この考えに基づいて、刑事記録によりますと、有罪となった3人による妨害行為は平成31年度から行われていたとされていることから、それ以前の入札が公正な競争により行われていた平成26年度から30年度までの5年間の指名競争入札、その落札率と比較することとしたものであります。その間の、全部で指名競争入札431件ございましたけれども、その落札率を見ると86.35%から99.34%まで幅があり、また95%以上が48.7%と全体の約半分を占めていたところでありまして。そしてまた、今回事件となった3件の落札率はというと、それぞれ95.18%、95.09%、97.88%でありますので、決して当該3件の落札率が高過ぎるわけではないということがここからお分かりになろうかと思えます。

また、この落札率に関してですけれども、当市のみ例えばずっと以前から高いとか、特殊な事情があるのかということをお隣の他市の落札率を調査して比較した結果、同規模の市と比べても全くそうではなく、むしろ一番低い状態であったということも判明しております。これらのことを踏まえて、今回妨害行為のあった3件の入札により市に損害があったかといえ、認められませんので、損害賠償請求を行わないと判断したものでございます。

○木村 博副議長 総務部長。

○川浪生郎総務部長 市が保管し、管理しているPCB廃棄物の状況と今後の処分計画についてお答えいたします。

高濃度PCB廃棄物につきましては、令和5年3月31日までに約3.3トン処分済みです。低濃度PCB廃棄物につきましては、処分期限が令和9年3月31日までとされており、現在は旧五所川原第二中学校内を保管場所として約5.5トン保管しております。

また、現在使用している低濃度PCB廃棄物を含む製品につきましては順次交換し、現在保管しているものと併せて処分期限内に処分する予定でございます。

○木村 博副議長 5番、伊藤雅輝議員。

○5番 伊藤雅輝議員 ありがとうございます。それでは、一問一答で再質問をさせていただきます。

まず、PCB含有機器の取扱いと処分についてお伺いいたします。今の答弁では、旧五所川原第二中学校のほうに5.5トン保管されているということでしたけれども、これは五二中だけのものが5.5ではないですよ。市の施設のあちらこちらから集められたものだと思うんですが、これは誰がここまで運んだんでしょうか、お伺いします。

○木村 博副議長 総務部長。

○川浪生郎総務部長 それぞれ事業者をお願いをして中学校のほうまで運んだ次第です。

○木村 博副議長 5番、伊藤雅輝議員。

○5番 伊藤雅輝議員 それでは、もう処分は終わっているかと思うんですが、その3.3トンも五二中のほうに一旦保管したということでしょうか。それは、その3.3トン保管するまでの間は、誰がそこまで運んだんでしょうか、お願いします。

○木村 博副議長 総務部長。

○川浪生郎総務部長 申し訳ございません。今手元に資料ございませんでしたので、答弁控えさせていただきます。

○木村 博副議長 5番、伊藤雅輝議員。

○5番 伊藤雅輝議員 終わってからでいいですので、どこの業者が。もちろんこれはPCBの運搬許可を持っている業者が運んだということでもいいんですよ。低濃度に関しても高濃度に関しても運搬する場合は許可が必要ですので、これは間違いないようにしっかり確認をお願いいたします。

今までの市への質問は、市の施設についての質問でした。では、市内の一般事業者の保管、管理状況をどこまで把握しているのか。例えば古い倉庫や作業所、空き家など、処分状況、保管数量など分かるのであれば、分かる範囲で結構です、よろしくお伺いいたします。

○木村 博副議長 民生部長。

○三橋大輔民生部長 お答えいたします。

市内の一般事業者の保管、管理状況についてどこまで把握されているかという御質問でした。PCB廃棄物及びPCB使用製品の状況の把握につきましては、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法、これは国の法律でございますけれども、これに基づき都道府県が所管しておりますことから、当市では一般事業者の保管、管理状況については把握をいたしておりません。

○木村 博副議長 5番、伊藤雅輝議員。

○5番 伊藤雅輝議員 ありがとうございます。多分そうだと思っていました。ただ、これから処分期限が迫ってきて、令和9年3月末なんですけど、ここまでに処分期限が迫ってきて、事業者の方たちがぎりぎりになって困ってきて相談に来るというケースも考えられるかと私は思います。その点、事業者の方々にどういうふうに周知をさせるつもりなのか、市としてどのように考えているかお伺いいたします。

○木村 博副議長 民生部長。

○三橋大輔民生部長 お答えいたします。

一般事業者への周知ということでございますけれども、最近は期限も近づいてきますので、テレビのコマーシャルとかでも県のほうで周知もしているようでございますけれども、市では、月並みにはなりますが、広報紙やホームページ等を使って周知や案内を行っております。具体的には、県からの協力依頼に基づきまして、処分期限や該当機器の確認方法、青森県の助成事業の申請窓口への案内などについて周知を行っているところでございます。

○木村 博副議長 5番、伊藤雅輝議員。

○5番 伊藤雅輝議員 たまたま二、三日前に市のホームページのほうにも載っていたようですけれども、なかなかこれは事業者の方々も高齢になって、あとは空き家になったところについている照明器具だとか、そこら辺のところこれから問題になるというふうに聞いております。また、これはお金かかる問題ですので、市のほうとして相談窓口を設けるとか、そういう考えは今後あるのかお伺いしたいと思います。

○木村 博副議長 民生部長。

○三橋大輔民生部長 お答えします。

P C Bに関する専門の相談窓口という形では設ける予定はございませんけれども、まず窓口に来ていただいた場合には、事業者の方、あるいは電話とかメールで御連絡をいただいた場合には、こういう解決方法がありますという形で、県なり、その担当の機関にお話をつなぐ、あるいは助成の制度もありますよということを御紹介するとか、そういう形で対応してまいりたいと考えております。

○木村 博副議長 5番、伊藤雅輝議員。

○5番 伊藤雅輝議員 処分期限を過ぎてP C Bの廃棄物が残ってしまった場合、もちろん事業者の責任ではありますが、同時に自治体が適切に指導して支援を行わなかったのかどうかも問われるのではないかと私は感じております。市のホームページ、例えばSNSやチラシの配布、または相談窓口などを設けたりして、県と連携して支援策を講じることが必要ではないかと感じております。

PCB廃棄物の適正な処理は、市民の安全と健康を守るだけではなくて、次の世代にきれいな環境を引き継ぐために欠かせない取組ではないかと考えます。処分期限までに確実にやり遂げることは、行政と事業者が共に果たすべき責務であり、市民からの強い期待もあると思います。今後の五所川原としても、国や県としっかりと連携しながら、市民の安全安心確保のために市民や事業者への周知を徹底し、相談体制を整え、そして地域の環境を守り、誰一人取り残さず期限内の処分を達成できるよう取り組んでいただきたいと思います。

次に、官製談合事件における損害賠償請求と市の説明責任についての再質問をさせていただきます。その前に、今回の一般質問に対して私が感じたことをまず。市の対応にとっても疑問を感じました、私。私たち議員、私だけかもしれませんが、質問の内容を検討して、関連する法律や制度、または理事者側へのヒアリングや現状の調査を行います。そして、一般質問の通告書を提出します。通告後に理事者側の担当者と事前に協議を行って、理事者側が答弁の準備ができると思います。私たちも行政の方々と打合せをしながら現状について把握をして、場合によっては質問の内容を調整することもあるかと思っています。ただ、今回、私一方通行だったわけです。通告を出して、問題を出して、それから何も打合せが一切ありませんでした。職員の方々とお話はさせていただきましたが。今副市長から答弁をしていただいて、いろんな数字を並べましたが、全然頭に入ってきません。申し訳ないですが。そういうのが信頼関係じゃないかなと私は思いました。

それでは、地方自治法第96条第1項第10号の条文では権利の放棄とあります。権利の放棄は、議会の議決事項であると明確に定めています。損害賠償請求しないということは、市の権利、市民の財産を放棄するということなんですが、なぜ議会に議決を求めなかったのか。二元代表制において、市長は強大な権限を持ちます。しかし、同時に議会の監視を受ける存在でもあります。議会の議決を経ずに権利放棄することは、地方自治法の違反ではないでしょうか。意図的に議会を無視したのかお伺いいたします。

○木村 博副議長 副市長。

○鎌田 寿副市長 ただいまの損害賠償請求を行わないこと、それを議会に諮るべきなのではないかという御質問かと思えます。結論から申し上げますと、今回の件は議決事項には当たりません。というのは、議決事項としては今議員紹介いただいたように地方自治法第96条で規定されておりますけれども、その中に権利の放棄というものがあります。ただ、これは自らの意思に基づき、有する権利を対価なく消滅させる行為ということになります。恐らく損害をありきという考えのほうから御質問されているので、こういう

質問になっているかと思えますけれども、今回の件はそもそもの損害が認められないので、その部分で考え方の擦れ違いが起きていると思えます。ただ、債権がありませんので、権利の放棄には該当しないものと考えます。

○木村 博副議長 5番、伊藤雅輝議員。

○5番 伊藤雅輝議員 分かりました。

それでは、官製談合事件に関わる損害賠償請求について、10月10日に行われた議員説明会について伺います。まず、8月25日の新聞報道で、副市長の発言では有罪判決を受けた前副市長ら3人への損害賠償請求の検討について、「材料はそろってきていると思う。判断の最終段階にある」と述べています。これを普通に読めば、損害賠償請求を行う方向に向けていると捉えるはずですが、しかし、10月10日の議員説明会では何の資料も提示されず、議決事項となる可能性の説明もなく、短時間で数字だけを並べて、請求しませんという結論だけを告げて、私たち議員には考える時間すら与えられなかった。さらに、官製談合事件に関わる損害賠償請求についての説明会終了後の記者会見では「行政で動くことは今日」、これは今日というのは発表した日ですね、「をもって終結する」と述べています。発表イコール終結というのは、市が自ら都合のよい区切りを勝手につくっただけではないでしょうか。

さらに、市長は記者会見で「議員からの質問は一件もなかった」と発言していますが、実際には花田議員が質問しています。これは事実と異なります。議会と議員を軽視しているとしたら私は思えません。なぜ事実と異なる発言をしたのか。これは、単に事件を矮小化して、あたかも市政は問題なく進んでいるかのように市民へ印象づけるためではないかと思われそうですが、いかがでしょうか、市長、お伺いいたします。

○木村 博副議長 市長。

○佐々木孝昌市長 花田議員の質問は欠落をしておりましたので、おわびを申し上げます。

○木村 博副議長 5番、伊藤雅輝議員。

○5番 伊藤雅輝議員 花田議員に謝り、訂正したということはあるのですが、質問した内容に関しては一つも答えられておりませんが、さらにもう一つ聞きます。

私が聞いたところでは、この損害賠償請求について、一部の議員だけに事前に説明があったようなのですが、それは本当なんでしょうか、お伺いいたします。

○木村 博副議長 副市長。

○鎌田 寿副市長 そういうことはございません。

○木村 博副議長 5番、伊藤雅輝議員。

○5番 伊藤雅輝議員 そうですか。分かりました。ないんであれば、それはそれで結構

です。

私は、多くの市民からいろいろな声を聞きました。市は不正を早く隠したいだとか、市長は身内を守ったんだとか、誰も責任を取らないのかとか、市民は身内の不正をかばった市長というふうに見ています。この信頼をどのように回復するのかを考えなければならぬと思います。

次に、談合事件に対する損害賠償請求を行わなかった理由についてです。市が説明している他市と比較して落札率に差がないという点について伺います。入札制度は、自治体ごとに仕組みが異なります。最低制限価格の算定方法も違います。さらに、工事の種類、規模、発注時期などによっても落札率は大きく変わります。したがって、単純な落札率の比較で損害の有無を判断することは本来できるはずがありません。それにもかかわらず、他市と比較して落札率に差がない、あたかも損害はなかったかのように結論づけましたが、これはそもそも比較対象として成立しない数字を持ち出して市民を損害なしの方向へ誘導しただけではないかと思いますが、いかがでしょうか、お伺いいたします。

○木村 博副議長 副市長。

○鎌田 寿副市長 まず、先ほどの私答弁漏れありましたけれども、材料はそろったという話をした部分についてお答えしたいと思います。

私そのもの、損害賠償請求行うことありきという考えを全くはなから持っておりません。ですので、私が材料がそろったというのは、先ほど議員から紹介あったとおり判断する材料がそろったという意味でお答えしておりましたので、そのところは御了承願いたいと思います。

そして、先ほど答弁しましたけれども、他市と比較して市のほうの損害がなかったと。実は、他市と比較するというよりも、平成26年度から30年度までの当市の公正な競争入札が行われていたときの5年間の落札率と比較したものであります。その中で、もう一度繰り返しますけれども、431件のうち86.35%から99.34%まで幅があって、95%以上が全体の約半分、48.7%を占めておりますよと。そして、今回の3件というのは95.18%、95.09%、97.88%と、それで比較した場合高過ぎるわけではないというのがお分かりかというお話を先ほどさせていただきました。他市と比較したというのは、もしかしてこの五所川原市の落札率、ずっと以前から高いとかそういうものが、特殊な事情があればいけませんので、じゃ他市はどうなっているんだろうというところを比較した結果、同規模の市と比べても全くそういうことはなく、一番低かったんですよということが判明しましたというお答えをしたところであります。

○木村 博副議長 5番、伊藤雅輝議員。

○5番 伊藤雅輝議員 ありがとうございます。昨日の和田議員のほうにも同じような内容で平成26年からの前政権の話が市長はされておりましたが、私全然関係ないと思います。平成26年からというのは、そのとき事件が起きたわけでもないですから。

（「なしてそったごとあるもんだ」と呼ぶ者あり）

何ですか、何ですか、何ですか。

○木村 博副議長 山田議員、ちょっと。

○5番 伊藤雅輝議員 全然関係ありません、私はそう思っています。なので、そこと比較することすらおかしいと思っています。

今回の官製談合事件で有罪となった前副市長を含む3名は、明らかに故意です、故意によって行われたこととなります。地方自治法第243条の2には、職員が故意または重大な過失により損害を与えた場合、賠償を求めることができる定められています。つまり市が損害賠償責任請求を行う判断をすれば、民事として提訴して裁判所の判断を仰ぐ選択肢は十分にあったはずで、落札率という比較不可能な数字を根拠に損害なしと判断し、損害賠償を行わなかったことは、市として本当に適切な判断だったのか、改めてお伺いをいたします。

○木村 博副議長 副市長。

○鎌田 寿副市長 まず、平成26年度から30年度までの5年間と比較したというところですが、この損害額を出すときというのは、談合がなかったときの落札率とあったときの落札率を比較するというのが基本であります。

（「いや、違うでしょ」と呼ぶ者あり）

今回の事件というのは、刑事記録を見ますと、平成31年度からこの3人による談合行為が行われていたと。ですので、31年度よりも以前の5年間と比べたというところがございます。

そしてまた、この刑事裁判でありますけれども、刑は決まるものの、損害が幾ら幾らというふうにはなりません。損害賠償というのは、民事裁判で額を算出して請求することになるんですけれども、刑事記録によると、罪となるべき事実という項目がございます。その事実としては、令和3年に行われた3件の指名競争入札で3人による妨害行為があつて有罪となつたと、業者同士の談合は立件されていないと、そして懲役1年6か月、執行猶予3年という刑になったんですけれども、そちらの量刑理由のほうに裁判官から予定価格の95%ないし97%という高い率で落札されて無駄遣いを招いているんですよという指摘を受けております。高い落札率で無駄遣いを招いたと言っておりますけ

れども、損害が幾らだというふうに言っているわけではないんです。果たしてこの95%ないし97%の落札率、こちらがどのくらいの損害を与えたかというところが問題になるわけです。ですので、なかったときの5年間と比較して、またさらには市のほうでは、この民事による額の算出というのが非常に困難なものであるので、市としてはあらかじめ請負業者との契約の中で、刑法もしくは独禁法の違反による刑に処せられた場合10分の2の損害賠償を行いますよというふうにはっきりと規定しております。ですので、それをして工事完了後であっても適用しますよというふうに契約の中で、刑に処せられた場合、その業者というのは自動的に10分の2の損害賠償額を払うことになるというふうに決めております。今回は、業者のほうは立件されておらずに民事裁判ということになりますので、こういった形に、比較で出していくしかないということでございます。

○木村 博副議長 5番、伊藤雅輝議員。

○5番 伊藤雅輝議員 そうすれば、再度今回の官製談合の仕組みについて、もう一度整理をしてお話ししたいと思います。五所川原市長を応援する建設業者で構成された建設技術研究会、その研究会のメンバーが事実上の指名業者とされ、工事名や設計金額が事前に伝えられ、参加業者を研究会内部で決める、結果として特定の業者に落札させる、このような公正さを欠いた入札が長年行われ、さらに落札金額の1%を研究会に賦課金としてキックバックする仕組みが存在していました。

仮に指名競争入札を建設技術研究会に所属していない業者が行えば、当然1%分の入札率が低くなることは容易に判断ができると思います。また、今年度から入札制度が一般競争入札に移行しましたが、実際に落札率は大きく変化しております。70%以下という非常に低い落札率の入札も発生し、最低制限価格を下回った入札は全体の49%、つまり半数が低入札であって、今年度の11月までの落札率は87.8%まで下がっています。談合が発覚するまで、建設技術研究会に所属する業者が入札していた落札率は95%から97%であったと裁判所が認定していますね。

このように並べてみれば、最低でも落札率の1%がキックバックとして研究会に流れていたという部分は、市にとって損害と考えるのが普通ではないかと私は感じています。市は、この1%分の賦課金相当額をどのように捉えていますか、お伺いいたします。

○木村 博副議長 副市長。

○鎌田 寿副市長 まずは、今年度の一般競争入札の落札率に関してですけれども、申し訳ございません、個々の、そこまで見ておりませんでしたので、数字は把握しておりません。ただ、一般競争入札といいましても、実は3,000万円以上の予定価格の場合は低入札制度になります。それ未満の工事であれば、低入札制度というのがないんです。最低

制限価格で、それより低いと失格になってしまいます。それでいきますと、どの部分を切り取られたか分からないんですけれども、3,000万円以下の部分でいけば、低入札が起きませんので、最低制限価格で失格になってしまいますので、数字はそこまで変わりがないものと私は見てきたものの、ただ今現在把握していないので、何とも言えないんですけれども、その部分は後で確認してみたいと思います。

もう一つの、今1%の賦課金のお話ございました。これは、私6月議会のときにも伊藤議員に対して御説明したつもりですけれども、市の損害があったかどうかというのを考えるときというのは、市と業者との契約によるお金のやり取りと、あと研究会の中でのそちらのお金の流れというのは分けて考える必要があるんでないかと思っております。研究会の例えば会費が幾らであっても、あるいは賦課金が何%であったとしても、市と請負業者との間で市の損害が生じていなければ、研究会内でのお金の流れというのは市の関与するところではないと思います。逆にこの1%の賦課金というものが仮になかったとしても、市に損害があったという場合であれば、確実に損害賠償請求を行うこととなります。そういったふうに賦課金のある、なし、あるいは何%ということにかかわらず損害賠償請求を行う、行わないという判断はいたしますので、その損害のある、なしと外部の団体のお金の流れというのは分けて考えないと、なかなか議論がかみ合わないのかなと思いますので、御理解をお願いしたいと思います。

○木村 博副議長 5番、伊藤雅輝議員。

○5番 伊藤雅輝議員 私は、その1%が談合による違法行為で発生した非競争的な落札の結果で業者が得た利益の一部ではないかと思っております。研究会の内部のお金の流れはどうでもいいんです。原資は、あくまでも税金です。これは、切り離すことはできないと思っております。今年度の落札率は87.8%、これは競争が回復した結果、価格が適正化したというふうに私は捉えました。つまり談合を行っていたときの95%から97%という落札率には、1%どころか、もっと大きな金額が上乗せされていたということになりませんか。

私も実は5月に保管記録閲覧請求を行いまして、刑事記録は確認しております。その中で、談合をしたほうが五、六%の高い金額で落札ができるので、研究会に年会費や賦課金を払ったとしてもメリットはあると答えている方がおります。これが非競争的な落札価格で業者が得た利益の一部だということになると思います。

また、調べたところによりますと、建設技術研究会に所属する業者が落札したと思われる5年間の合計落札金額は35億7,700万円です。その1%を建設技術研究会に賦課金として集められていたということですから、5年間で集められた賦課金の合計は3,577万

円。繰り返しますが、建設技術研究会に流れたこの原資は100%税金です。当然市の損害の一部と考えるべきだと私は感じますが、市のほうではこれをどのように捉えておりますか、再度お伺いします。

○木村 博副議長 伊藤議員、1%と言いますけれども、市とは関係ない話ですよ、今の。

○5番 伊藤雅輝議員 ああそうですか、じゃあ分かりました。

(「どうということ、議長」と呼ぶ者あり)

どうすればいいんですか。

(「今の議長のしゃべってること」と呼ぶ者あり)

○木村 博副議長 今伊藤議員が言っている1%云々というのは、市の損害とは関係ない話でしょう。

○5番 伊藤雅輝議員 議長が答えるんですか。

○木村 博副議長 いや、答えるんじゃないくて注意をしている。

(「議長しゃべることではないんでねえの」と呼ぶ者あり)

○5番 伊藤雅輝議員 どうすればいいんですか。分かりました。いいです、じゃ。

再度市長にお伺いしたいと思います。損害賠償請求を再度検討して議会の議決を仰ぐという意思はございますでしょうか。あるかないかだけをお願いいたします。

○木村 博副議長 市長。

○佐々木孝昌市長 ありません。

○木村 博副議長 5番、伊藤雅輝議員。

○5番 伊藤雅輝議員 それでは、最後の質問をいたします。

市長の責任についてお伺いをいたします。6月議会の私の質問の中で、市長の責任についてお尋ねをしました。その際、市長は、市長の報酬の減額条例案に対する答弁として「自分に責任のある立場として提出した条例が否決された。それを再度同じ条例として提出することについては、もう一度考えざるを得ない。理解していただきたい。まずは、刑事記録を見て問題を共有し、一般競争入札を原則として、永続的に成果をもたらすように取り組むことが行政の最大の役割である」と述べられていました。条例が否決されたということは、条例そのものの内容に問題があったからであって、実際成田和美議員の反対討論でも詳細な調査が行われていない段階で市長自らが責任を取るとは時期尚早であると指摘しています。つまり当時は調査が不十分で、市長としての責任の取り方を示す段階にすら至っていなかったということです。刑事裁判も確定し、刑事記録も確認できる状況となり、事実関係は以前より明確になっております。市長がまずは刑

事記録を見てから問題を共有すると述べられてから、既に相当の時間が経過しています。

そこで、改めてお伺いいたします。市長が内容を見直された後、この談合についての責任をどのように取るつもりなのかお伺いいたします。

○木村 博副議長 市長。

○佐々木孝昌市長 私は、何度も答弁をしておりますが、特段美化しているわけではありません。伊藤議員も刑事記録を見たというのであれば、ここで詳しい内容は言いませんけれども、その中で以前も同じという話が出ています。今回私の任期中の5年間の平均入札率が94.6幾ら、そして今伊藤議員が言っているように賦課金が1%の話をして、それが損害だと。そして、以前の全く談合がなかったときを前提とした5年間、平成26年から平成30年まで、これが94.9幾らですよ。少なくとも以前の5年間は高いんです。高いんです、入札率が高いんです。その上で、刑事記録の中に研究会、あるいはそれ以前の五所川原建設協会、そして調書の中で同じだったんだ、以前と同じやり方だったんだと、ここが問題なんです。これが五所川原のここ、合併、それ以前は分かりません、合併して市制以来20年間、同じ形で入札制度が行われた結果がこの結果なんです。ですから、これを抜本的にやはり直さなきゃいけないんです。長期的なこれは問題なんです。だから、これを完全に改革をしなければいけないんです。

ですから、今、令和7年4月1日、新年度から新しい入札制度の下で、副市長が中心になって原則一般競争入札をきちっとやっているんです。そのことをなし得なかったんですよ、なかなか今まで。なかなかなし得ないのがこの入札制度なので、闇なんですよ、ある意味では、行政の中では。でも、これをこれからやり切るということをぜひとも行政、そして議員の皆さんと、これは共有するしかないんです。共有して、この制度をしっかりと永続的な成果をもたらすものにするということをやることが私に課せられた最大の責任の取り方だと思っております。

その上で、私は今年の第2回目の定例会の施政方針の話をする前に冒頭で話をさせていただきましたけれども、期せずしてこの議場の与野党で言われる、両方から反対を食ったわけです。その上で再議を、もう一度その条例の再議を出すということは、なかなか私とすれば難しいんです。そういう上では、今回この結果を受けて、この制度をやり切ることが私にとっての最大の責務を果たすことだと思って、それをもって責任を果たしたいと思っておりますので、皆様方には御理解と御了承をいただければと思っております。

以上です。

○木村 博副議長 5番、伊藤雅輝議員。

○5番 伊藤雅輝議員 何度も前政権の話が出てきますが、先ほども私何回も言いましたよ、市長もそうですけれども、全然関係ないと私は思いますので、そこは話がかみ合いませぬけれども、申し述べておきたいと思います。

それと、市長の責任の取り方についてですが、6月議会でも私聞きました。一般競争入札をして、永続的にこれを変えていくんだということを皆さんで共有するという話を市長が述べておりましたが、これは事務的なといいますか、当然のことであって、入札制度を変えることに対してのことであって、市長の責任ではないと私は感じております。

最後になりますが、今回の議会の議決事項となる可能性の説明もなく、一方的に権利の放棄を決定した今回の市長の対応は、二元代表制の根幹を揺るがし、市政への信頼を大きく損ないました。司法判断の否定、議会の軽視、説明責任の放棄、任命責任の回避、情報提供の不公平さ、身内への甘さ、市民感情の無視、このままでは市長が市政を恣意的に運営したと市民は捉えます。逃げない姿勢と誤った判断を正す、それが本来の姿だと私は考えます。再度損害賠償請求の検証、任命権者としての責任、そして議会の議決手続を経ること、以上を改めて強く求めて私の質問を終わります。

ありがとうございました。

○木村 博副議長 以上をもって伊藤雅輝議員の質問を終了いたします。

これにて一般質問を終結いたします。

---

◎散会宣告

○木村 博副議長 以上で本日の日程は終了いたしました。

明日は定刻より会議を開きます。

本日はこれにて散会いたします。

午後 2時51分 散会



令和7年五所川原市議会第6回定例会会議録（第4号）

---

◎議事日程

令和7年12月10日（水）午前10時開議

- 第 1 議案第147号 令和7年度五所川原市一般会計補正予算（第5号）
- 第 2 議案第148号 五所川原市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 3 議案第149号 五所川原市特別職の職員の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 4 議案第150号 五所川原市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 5 議案第126号 令和7年度五所川原市一般会計補正予算（第4号）から議案第146号 つがる西北五広域連合の処理する事務の変更及びつがる西北五広域連合規約の変更についてまで
- 第 6 請願第 3号 「インボイス制度廃止と負担を軽減する2割特例・8割控除の継続を求める意見書」を国への提出を求める請願書
- 

◎本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

---

◎出席議員（20名）

1番	花田勝暁	議員	2番	金谷勝	議員
3番	和田祐治	議員	4番	木村清一	議員
5番	伊藤雅輝	議員	6番	藤田成保	議員
8番	秋田幸保	議員	9番	藤森真悦	議員
10番	黒沼剛	議員	11番	松本和春	議員
12番	成田和美	議員	13番	高橋美奈	議員
14番	外崎英継	議員	15番	木村慶憲	議員
16番	平山秀直	議員	17番	桑田哲明	議員
19番	山田善治	議員	20番	木村博	議員
21番	伊藤永慈	議員	22番	山口孝夫	議員

---

◎欠席議員（なし）

◎説明のため出席した者（26名）

市 長	佐々木 孝 昌
副 市 長	鎌 田 寿
総 務 部 長	川 浪 生 郎
財 政 部 長	佐々木 崇 人
民 生 部 長	三 橋 大 輔
福 祉 部 長	片 山 善一朗
経 済 部 長	川 浪 治
建 設 部 長	古 川 清 彦
上下水道部長	平 野 聡 史
会 計 管 理 者	小 林 益 代
教 育 長	原 真 紀
教 育 部 長	藤 原 弘 明
選挙管理委員会 委 員 長	中 谷 昌 志
選挙管理委員会 事 務 局 長	鳴 海 新 一
監 査 委 員	小田桐 宏 之
監 査 委 員 事 務 局 長	岡 田 正 人
農業委員会会長	森 義 博
農 業 委 員 会 事 務 局 長	一 戸 武 二
総 務 課 長	荒 谷 智 子
財 政 課 長	永 山 大 介
市 民 課 長	外 崎 経 明
福祉政策課長	鎌 田 郁
農林政策課長	西 村 長 幸
土 木 課 長	工 藤 陵
経営管理課長	飛 鳥 順 一
教育総務課長	須 藤 淳 也

---

◎職務のため出席した事務局職員

事務局 長	工藤 義人
次 長	毛内 貴郎

---

◎開議宣告

○木村清一議長 皆さん、おはようございます。ただいまの出席議員20名、定足数に達しております。

これより本日の会議を開きます。

本日の会議は、議事日程第4号により進めます。

---

◎日程第1 議案第147号から

日程第4 議案第150号まで並びに

日程第5 議案第126号から議案第146号まで

○木村清一議長 日程第1、議案第147号 令和7年度五所川原市一般会計補正予算（第5号）から日程第4、議案第150号 五所川原市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてまでの4件を一括議題といたします。

市長より提案理由の説明を求めます。

市長。

○佐々木孝昌市長 一登壇一

それでは、本日追加提案いたしました議案の提案理由を説明いたします。

議案第147号は、令和7年度五所川原市一般会計補正予算（第5号）であります。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億1,773万1,000円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ343億7,913万6,000円とするものであります。物価高騰対策として、子供1人当たり2万円の応援金を支給する物価高対応子育て応援手当支給事業に係る経費等を計上するものであります。

議案第148号は、五所川原市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。市議会議員の期末手当の支給割合を改めるため提案するものであります。

議案第149号は、五所川原市特別職の職員の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。市長等の期末手当の支給割合を改めるため提案するものであります。

議案第150号は、五所川原市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。人事院及び青森県人事委員会の勧告に準じ、職員の給料月額並びに初任給調整手当、期末手当、勤勉手当及び通勤手当の額等を改めるため提案するものであ

ります。

以上が本定例会に追加提案いたしました議案の概要であります。詳細につきましては、議事の過程で本職並びに関係職員が説明いたしますので、御賛同を賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

○木村清一議長 次に、ただいま議題となっております議案に日程第5、議案第126号 令和7年度五所川原市一般会計補正予算（第4号）から議案第146号 つがる西北五広域連合の処理する事務の変更及びつがる西北五広域連合規約の変更についてまでの21件を加えた25件を一括議題といたします。

総括質疑の通告はありません。

お諮りいたします。議案第147号 令和7年度五所川原市一般会計補正予算（第5号）及び議案第126号 令和7年度五所川原市一般会計補正予算（第4号）から議案第135号 令和7年度五所川原市下水道事業会計補正予算（第3号）までの11件については、11名の議員をもって構成する予算特別委員会を設置し、これに付託の上、審査したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○木村清一議長 異議なしと認めます。

よって、本件については、11名の議員をもって構成する予算特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することに決しました。

ただいま設置されました予算特別委員会の委員は、議長において指名いたします。

予算特別委員会の委員に、

1番 花田勝暁議員	3番 和田祐治議員
5番 伊藤雅輝議員	6番 藤田成保議員
8番 秋田幸保議員	9番 藤森真悦議員
10番 黒沼剛議員	12番 成田和美議員
14番 外崎英継議員	16番 平山秀直議員
17番 桑田哲明議員	

以上の11名を指名いたします。

予算特別委員会は、本日の会議終了後、直ちにこの議場において正副委員長の互選を行うよう口頭をもって通知いたします。

次に、ただいま付託いたしました11件を除く14件については、お手元のタブレット端末に配信しております議案付託区分表のとおり、所管の常任委員会に付託いたします。

◎日程第6 請願第3号

○木村清一議長 次に、日程第6、請願第3号 「インボイス制度廃止と負担を軽減する2割特例・8割控除の継続を求める意見書」を国への提出を求める請願書を議題といたします。

本請願については、今定例会の締切日までに受理した請願であります。お手元のタブレット端末に配信しております請願文書表のとおり、所管の常任委員会に付託いたします。

---

◎休会の件

○木村清一議長 以上で本日の日程は終了いたしました。

お諮りいたします。委員会審査及び議事整理のため、明11日及び12日の両日並びに15日から17日までの都合5日間は休会といたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○木村清一議長 異議なしと認めます。

よって、以上の5日間は休会することに決しました。

なお、13日及び14日の両日は、会議規則第10条第1項の規定により休会とし、次回は18日定刻より会議を開きます。

---

◎散会宣告

○木村清一議長 本日はこれにて散会いたします。

午前10時09分 散会

令和 7 年五所川原市議会第 6 回定例会会議録（第 5 号）

---

◎議事日程

令和 7 年 1 2 月 1 8 日（木）午前 1 0 時開議

- 第 1 議案第136号 五所川原市津軽鉄道株式会社に対する固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 2 議案第137号 五所川原市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動用自動車の使用の公営に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 3 議案第138号 五所川原市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動用ポスターの作成の公営に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 4 議案第139号 五所川原市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動用ビラの作成の公営に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 5 議案第141号 財産の処分について
- 第 6 議案第144号 青森県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び青森県市町村総合事務組合同規約の変更について
- 第 7 議案第145号 青森県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び青森県市町村職員退職手当組合同規約の変更について
- 第 8 議案第148号 五所川原市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 9 議案第149号 五所川原市特別職の職員の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 1 0 議案第150号 五所川原市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 1 1 請願第 3 号 「インボイス制度廃止と負担を軽減する 2 割特例・ 8 割控除の継続を求める意見書」を国への提出を求める請願書  
(総務常任委員長報告・質疑・討論・採決)
- 第 1 2 議案第140号 児童福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
- 第 1 3 議案第142号 訴えの提起について

- 第14 議案第146号 つがる西北五広域連合の処理する事務の変更及びつがる西北五広域連合規約の変更について  
(民生文教常任委員長報告・質疑・討論・採決)
- 第15 議案第143号 訴えの提起について  
(経済建設常任委員長報告・質疑・討論・採決)
- 第16 議案第126号 令和7年度五所川原市一般会計補正予算(第4号)
- 第17 議案第127号 令和7年度五所川原市国民健康保険事業勘定特別会計補正予算(第2号)
- 第18 議案第128号 令和7年度五所川原市国民健康保険医科診療施設勘定特別会計補正予算(第1号)
- 第19 議案第129号 令和7年度五所川原市国民健康保険歯科診療施設勘定特別会計補正予算(第1号)
- 第20 議案第130号 令和7年度五所川原市後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)
- 第21 議案第131号 令和7年度五所川原市介護保険特別会計補正予算(第1号)
- 第22 議案第132号 令和7年度五所川原市高等看護学院特別会計補正予算(第1号)
- 第23 議案第133号 令和7年度五所川原市水道事業会計補正予算(第1号)
- 第24 議案第134号 令和7年度五所川原市工業用水道事業会計補正予算(第2号)
- 第25 議案第135号 令和7年度五所川原市下水道事業会計補正予算(第3号)
- 第26 議案第147号 令和7年度五所川原市一般会計補正予算(第5号)  
(予算特別委員長報告・質疑・討論・採決)

◎本日の会議に付した事件  
議事日程に同じ

◎出席議員(20名)

1番 花田勝暁議員	2番 金谷勝議員
3番 和田祐治議員	4番 木村清一議員
5番 伊藤雅輝議員	6番 藤田成保議員
8番 秋田幸保議員	9番 藤森真悦議員
10番 黒沼剛議員	11番 松本和春議員
12番 成田和美議員	13番 高橋美奈議員

14番 外崎英継 議員  
16番 平山秀直 議員  
19番 山田善治 議員  
21番 伊藤永慈 議員

15番 木村慶憲 議員  
17番 桑田哲明 議員  
20番 木村博 議員  
22番 山口孝夫 議員

---

◎欠席議員（なし）

---

◎説明のため出席した者（26名）

市 長	佐々木 孝 昌
副 市 長	鎌 田 寿
総 務 部 長	川 浪 生 郎
財 政 部 長	佐々木 崇 人
民 生 部 長	三 橋 大 輔
福 祉 部 長	片 山 善一朗
経 済 部 長	川 浪 治
建 設 部 長	古 川 清 彦
上下水道部長	平 野 聡 史
会 計 管 理 者	小 林 益 代
教 育 長	原 真 紀
教 育 部 長	藤 原 弘 明
選挙管理委員会 委 員 長	中 谷 昌 志
選挙管理委員会 事 務 局 長	鳴 海 新 一
監 査 委 員	小田桐 宏 之
監 査 委 員 事 務 局 長	岡 田 正 人
農業委員会会長	森 義 博
農 業 委 員 会 事 務 局 長	一 戸 武 二
総 務 課 長	荒 谷 智 子
財 政 課 長	永 山 大 介
市 民 課 長	外 崎 経 明

福祉政策課長	鎌田	郁
農林政策課長	西村	長幸
土木課長	工藤	陵
経営管理課長	飛鳥	順一
教育総務課長	須藤	淳也

---

◎職務のため出席した事務局職員

事務局長	工藤	義人
次長	毛内	貴郎

---

◎開議宣告

○木村清一議長 皆さん、おはようございます。ただいまの出席議員20名、定足数に達しております。

これより本日の会議を開きます。

本日の会議は、議事日程第5号により進めます。

---

◎日程第 1 議案第136号から

日程第11 請願第 3号まで

○木村清一議長 日程第1、議案第136号 五所川原市津軽鉄道株式会社に対する固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例の制定についてから日程第11、請願第3号 「インボイス制度廃止と負担を軽減する2割特例・8割控除の継続を求める意見書」を国への提出を求める請願書までの11件を一括議題といたします。

本件に関し、総務常任委員長の報告を求めます。

総務常任委員長。

○黒沼 剛総務常任委員長 一登壇一

おはようございます。本定例会で総務常任委員会に付託されました議案10件及び請願1件について、去る10日、理事者側の出席を求め、委員会を開催し、審査いたしましたので、その経過の概要と結果について御報告いたします。

初めに、議案第136号 五所川原市津軽鉄道株式会社に対する固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例についてであります。本件は津軽鉄道株式会社の経営を支援するため、鉄道の用に供する固定資産に関わる固定資産税の課税免除の適用期間を1年間延長し、令和7年度から令和8年度に改めるものであるとの説明に対し、令和3年度と4年度以降で税額が大きく変化している理由は何か、令和8年度より後の延長はどうなるのか、昨年、津軽鉄道株式会社へ経営改善を要求していたが、その後どうなったかとの質疑があり、新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した事業者に対して家屋や償却資産の課税が免除される特例措置があったため、改めて経営改善計画書を受理後、経営状況を確認して実施の有無や期間を判断する。経営改善計画書より、令和6年度には、ストーブ列車券の値上げやクラウドファンディング等を活用し、経営状況が改善していることを確認したとの答弁を了とし、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、一括議題とした議案第137号 五所川原市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動用自動車の使用の公営に関する条例の一部を改正する条例の制定についてから議案第139号 五所川原市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動用ビラの作成の公営に関する条例の一部を改正する条例の制定についてまでの3件であります。提案理由として、経費に係る限度額について見直しを行うため改正するものであるとの説明に対し、さしたる質疑もなく、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第141号 財産の処分についてであります。本件は価格及び土地の面積について、地方自治法第96条第1項第8号及び五所川原市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により議会の議決を求めるものであるとの説明に対し、評価額は幾らか、この土地の購入時と比べ利益が出たのか、損が出たのか、どう評価するか、この土地の変化はどうなっているか、土地を買い上げたときの単価と今の単価はどうなっているかとの質疑があり、1,720万4,404円である、売却額は購入時より減額となっているが、平成27年から令和3年までの売渡しを行っていた期間と同じ条件、価格で仮契約したものである、給食センター用地として市が購入し建設した残地であり、今までは雪捨場として利用していた、買い上げたときが1万400円、売却時が4,000円である等の答弁を了とし、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、一括議題とした議案第144号 青森県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び青森県市町村総合事務組合規約の変更について並びに議案第145号 青森県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び青森県市町村職員退職手当組合規約の変更についてまでの2件であります。提案理由として、黒石地区清掃施設組合が青森県市町村総合事務組合及び青森県市町村職員退職手当組合から脱退することから削除するため、議会の議決を求めるものであるとの説明に対し、質疑もなく、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第148号 五所川原市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例の制定について及び議案第149号 五所川原市特別職の職員の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。提案理由として、市議会議員及び市長等の特別職の期末手当の支給割合を改めるため提案するものであるとの説明に対し、質疑もなく、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第150号 五所川原市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。提案理由として、人事院及び青森県人事委員会の勧告に準じて、

職員の給料月額並びに初任給調整手当、期末手当、勤勉手当の額及び通勤手当の額等を改定し、支給するため提案するものであるとの説明に対し、改定により総額で年額どれほど増えるのか、駐車場の手当について上限を超える場合はどうなるのか、駐車場の手当は課税なのか非課税なのか等の質疑があり、一般職員全体で1億3,700万円ほどである、上限を超える分は自己負担である、国の動きを参考にしていきたいとの答弁を了とし、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、請願第3号「インボイス制度廃止と負担を軽減する2割特例・8割控除の継続を求める意見書」を国への提出を求める請願書についてであります。採択すべきであるとの意見と不採択とすべきであるとの両方の意見があり、採決の結果、可否同数となったため、委員会条例第17条第1項の規定に基づき、委員長裁決により採択すべきものと決しました。

以上、当委員会の報告といたします。

○木村清一議長 ただいまの委員長報告に対する質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○木村清一議長 質疑を終結いたします。

討論を行います。

請願第3号に対し討論の通告がありますので、これを許可いたします。

1番、花田勝暁議員。

○1番 花田勝暁議員 一登壇一

私は、請願第3号「インボイス制度廃止と負担を軽減する2割特例・8割控除の継続を求める意見書」を国への提出を求める請願書に対し、賛成の立場から討論を行います。

2023年10月から開始されたインボイス制度は、導入から時間が経過した今なお地域経済の現場に大きな混乱と疲弊をもたらしています。本請願に賛成する理由は、大きく分けて3点あります。

第1に、小規模事業者への過度な事務負担と経済的打撃です。当市の地域経済を支えているのは、農家、家族経営の商店、建設業の一人親方、そしてフリーランスなど、多くの小規模事業者です。物価高騰や人手不足が続く中、新たな税負担と膨大な事務作業の増加は、まさに事業者の死活問題となっております。廃業を検討せざるを得ないという悲痛な声が数多く寄せられています。

第2に、激変緩和措置終了後の懸案です。現在、負担軽減策措置として納税額を売上税額の2割に抑える2割特例や、仕入れ税額相当額の一定割合を控除できる8割控除な

どの経過措置が設けられています。しかし、これは、あくまで時限的な措置です。こうした負担軽減措置を打ち切ることは、地域経済の活力をさらにそぐことになりかねません。請願が求めているとおり、制度の廃止を原則としつつ、少なくとも現行の負担軽減措置を継続することは事業者の命綱を守るために不可欠です。

第3に、地方議会としての責務です。インボイス制度の影響は、単に一事業者の問題にとどまりません。事業者の減少は、自治体の税収減にも直結します。国に対し、地域の実情に基づいた制度の見直しを求めること、そして弱い立場にある事業者の声を届けることは、住民の暮らしを守る地方議会の重要な責務であります。

以上の理由により、本請願は、地域経済の実態を反映した切実な願いであり、国へ意見書を提出することは妥当であると考えます。議員各位におかれましては、地域の事業者の苦境に寄り添い、賢明なる御判断を賜りますようお願い申し上げ、私の賛成討論といたします。

○木村清一議長 反対討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○木村清一議長 討論を終結いたします。

採決いたします。

本件に関する委員長報告は、議案第136号から議案第150号までの10件は原案可決、請願第3号は採択であります。

本件は委員長の報告どおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」「異議あり。請願第3号に反対です」と呼ぶ者あり)

○木村清一議長 それでは、請願第3号ですか。ただいまの委員長の報告のうち、請願第3号に対し御異議がありますので、会議規則第74条の2第1項の規定に基づき、電子表決システムによる投票により採決いたします。

ただいまの出席議員19名であります。

念のため申し上げます。

請願第3号について、採択することを可とする議員は賛成のボタンを、否とする議員は反対のボタンを押して投票してください。

なお、会議規則第74条の2第3項の規定により、賛否を明らかにしない場合は否とみなします。

それでは、投票を開始してください。

(投票)

○木村清一議長 投票漏れはありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○木村清一議長 投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

投票の結果を報告いたします。

賛成11票

反対8票

以上のおり賛成が多数であります。

よって、本件は採択されました。投票状況をディスプレイにて表示いたします。

---

請願第3号を可とする議員の氏名

1番 花田勝暁議員	2番 金谷勝議員
6番 藤田成保議員	8番 秋田幸保議員
9番 藤森真悦議員	10番 黒沼剛議員
17番 桑田哲明議員	19番 山田善治議員
20番 木村博議員	21番 伊藤永慈議員
22番 山口孝夫議員	

否とする議員の氏名

3番 和田祐治議員	5番 伊藤雅輝議員
11番 松本和春議員	12番 成田和美議員
13番 高橋美奈議員	14番 外崎英継議員
15番 木村慶憲議員	16番 平山秀直議員

---

○木村清一議長 次に、ただいま議決されました1件を除く10件については、委員長の報告どおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○木村清一議長 異議なしと認めます。

よって、ただいま議決されました1件を除く10件については委員長の報告どおり決しました。

---

◎日程第12 議案第140号から

日程第14 議案第146号まで

○木村清一議長 次に、日程第12、議案第140号 児童福祉法等の一部を改正する法律の施

行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてから日程第14、議案第146号 つがる西北五広域連合の処理する事務の変更及びつがる西北五広域連合規約の変更についてまでの3件を一括議題といたします。

本件に関し、民生文教常任委員長の報告を求めます。

民生文教常任委員長。

○藤森真悦民生文教常任委員長 一登壇一

改めまして、おはようございます。令和7年第6回定例会、民生文教常任委員会委員長報告をさせていただきます。

本定例会で民生文教常任委員会に付託されました議案3件について、去る10日、理事者側の出席を求め、委員会を開催し、審査いたしましたので、その経過の概要と結果について御報告いたします。

初めに、議案第140号 児童福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてであります。本件は児童福祉法等の一部改正により、虐待等の発見時の通報義務等の仕組みが設けられたこと、また一定の場合に家庭的保育事業等における利用乳幼児の健康診断を省略することができることとされたことに伴い、市で基準を定める条例の改正を行うものである等の説明があり、質疑もなく、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第142号 訴えの提起についてであります。本件は旧金木保育所、旧東小学校及び旧五所川原第二中学校に侵入し、当該建物の一部を破壊して銅線、蛇口等を盗取したことから、損害賠償請求の訴えを提起するものであるとの説明に対し、加害者から損害賠償を受け取れる可能性はあるのか、また受け取れなかった場合に、弁護士費用は市の負担になるのか、事件後の市の防犯対策についてなどの質疑があり、弁護士に依頼しており着手金として一部支払い済みである、防犯対策として定期的に見回りをしていく等の答弁を了とし、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第146号 つがる西北五広域連合の処理する事務の変更及びつがる西北五広域連合規約の変更についてであります。本件は一般廃棄物の収集運搬または処分の事務を広域連合で一元化するものであり、それにより連合構成市、町における基準や手続のばらつきを解消し、また重複する審査や手続の統合により行政事務の効率化がなされ、事業者及び各市、町で事務負担も軽減されるものである等の説明があり、質疑もなく、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、当委員会の報告といたします。

○木村清一議長 ただいまの委員長報告に対する質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○木村清一議長 質疑を終結いたします。

討論を行います。通告がありませんので、討論を終結いたします。

採決いたします。

本件に関する委員長報告は、いずれも原案可決であります。

本件は委員長の報告どおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○木村清一議長 異議なしと認めます。

よって、本件は委員長の報告のとおり決しました。

---

◎日程第15 議案第143号

○木村清一議長 次に、日程第15、議案第143号 訴えの提起についてを議題といたします。

本件に関し、経済建設常任委員長の報告を求めます。

経済建設常任委員長。

○外崎英継経済建設常任委員長 一登壇一

おはようございます。本定例会で経済建設常任委員会に付託されました議案1件について、去る10日、理事者側の出席を求め、委員会を開催し、審査いたしましたので、その経過の概要と結果について御報告いたします。

議案第143号 訴えの提起についてであります。市営住宅に入居する者が家賃の納付を怠り、また住宅を明け渡さないことから、住宅の明渡し及び滞納家賃等の支払いを求め訴えを提起しようとするものであるとの説明に対し、家賃滞納の期間及び訴えの提起に至る基準について、本人及び連帯保証人への対応状況について、滞納家賃の回収見込みについて等の質疑があり、家賃滞納は令和4年6月から始まり、長期間にわたり改善が見られなかったものである、3か月の滞納をもって明渡し請求が可能であり、本人及び連帯保証人に対し督促や面談等を重ねて対応してきた、今後は弁護士と相談しながら、明渡し及び滞納家賃の回収に向け対応していく考えである等の答弁を了とし、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、当委員会の報告といたします。

○木村清一議長 ただいまの委員長報告に対する質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○木村清一議長 質疑を終結いたします。

討論を行います。通告がありませんので、討論を終結いたします。

採決いたします。

本件に関する委員長報告は原案可決であります。

本件は委員長の報告どおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○木村清一議長 異議なしと認めます。

よって、本件は委員長の報告のとおり決しました。

---

◎日程第16 議案第126号から

日程第26 議案第147号まで

○木村清一議長 次に、日程第16、議案第126号 令和7年度五所川原市一般会計補正予算(第4号)から日程第26、議案第147号 令和7年度五所川原市一般会計補正予算(第5号)までの11件を一括議題といたします。

本件に関し、予算特別委員長の報告を求めます。

予算特別委員長。

○成田和美予算特別委員長 一登壇一

去る10日の本会議において設置されました予算特別委員会は、同日議場において委員会を開催し、委員長に不肖私、成田和美が、副委員長に藤田成保委員が選任され、翌11日に付託されました議案11件の審査を行いましたので、その経過の概要と結果について御報告いたします。

初めに、議案第126号 令和7年度五所川原市一般会計補正予算(第4号)について、第3表、債務負担行為補正、スクールバス購入費及び体育施設照明LED化業務の債務負担行為限度額の補正内容の質疑に対し、スクールバス購入費は金木小学校のスクールバスとして運行していた市保有バスが老朽化し、500万円程度の修繕費を要する状況となったことから、マイクロバス1台を購入し通学送迎、校外学習に使用する、さらにマイクロバスをもう一台購入し、五所川原地区で業者委託しているスクールバス路線に配置し、校外学習用の移動手段としても活用していく、財源は過疎対策事業債を予定しており、償還期限は12年である、体育施設照明LED化業務について、対象となる施設はつがる克雪ドーム、市民体育館、市営庭球場、金木運動公園等であるなどの答弁がありました。

次に、歳入、第16款不動産売払収入の売却予定の土地の利用方法等についての質疑に対し、土地は青森テクノポリスハイテク工業団地漆川にある普通財産であり、学校給食センターの残地であったことから、売却に関する公募はしていなかったが、事業者から

売却できないかとの打診を受け、検討した結果、雇用の創出等が期待されることなどから、随意契約により売却することにした、成形品を作るために使用する金型製造工場の増設に利用すると伺っているなどの答弁がありました。

次に、歳出、第3款障害者福祉費の障害福祉サービス費及び障害児通所給付費の補正理由についての質疑に対し、障害福祉サービス費における近年の決算額の増減の推移は、おのおの前年度と比較して令和4年度が約3,200万円の増額、令和5年度が約4,500万円の増額、令和6年度は法改正による重度障がい者の支援加算などの創設等があり、約1億1,000万円が増額している、令和7年度も利用者の利用回数の増加や報酬単価の上昇などを踏まえると、年度末までに予算に不足が生じることが見込まれ、増額補正するものである、障害児通所給付費の増額補正については、児童発達支援事業の利用が増加していることが主な理由である、現在障害児通所支援事業の利用者は258名、事業者数は放課後等デイサービス、児童発達支援及び保育所等訪問支援を合わせて14か所であるなどの答弁がありました。

次に、歳出、第7款観光物産費の立佞武多制作事業に金額が記載されていないことへの質疑に対し、立佞武多制作事業には基金繰入金500万円の充当をしていたが、令和7年度青森県都市観光振興特別対策事業助成金が活用できることになったため、基金繰入金を減額、当該助成金500万円を計上し、特定財源の種類がどちらも予算書上、その他に区分されることから、金額等の記載はなく、財源振替の文言だけの記載となったとの答弁がありました。

審査の結果、それぞれ答弁を了とし、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第127号 令和7年度五所川原市国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第2号）について、歳出、第2款葬祭費の増額理由の質疑に対し、葬祭費は国民健康保険に加入している被保険者が亡くなったときに、葬儀を執り行った方に対して支給する給付金であるが、令和7年度当初予算では110人分、550万円を予定していたが、今年10月までに66人分を給付しており、今後も給付件数の増加が見込まれるため増額補正するものであるなどの答弁がありました。審査の結果、これらの答弁を了とし、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第128号 令和7年度五所川原市国民健康保険医科診療施設勘定特別会計補正予算（第1号）及び議案第129号 令和7年度五所川原市国民健康保険歯科診療施設勘定特別会計補正予算（第1号）の2件については、質疑もなく、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第130号 令和7年度五所川原市後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)について、歳出、第1款一般管理事務費に関する後期高齢者資格確認書の暫定運用期限についての質疑に対し、後期高齢者資格確認書の暫定運用期限は令和8年7月末までとなっており、それ以降は基本的にマイナ保険証に切り替わり、マイナ保険証を持っていない後期高齢者の方には、今後、資格確認書を交付することになると考えられるが、国の動向を見極めながら、適切に対処、運用していくなどの答弁がありました。審査の結果、これらの答弁を了とし、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第131号 令和7年度五所川原市介護保険特別会計補正予算(第1号)については、質疑もなく、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第132号 令和7年度五所川原市高等看護学院特別会計補正予算(第1号)について、歳出、第1款一般管理費における職員人件費に関し、職員を補充する予定はあるのかとの質疑に対し、現在、専任教員1名を募集しているとの答弁がありました。審査の結果、答弁を了とし、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第133号 令和7年度五所川原市水道事業会計補正予算(第1号)から議案第135号 令和7年度五所川原市下水道事業会計補正予算(第3号)までの3件及び議案第147号 令和7年度五所川原市一般会計補正予算(第5号)については、質疑もなく、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、当委員会の報告といたします。

○木村清一議長 ただいまの委員長報告に対する質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○木村清一議長 質疑を終結いたします。

討論を行います。通告がありませんので、討論を終結いたします。

採決いたします。

本件に関する委員長報告は、いずれも原案可決であります。

本件は委員長の報告どおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○木村清一議長 異議なしと認めます。

よって、本件は委員長の報告どおり決しました。

以上をもって今定例会に付議された案件の審議は全て終了いたしました。

---

◎市長挨拶

○木村清一議長 市長より発言の申出がありますので、これを許可いたします。

市長。

○佐々木孝昌市長 一登壇一

令和7年第6回定例会の閉会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

木村議長をはじめ、成田予算特別委員長並びに各常任委員長、また議員各位におかれましては、慎重なる御審議をいただきましたことに厚く御礼を申し上げます。審議の過程において賜りました御意見、御提案につきましては、十分にこれを尊重し、検討いたしまして、今後の市政運営に反映させてまいる所存であります。

去る12月8日に発生しました青森県東方沖を震源とする地震においては、八戸市で震度6強、当市においても震度5弱が観測され、県内各地で被害が生じました。被害を受けられた方々に心よりお見舞いを申し上げます。近年は、大規模な地震のほかに局地的な豪雨などによる土砂崩れや洪水が各地で頻発しており、大きな災害をもたらしております。自然災害は、いつどこでどのようなものが発生するのか予測は困難であり、日頃の備えが何よりも重要であります。今後とも市民の皆様の防災意識向上を図るとともに、災害機能の強化に努めながら、災害危機に強い地域づくりに取り組んでまいりますので、議員各位の御協力を賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

さて、今年は、市の新たな総合計画がスタートし、2040年を見据えた将来像「市民ひとりひとりの『思い』で輝く五所川原」の下、多くの市民の皆様と直接対話しながら、地域の未来を支える土台をつくるという思いで市政に取り組んでまいりました。特に全9回にわたり市内各地で開催した住民懇談会では、市民の皆様が直面している直近の課題から将来への不安まで様々な御意見をいただき、人口減少、少子高齢化の進行に伴い、地域課題が多様化、複雑化していることを改めて実感したところであります。目まぐるしく変化する社会情勢の中で、市民の皆様とともに地域の未来をつくっていくため、本年も一つ一つの課題に真摯に向き合い、持続可能なまちづくりに取り組んでまいる所存でありますので、議員各位の御理解を賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。

結びに、寒さも一層増してまいりました。皆様方におかれましては、御自愛の上、よいお年を迎えられますよう、また来る年が希望に満ちた幸多き年となりますよう心よりお祈り申し上げまして、閉会の挨拶とさせていただきます。

どうもありがとうございました。

---

◎閉会宣告

○木村清一議長 これにて令和7年五所川原市議会第6回定例会を閉会いたします。

午前10時44分 閉会



署 名

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

令和7年12月18日

五所川原市議会議長 木 村 清 一

五所川原市議会副議長 木 村 博

五所川原市議会議員 伊 藤 永 慈

五所川原市議会議員 山 口 孝 夫

五所川原市議会議員 花 田 勝 暁

